

障がい者マークの紹介

マーク	名称	マークの意味
	身体障がい者標識 (障がい者マーク)	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者が、運転する場合には表示するマークです。この場合、ほかの自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。
	聴覚障がい者標識 (聴覚障がい者マーク)	法令で定める程度の聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている運転者が、運転する場合には表示するマークです。この場合、ほかの自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。
	障害者のための国際シンボルマーク	障がいを持つ人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。建物の規定などのマークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※このマークは、全ての障がい者を対象としています。 ※個人の車に表示することは、シンボルマーク本来の趣旨とは異なりますので、障がいのある方が乗車していることを周囲に知らせる程度のもになります。道路交通法上の規制を免除されるなどの効力は発生しません。
	盲人のための国際シンボルマーク	視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられるマークです。信号、音声案内装置、国際点字郵便物、書籍などに使用されています。
	耳マーク	このマークは「耳が不自由です」という自己表示が必要ということで作成されたものです。この矢印は、聞こえない・聞こえにくい全ての人々にとっての聞こえの向上、保障を求めていく積極的な生き方の象徴です。 このマークを付けた方と話すときは、「はっきり口元を見せて話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。
	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）同伴啓発のためのマークです。 平成14年に「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関、デパートなど民間施設でも身体障害者補助犬が、同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を連れていての方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願い致します。
	オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱の方たち（オストメイト）のための施設があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入り口・案内誘導プレートに表示されています。
	ハート・プラスマーク	このマークは身体内部に障害がある人を表すマークです。内部障害の方は外見からわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを目にしたら、身体内部に障害がある方がいることをご理解いただき、ご協力をお願い致します。

岐阜県障がい者総合支援プラン

岐阜県障がい者総合支援プラン



平成 27 年 3 月
岐阜県

岐阜県

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

表紙の絵は、ふれあいアートステーション・ぎふ
平成26年度大賞作品です。

作者 難波 岳雄 さん (岐阜市)

作品名 「中国の猛獣」

< 目 次 >

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の性格及び位置付け	3
3 計画の期間	3
4 障害保健福祉圏域の設定	5
5 計画の推進	6
(1) 期待される役割と責務	6
(2) 施策の推進体制	6
第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向	7
1 障がい者の動向	8
(1) 身体障がい者	9
(2) 知的障がい者	12
(3) 精神障がい者	14
(4) 難病患者	16
2 障がい者を取り巻く施策の動向	18
(1) 国の障害者基本計画	18
(2) 障害者総合支援法の施行	18
(3) 障害者虐待防止法の施行	19
(4) 障害者雇用促進法の改正	19
(5) 障害者優先調達推進法の施行	19
(6) 障害者差別解消法の成立	19
(7) 障害者権利条約の批准	19
第3章 計画の概要	21
1 基本目標	22
2 施策体系	22
第4章 分野別施策	25
I 安心して暮らせる社会環境づくり	26
1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進	26
(1) 障がいを理由とした差別解消、虐待の防止	26
(2) 相互理解を深める教育の推進	28
(3) 障がい者の権利・利益の保護	29

2	福祉を支える地域社会の構築	30
	(1) 地域での支え合い活動の発展支援	30
	(2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進	31
3	福祉のまちづくりの推進	33
	(1) ひとにやさしいまちづくりの推進	33
	(2) 安全な移動、交通対策の推進	34
4	身近な相談支援体制の確立	36
5	岐阜市鷺山エリア福祉ゾーン等の再整備	40
	(1) 岐阜市鷺山エリア福祉ゾーンの再整備	40
	(2) ひまわりの丘の再整備	42
6	情報環境の整備	43
	(1) 情報バリアフリー化の推進	43
	(2) 意思疎通支援の充実	43
7	安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）	45
8	福祉人材の確保支援と育成	47
II	社会参加を進める支援の充実	50
1	教育の充実	50
2	雇用・就労の促進	55
	(1) 障がい者の一般就労拡大プロジェクトの推進	55
	(2) 福祉的就労の充実	59
3	外出や移動の支援	61
4	障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実	62
	(1) 障がい者スポーツの振興	62
	(2) 障がい者の芸術・文化活動の振興	64
III	日常生活を支える福祉の充実	65
1	障がい者の地域生活支援	65
	(1) 親亡き後の住まいの場の確保と地域生活移行支援	65
	(2) 入院中の精神障がい者の地域移行支援	67
2	施設入所者への環境・サービスの質の向上	69
3	所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進	70
IV	質の高い保健・医療提供体制の整備	71
1	障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実	71
2	障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実	73
	(1) 保健・医療体制の充実	73
	(2) 療育体制の充実	74
	(3) 発達障がい児者支援の充実	75

(4) 重度障がい者支援の充実	78
(5) 難病患者支援の充実	80
3 リハビリテーション体制の整備	82
第5章 国の基本指針に即して定める「第4期障害福祉計画」	83
1 計画の策定にあたって	84
(1) 計画の性格及び位置付け	84
(2) 第4期計画の期間	84
(3) 障害保健福祉圏域の設定	84
(4) 計画の推進体制	85
(5) 障害福祉サービス等の見込量の算出	85
2 数値（成果）目標	86
(1) 平成29年度の数値（成果）目標の設定	86
3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等	93
(1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等	93
(2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について	104
第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項	117
1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項	118
(1) 専門性の高い相談支援事業	118
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	120
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	121
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	122
(5) 広域的な支援事業	122
第6章のとりまとめ（地域生活支援事業（都道府県事業））	124
【参考】	
「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）」（国の基本指針）に掲げる都道府県障害福祉計画に定める事項等（抜粋）	125
第7章 達成目標	129
I 安心して暮らせる社会環境づくり	130
II 社会参加を進める支援の充実	131
III 日常生活を支える福祉の充実	132
IV 質の高い保健・医療提供体制の整備	133

資 料	135
障がい福祉に関するアンケート調査結果	136
岐阜県障害者施策推進協議会条例	151
岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿	153
岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱	154
岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿	156
岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）策定検討会設置要綱	158
計画の策定経過	160
用語解説	164

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本県では、平成7年3月に「岐阜県障害者基本計画」（平成7年度～16年度）を、平成17年3月には「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）を策定し、県の障がい者施策の総合的な推進に取り組んできました。また、平成22年3月にはプランを改定し、「第2期岐阜県障がい者支援プラン」として、「障がいのある人が安心して暮らせる人にやさしい岐阜県づくり」を基本目標に、施策の一層の推進を図っております。

一方、平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、障がいの種別に関わりなく、市町村により福祉サービスを一元的に提供される体制となりました。そして同法に基づき、本県においても第1期及び第2期の「岐阜県障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保と充実を図ってまいりました。また、平成24年3月には、前2期計画の実施状況を踏まえつつ、「第3期岐阜県障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図っております。

この間、国においては、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が平成25年4月に施行され、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加え、障害福祉サービス等の対象とするなどの見直しが行われました。

また、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」批准に向け、平成23年に障害者基本法が改正され、障害者の定義を見直し、差別禁止の中に合理的配慮の概念が盛り込まれました。平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行され、平成25年4月には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行されました。さらに、平成25年6月には、障害者に対する差別的取扱いの禁止などが盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立しました。これら一連の国内法の整備を踏まえ、平成26年1月に障害者権利条約を批准しました。

本県では、このような障がい者施策の目まぐるしい変化に的確に対応しながら、県の実情を踏まえ、県内の障がい者への福祉サービスの更なる向上を図り、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」の着実な進展を目指して、総合的な施策推進を図れるよう、「岐阜県障がい者支援プラン」と「岐阜県障害福祉計画」を統合し、「岐阜県障がい者総合支援プラン」として策定するものです。

2 計画の性格及び位置付け

(1) この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、及び障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」として策定するものであり、県の障がい者福祉施策推進に当たっての基本的な考え方や実施施策等を包括的に記述するとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保のための方策やその質の向上のために講ずる措置を定め、今後の障がい者福祉施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

なお、この計画は、県政運営の指針である「岐阜県長期構想（平成21～30年度）」及び「岐阜県長期構想中間見直し（平成26～30年度）」の内容を踏まえたものとしております。

(2) この計画は県全体の障がい者施策の基本的方向を示すものであり、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるものです。また、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

(3) 岐阜県の障がい者福祉の向上に関するものである限り、県が自ら取り組む施策・事業のみならず、障がい者を始めとした県民、民間事業者、市町村、国等が取り組む施策・事業についても必要に応じて盛り込んでいます。

(4) この計画における障がい者とは、障害者基本法第2条の定義に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能障がいのある方で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方」とします。このため、手帳保持者に限らず、障がいによる支援を必要とする方を「障がい者」と捉え、その支援を進めてまいります。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

ただし、昨今の障がい者を取り巻く施策の変化に的確に対応するため、必要に応じて点検・見直しを行います。

岐阜県障がい者総合支援プランについて

○ 趣 旨

- ・障がい者のための施策に関する基本的な計画を定めた「第2期岐阜県障がい者支援プラン」と、障害福祉サービス等に関して具体的な数値目標等を定めた「第3期岐阜県障害福祉計画」が共に平成27年3月末で終期を迎えた。
- ・これまで別々に定めていた両計画の一層の調和を図り、障がい者施策を総合的に推進するため、両計画を一体化して、「岐阜県障がい者総合支援プラン」と総称する。

	岐阜県障害者計画 (第2期岐阜県障がい者支援プラン)	岐阜県障害福祉計画 (第3期岐阜県障害福祉計画)
根 拠 法	障害者基本法11条2項	障害者総合支援法89条
計 画 期 間	・計画期間について法の定め「無し」 ・「第2期岐阜県障がい者支援プラン」はH22～H26の5年間	・計画期間について法の定め「有り」 ・「第3期岐阜県障害福祉計画」はH24～H26の3年間
計 画 の 趣 旨	障がい者のための施策全般に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供の確保に関する計画
対 応 関 係	<p>■「岐阜県障害福祉計画」は「岐阜県障害者計画」の特定分野(障害福祉サービス等の提供)について目標値等を設定。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">岐阜県障害者計画</p> <p>計画に定める事項</p> <p>【総論】○基本理念、施策の方向 【各論】○分野別施策(施策の展開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援 ・保健・医療 ・教育 ・社会参加 ・生活環境 ・安全・安心 ・ ・ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">岐阜県障害福祉計画</p> <p>計画に定める事項</p> <p>【指定障害福祉サービス等の見込量等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各年度毎のサービス種類毎の見込量 ○見込量確保のための方策 ○各年度毎の相談支援の見込量 ○地域生活支援事業(県実施事業)に関する事項 <p>【目標値の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設の入所者の地域生活への移行 ○退院可能精神障がい者の地域生活への移行 ○福祉施設から一般就労への移行 </div> </div>	

○ 計画の期間

- 岐阜県障がい者総合支援プランの計画期間は、3カ年とする。

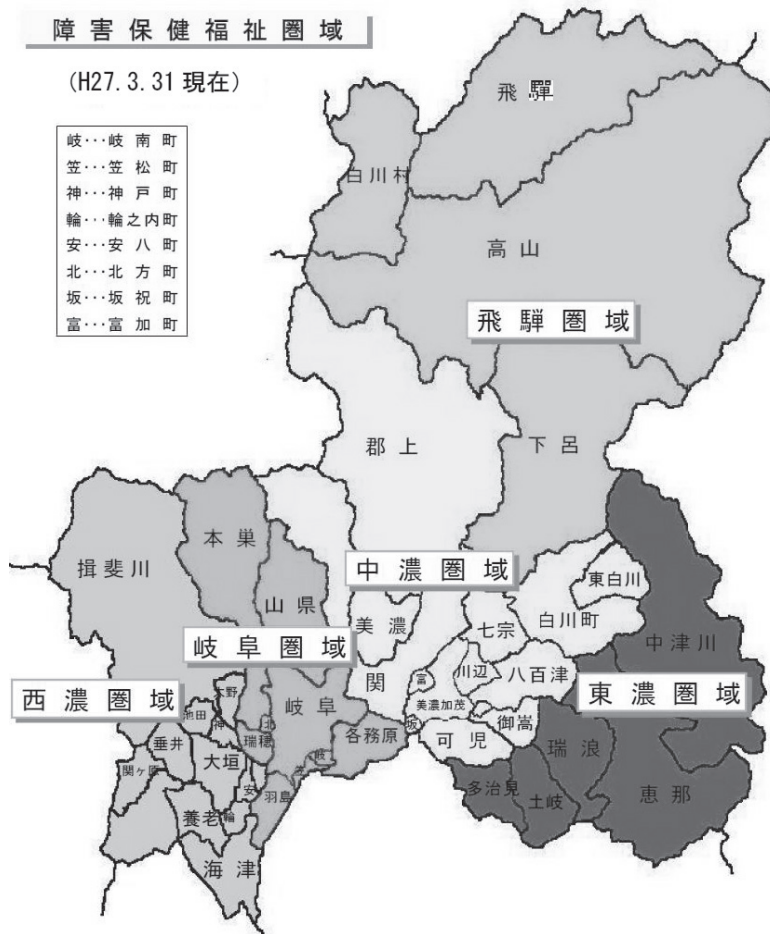
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者計画	第2期岐阜県障がい者支援プラン					岐阜県障がい者総合支援プラン		
障害福祉計画	第2期岐阜県障害福祉計画	第3期岐阜県障害福祉計画				第4期岐阜県障害福祉計画		

4 障害保健福祉圏域の設定

現在の障がい者福祉は、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで主体的に取り組んでいくことが重要となっていますが、障がい者は市町村ごとの対象者が少なく、障がいの種類によっては専門的な対応が必要となることから、複数の市町村による広域的な取組みも必要であります。

そこで、県内に次の5つの障害保健福祉圏域を設定し、必要なサービスを圏域の中で計画的に推進する体制を確立します。

なお、この圏域設定は、岐阜県保健医療計画二次医療圏及び岐阜県老人保健福祉圏域と同一としております。



圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山口市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛驒圏域	高山市、飛驒市、下呂市、大野郡

5 計画の推進

(1) 期待される役割と責務

障がいの有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するためには、行政だけではなく、企業、地域住民組織、NPO、ボランティアなど公共的サービスの多様な担い手と連携して県政を進めていくために課題を共有し、それぞれが課題解決のために自らの役割分担と責務を自覚して積極的・主体的に取り組むことが期待されます。

また、地域によって異なる多様な課題に対応し、住民が望むサービスを提供していくために、できる限り住民に近い市町村がサービスの実施主体であることを踏まえながら、市町村や国と課題を共有し、対等な立場で課題解決に向けて協力して取り組んでいくという姿勢を基本としています。

(2) 施策の推進体制

- ① 県は、この計画の内容が市町村障害者計画に適切に反映され、着実な実施が図られるよう、市町村の自主性、主体性を尊重しつつ、市町村障害者計画の策定、改定等の支援を行います。
- ② 施策の推進にあたっては、市町村と県との連携を密にし、協働して障がい者福祉の向上に努めます。
- ③ 計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行い、評価結果の公表に取り組みます。また、計画の推進や見直し等にあたっては、「岐阜県障害者施策推進協議会」や「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴取するとともに、障がい者団体や県民ニーズ等を十分踏まえて進めます。

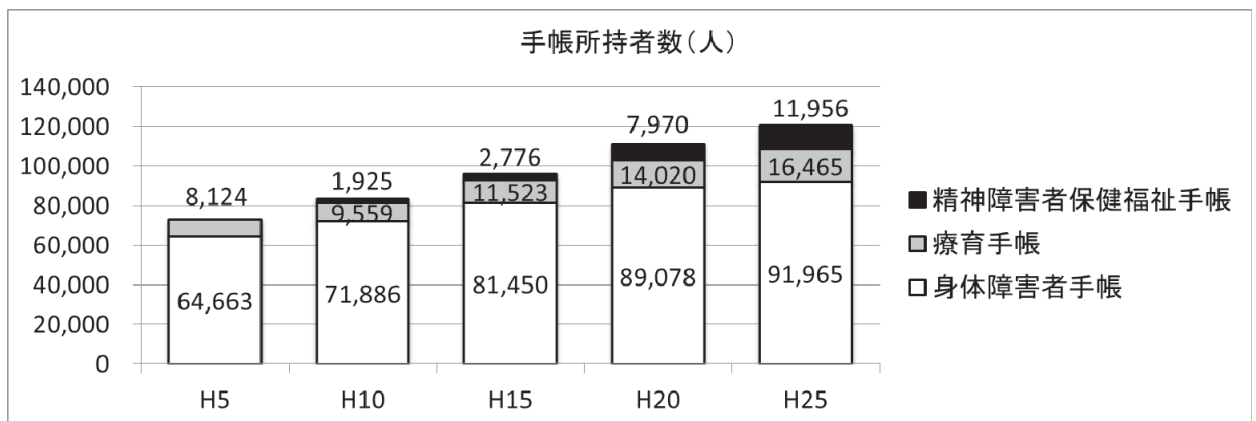
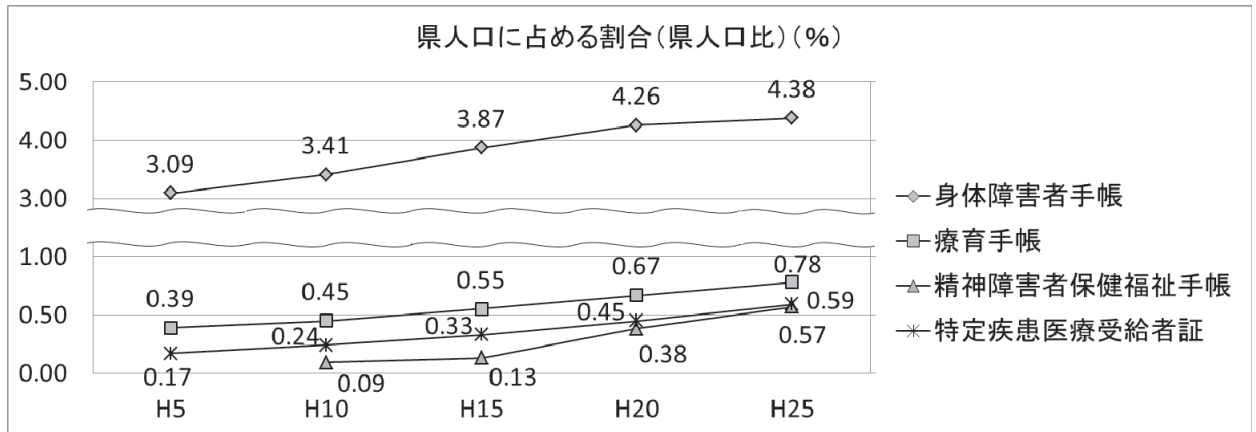
第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

1 障がい者の動向

平成25年度末現在で、県内の手帳所持者は、身体(身体障害者手帳)91,965人、知的(療育手帳)16,465人、精神(精神障害者保健福祉手帳)11,956人、合計120,386人となっています。また、難病患者のうち、特定疾患医療受給者証交付者数は12,414人となっています。

平成5年度末現在(精神は平成10年度末現在)と比べて、身体(42.2%増)、知的(102.7%増)、精神(521%増)とすべての障がいにおいて手帳所持者が増加しており、県人口に占める割合(県人口比)も年々増加の傾向にあります。



(単位:人、%、各年度末現在)

	H5		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比
手帳所持者(合計)	72,787	3.48	83,370	3.95	95,749	4.55	111,068	5.31	120,386	5.73
身体障害者手帳	64,663	3.09	71,886	3.41	81,450	3.87	89,078	4.26	91,965	4.38
療育手帳	8,124	0.39	9,559	0.45	11,523	0.55	14,020	0.67	16,465	0.78
精神障害者保健福祉手帳	手帳制度は平成7年から		1,925	0.09	2,776	0.13	7,970	0.38	11,956	0.57
特定疾患医療受給者証交付者	3,539	0.17	5,075	0.24	6,898	0.33	9,315	0.45	12,414	0.59

※県人口比は住民基本台帳人口による (H25のみ平成26年1月1日現在の人口から算出)。

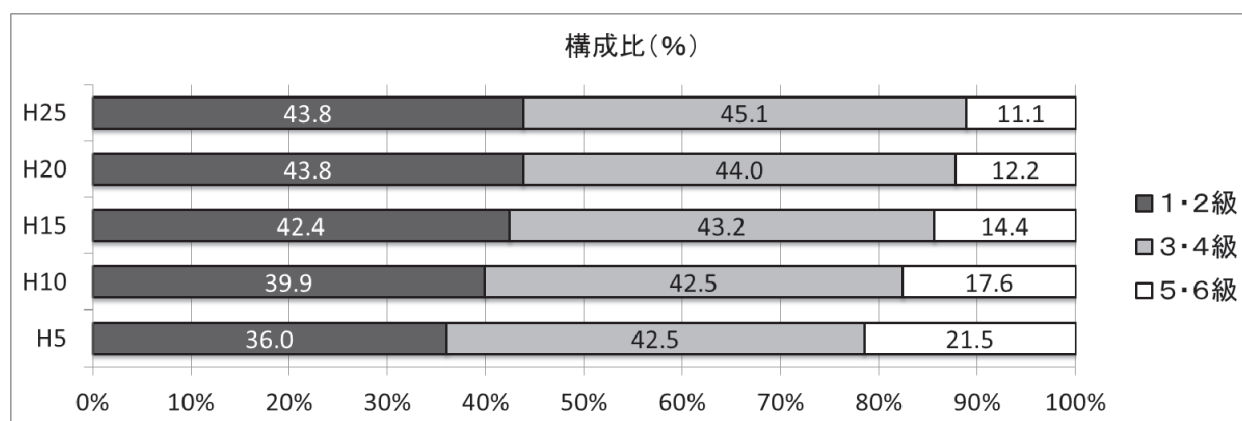
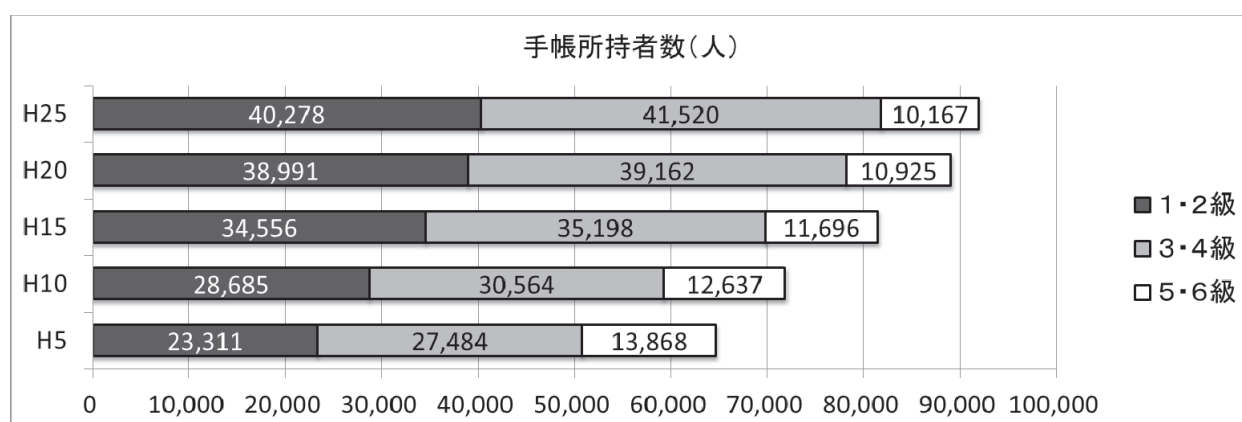
(1) 身体障がい者

① 障害等級別

障害等級別に見ると、3・4級の中度障がい者が41,520人(構成比45.1%)と最も多く、次いで1・2級の重度障がい者が40,278人(同43.8%)、5・6級の軽度障がい者が10,167人(同11.1%)となっています。

平成5年度から平成25年度までの等級別の構成比の推移を見ると、重度障がい者及び中度障がい者の構成比が増加しているのに対し、軽度障がい者の構成比が減少しており、障がいの重度化がうかがえます。

障害等級別の推移 (H5～H25年度)



(単位:人、%、各年度末現在)

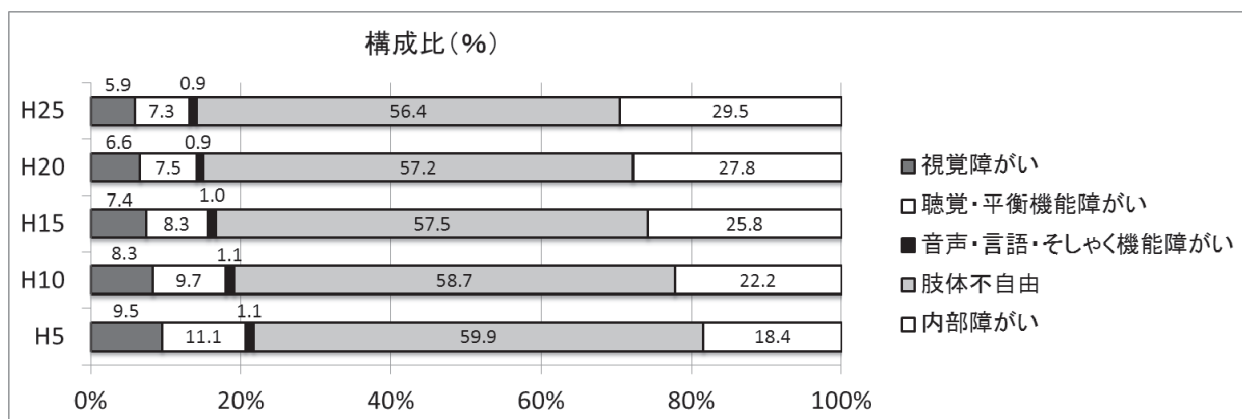
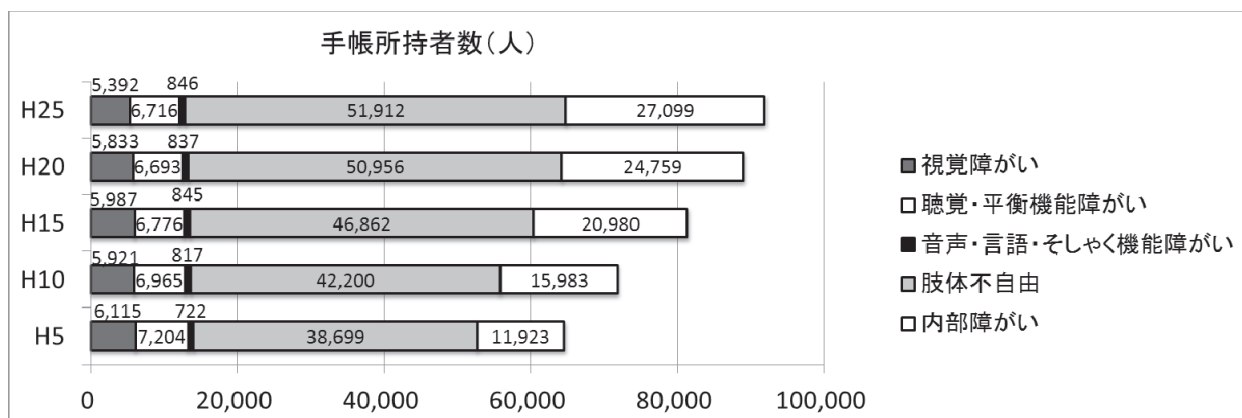
	H5		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1・2級(重度障がい者)	23,311	36.0	28,685	39.9	34,556	42.4	38,991	43.8	40,278	43.8
3・4級(中度障がい者)	27,484	42.5	30,564	42.5	35,198	43.2	39,162	44.0	41,520	45.1
5・6級(軽度障がい者)	13,868	21.5	12,637	17.6	11,696	14.4	10,925	12.2	10,167	11.1
合計	64,663	100.0	71,886	100.0	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100.0

② 障がい部位別

障がい部位別に見ると、「肢体不自由」が51,912人(構成比56.4%)と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで「内部障がい」が27,099人(同29.5%)と多く、全体の約3割を占めています。

平成5年度から平成25年度までの部位別の構成比の推移を見ると、「内部障がい」が18.4%から29.5%と大幅に増加しているのに対し、その他の障がいの構成比は減少しており、「視覚障がい」及び「聴覚・平衡機能障がい」については、人数そのものが減少しています。

障がい部位別の推移 (H5～H25年度)



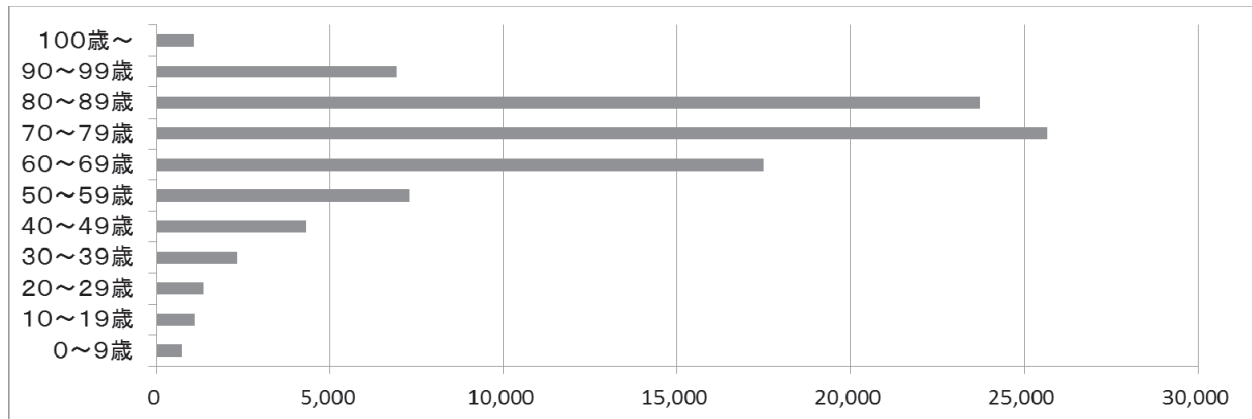
(単位:人、%、各年度末現在)

	H5		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
視覚障がい	6,115	9.5	5,921	8.3	5,987	7.4	5,833	6.6	5,392	5.9
聴覚・平衡機能障がい	7,204	11.1	6,965	9.7	6,776	8.3	6,693	7.5	6,716	7.3
音声・言語・そしゃく機能障がい	722	1.1	817	1.1	845	1.0	837	0.9	846	0.9
肢体不自由	38,699	59.9	42,200	58.7	46,862	57.5	50,956	57.2	51,912	56.4
内部障がい	11,923	18.4	15,983	22.2	20,980	25.8	24,759	27.8	27,099	29.5
合計	64,663	100.0	71,886	100.0	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100.0

③ 年齢階層別

年齢階層別に見ると、70歳代が最も多く、次いで80歳代、60歳代の順となっており、身体障がい者は高齢者が大半を占めていることがうかがえます。

身体障害者手帳所持者の年齢別分布（平成26年3月末現在、人）



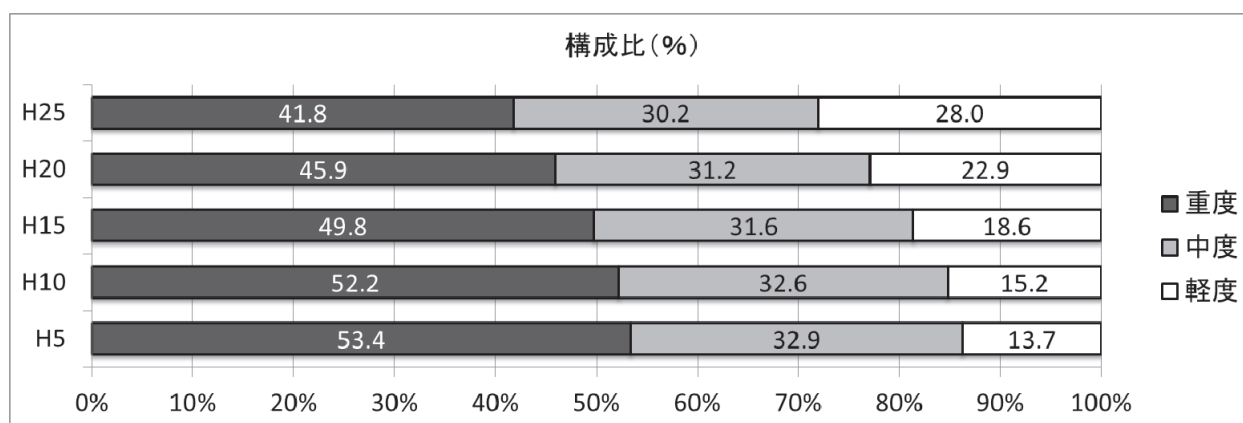
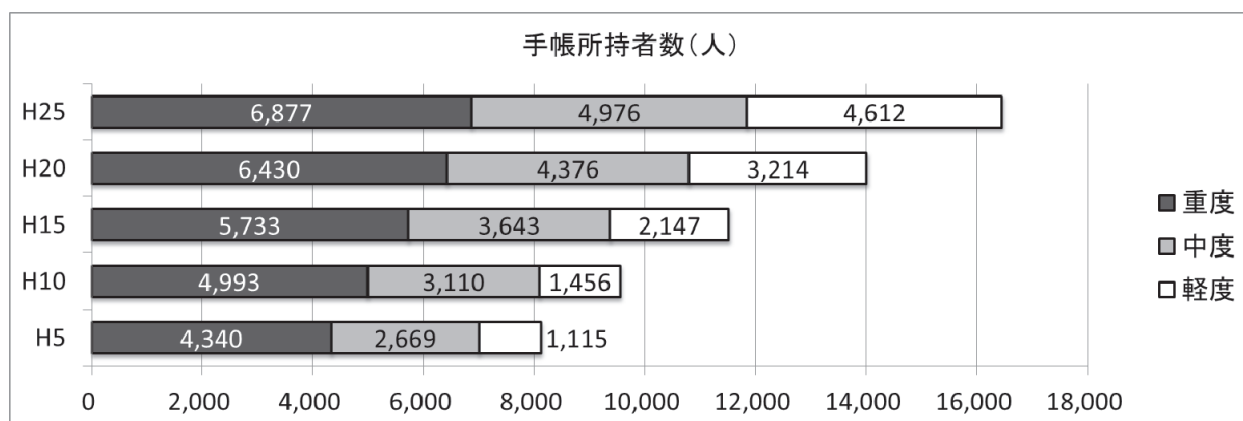
(2) 知的障がい者

① 障害程度別

障害程度別に見ると、重度(A、A1、A2)が6,877人(構成比41.8%)と約4割を占めて最も多く、次いで中度(B1)が4,976人(同30.2%)、軽度(B2)が4,612人(同28.0%)となっています。

平成5年度から平成25年度までの障害程度別の構成比の推移を見ると、特に軽度(B2)が増加傾向にあります。

障害程度別の推移 (H5～H25年度)



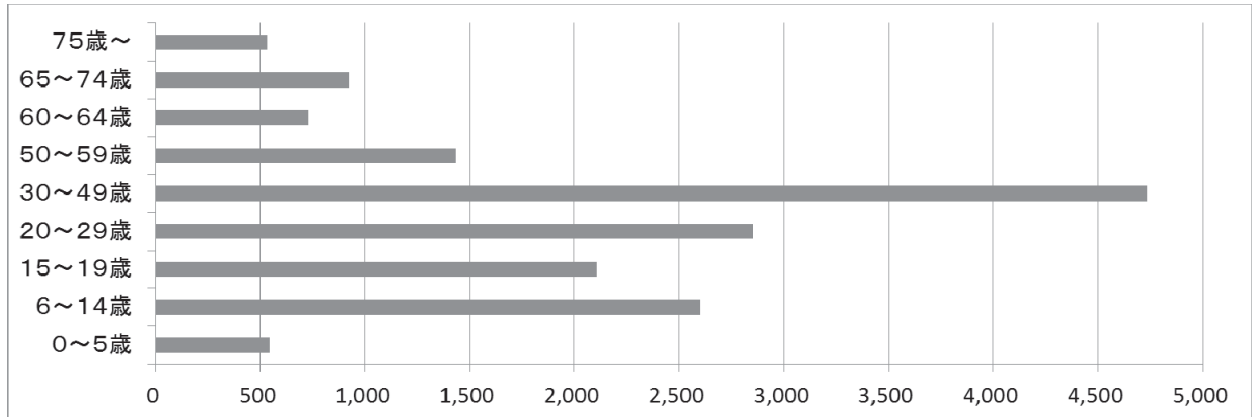
(単位:人、%、各年度末現在)

	H5		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
重度(A,A1,A2)	4,340	53.4	4,993	52.2	5,733	49.8	6,430	45.9	6,877	41.8
中度(B1)	2,669	32.9	3,110	32.6	3,643	31.6	4,376	31.2	4,976	30.2
軽度(B2)	1,115	13.7	1,456	15.2	2,147	18.6	3,214	22.9	4,612	28.0
合計	8,124	100.0	9,559	100.0	11,523	100.0	14,020	100.0	16,465	100.0

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、身体障がい者とは異なり、10歳代から50歳代までまんべんなく分布していることがうかがえます。

療育手帳所持者の年齢別分布（平成26年3月末現在、人）



（※なお、療育手帳所持数については、統計の都合上、年齢分布が均一となっております。）

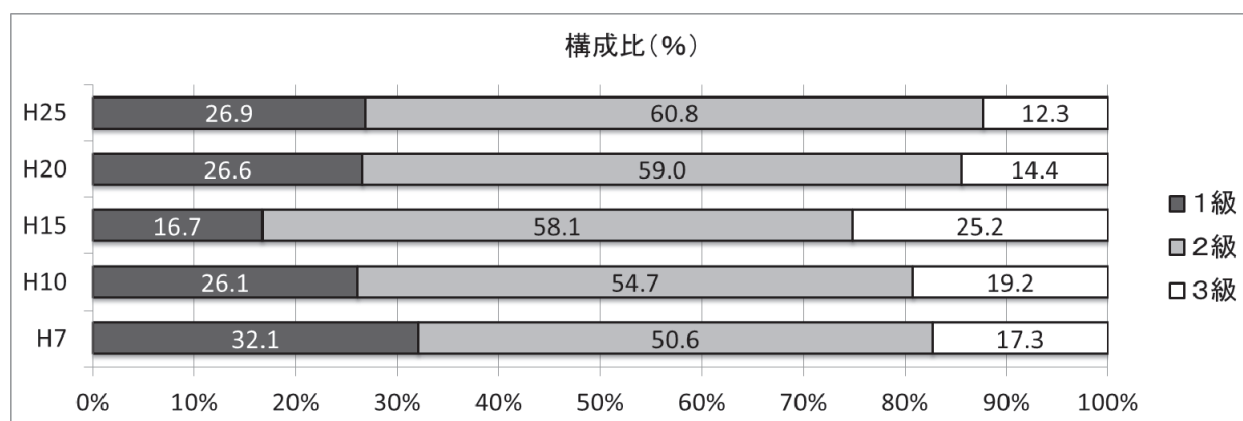
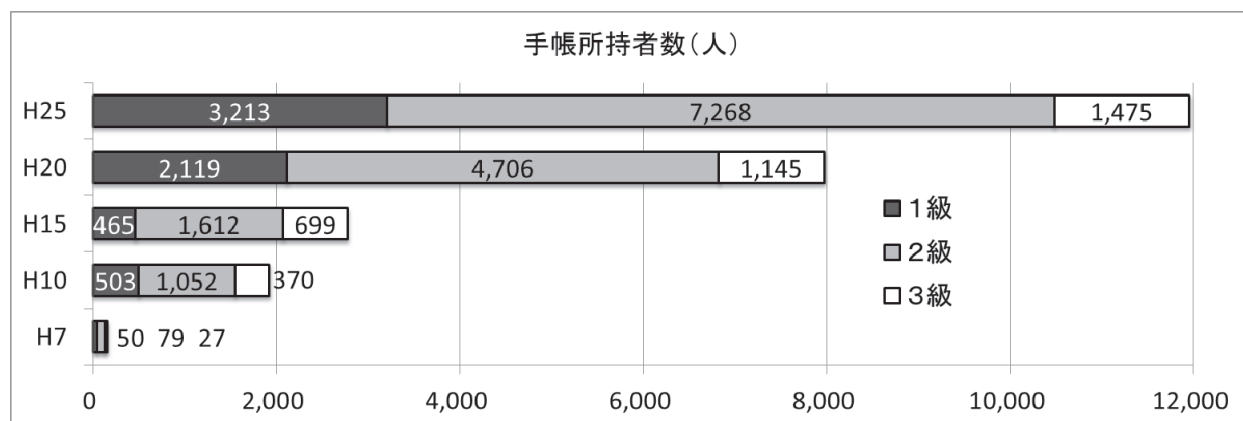
(3) 精神障がい者

① 障害等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、2級が7,268人(構成比60.8%)と最も多く、次いで1級が3,213人(同26.9%)、3級が1,475人(同12.3%)となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成7年の制度開始以来、年々増加していますが、特に近年は、平成18年度の県福祉医療費助成制度の改正等を背景に、手帳所持者が急激に増加しています。その結果、平成25年度の手帳所持者数は、平成15年度の約4.3倍に増加しております。

障害等級別の推移 (H5~H25年度)



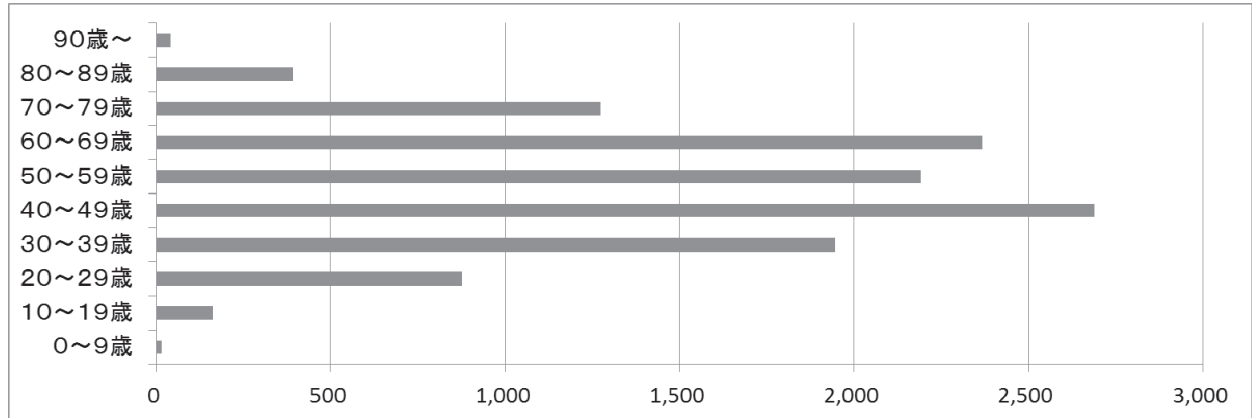
(単位:人、%、各年度末現在)

	H7		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1級	50	32.1	503	26.1	465	16.7	2,119	26.6	3,213	26.9
2級	79	50.6	1,052	54.7	1,612	58.1	4,706	59.0	7,268	60.8
3級	27	17.3	370	19.2	699	25.2	1,145	14.4	1,475	12.3
合計	156	100.0	1,925	100.0	2,776	100.0	7,970	100.0	11,956	100.0

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、40歳代が最も多く、次いで60歳代、50歳代の順となっており、中高年層に多いことがうかがえます。

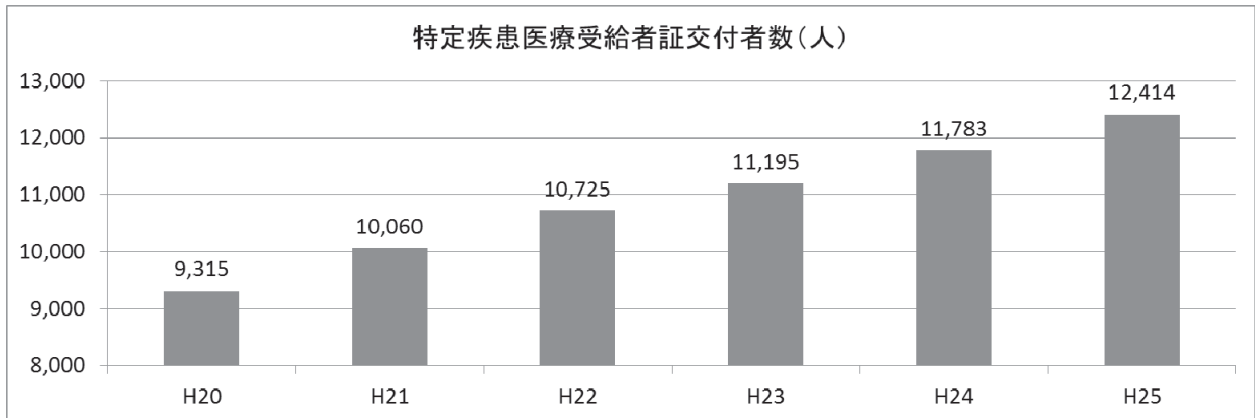
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別分布（平成26年3月末現在、人）



(4) 難病患者

障害者総合支援法の施行により、身体障害者手帳の有無にかかわらず、難病患者も障害福祉サービス等を利用することが可能となりました。また、平成27年1月からは、法の対象となる難病等が151疾病に拡大されています。

また、特定疾患医療受給者証交付者数は年々増加しています。平成25年度末の所持者数は12,414人となっており、平成20年度末の9,315人の約1.3倍になっています。



障害者総合支援法の対象となる疾病（平成27年1月1日現在）

1	IgA腎症	52	ゴナドトロピン分泌亢進症	102	TNF受容体関連周期性症候群
2	亜急性硬化性全脳炎	53	混合性結合組織病	103	天疱瘡
3	アジソン病	54	再生不良性貧血	104	特発性拡張型心筋症
4	アミロイドーシス	55	再発性多発軟骨炎	105	特発性間質性肺炎
5	ウルリッヒ病	56	サルコイドーシス	106	特発性基底核石灰化症
6	HTLV-1関連脊髄症	57	シェーグレン症候群	107	特発性血小板減少性紫斑病
7	ADH分泌異常症	58	CFC症候群	108	特発性血栓症
8	遠位型ミオパチー	59	色素性乾皮症	109	特発性大腿骨頭壊死症
9	黄色靭帯骨化症	60	自己貪食空胞性ミオパチー	110	特発性門脈圧亢進症
10	潰瘍性大腸炎	61	自己免疫性肝炎	111	特発性両側性感音難聴
11	下垂体前葉機能低下症	62	自己免疫性溶血性貧血	112	突発性難聴
12	加齢性黄斑変性症	63	視神経症	113	難治性ネフローゼ症候群
13	肝外門脈閉塞症	64	若年性肺気腫	114	膿疱性乾癬
14	関節リウマチ	65	シャルコー・マリー・トゥース病	115	嚢胞性線維症
15	肝内結石症	66	重症筋無力症	116	パーキンソン病
16	偽性低アルドステロン症	67	シュワルツ・ヤンベル症候群	117	バージャー病
17	偽性副甲状腺機能低下症	68	神経性過食症	118	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
18	球脊髄性筋萎縮症	69	神経性食欲不振症	119	肺動脈性肺高血圧症

第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

19	急速進行性糸球体腎炎	70	神経線維腫症	120	肺胞低換気症候群
20	強皮症	71	神経有棘赤血球症	121	バッド・キアリ症候群
21	巨細胞性動脈炎	72	進行性核上性麻痺	122	ハンチントン病
22	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	73	進行性骨化性線維形成異常症	123	汎発性特発性骨増殖症
23	ギラン・バレー症候群	74	進行性多巣性白質脳症	124	肥大型心筋症
24	筋萎縮性側索硬化症	75	スティーヴンス・ジョンソン症候群	125	ビタミンD依存症二型
25	クッシング病	76	スモン	126	非典型型溶血性尿毒症症候群
26	クリオピリン関連周期熱症候群	77	正常圧水頭症	127	皮膚筋炎／多発性筋炎
27	グルココルチコイド抵抗症	78	成人スチル病	128	びまん性汎細気管支炎
28	クロウ・深瀬症候群	79	成長ホルモン分泌亢進症	129	肥満低換気症候群
29	クローン病	80	脊髓空洞症	130	表皮水疱症
30	結節性硬化症	81	脊髓小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	131	フィッシャー症候群
31	結節性多発動脈炎	82	脊髓性筋萎縮症	132	封入体筋炎
32	血栓性血小板減少性紫斑病	83	全身型若年性特発性関節炎	133	ブラウ症候群
33	原発性アルドステロン症	84	全身性エリテマトーデス	134	プリオン病
34	原発性硬化性胆管炎	85	先天性QT延長症候群	135	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
35	原発性高脂血症	86	先天性魚鱗癬様紅皮症	136	ベスレムミオパシー
36	原発性側索硬化症	87	先天性筋無力症候群	137	ベーチェット病
37	原発性胆汁性肝硬変	88	先天性副腎低形成症	138	ベルオキシソーム病
38	原発性免疫不全症候群	89	先天性副腎皮質酵素欠損症	139	発作性夜間ヘモグロビン尿症
39	顕微鏡的多発血管炎	90	大脳皮質基底核変性症	140	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパシー
40	硬化性萎縮性苔癬	91	高安静脈炎	141	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
41	好酸球性筋膜炎	92	多系統萎縮症	142	慢性膝炎
42	好酸球性消化管疾患	93	多発血管炎性肉芽腫症	143	慢性特発性偽性腸閉塞症
43	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	94	多発性硬化症／視神経脊髄炎	144	ミトコンドリア病
44	後縦靭帯骨化症	95	多発性嚢胞腎	145	メニエール病
45	甲状腺ホルモン不応症	96	遅発性内リンパ水腫	146	網膜色素変性症
46	拘束型心筋症	97	チャージ症候群	147	もやもや病
47	広範脊柱管狭窄症	98	中毒性表皮壊死症	148	ライソゾーム病
48	抗リン脂質抗体症候群	99	腸管神経節細胞僅少症	149	ランゲルハンス細胞組織球症
49	コステロ症候群	100	TSH受容体異常症	150	リンパ脈管筋腫症
50	骨髄異形成症候群	101	TSH分泌亢進症	151	ルビンシュタイン・テイビ症候群
51	骨髄線維症				

2 障がい者を取り巻く施策の動向

近年、障がい者施策は大きな転換期を迎えており、重要な制度改革や基本的な考え方の見直しが行われています。

(1) 国の障害者基本計画

国においては、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～14年度)を、平成14年には、平成5年に改正された障害者基本法に基づく「障害者基本計画」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障がい者施策を推進してきました。

また、この間における障害者権利条約締結に向けた取組みや有識者等の意見を踏まえ、「障害者基本計画(第3次)」(平成25年度～29年度)を策定しました。

「障害者基本計画(第3次)」においては、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

(2) 障害者総合支援法の施行

平成15年4月、行政がサービスの内容と事業者を決めていた従来の措置制度から、障がい者が自らサービスを選定し、サービス提供事業者と契約する利用者本位の支援費制度に移行しました。

これにより、居宅介護サービス等の利用者が大幅に増加しましたが、一方では身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がい種別ごとにサービスが提供されていることや、地域ごとのサービスに格差があることなどが政策課題となっておりました。

こうした課題に対応するため、障害者自立支援法が平成18年4月に施行されました。障害者自立支援法では、制度面においては、これまで身体、知的、精神の障がい別に進めてきた施策体系を、障がいや年齢、疾病を問わず支援する、また、サービスの提供体制が県と市町村とで別々であったものを、市町村が中心となって一元的に支援する体系に改める、また、福祉サービス等の費用について国の財政責任を明確化し、義務的に負担する仕組みとすることなどを基本としました。

同時に、障害福祉サービスに係る利用者負担については、従来の所得に応じた「応能負担」から、サービス量と所得に応じた「応益負担」に改め、サービス量に応じて1割の自己負担を求めました。これは、サービス利用の多寡による障がい者間の公平や、障がい者自らも制度を支えることによる制度運営の効率性と安定性の確保を目指したものでした。

さらに、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に難病等を加え、

障害福祉サービスの対象を拡大するとともに、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業を追加するなどの見直しが行われ、障害者総合支援法として、平成25年4月に施行されました。

(3) 障害者虐待防止法の施行

平成23年6月に障害者虐待防止法が成立し、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されました。

(4) 障害者雇用促進法の改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」が改正され、精神障がい者についても、身体障がい者、知的障がい者に加え、法定雇用率の算定基礎に加えられることとなります。（平成30年4月施行）

また、雇用における障がい者に対する差別的取扱いの禁止などが規定されました。（平成28年4月施行）

(5) 障害者優先調達推進法の施行

障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行となり、国や地方公共団体は物品や役務の調達にあたって、障害者就労施設等から優先的に調達するよう努めることとされました。

(6) 障害者差別解消法の成立

平成25年6月に障害者差別解消法が成立しました。この法律は、障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」「障がいのある人に対する合理的配慮の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが規定されています。（平成28年4月施行）

(7) 障害者権利条約の批准

日本は平成26年1月に障害者権利条約を批准しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。

第3章 計画の概要

第3章 計画の概要

1 基本目標

- 本計画の基本目標については、平成17年3月策定の「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）、平成22年3月改定の「第2期岐阜県障がい者支援プラン」（平成22年度～26年度）においては、「障がいのある人が安心して暮らせる人にやさしい岐阜県づくりを進めます。」を掲げ、施策を推進してまいりました。引き続き、障がい者への福祉サービスのさらなる向上を目指して施策を推進してまいります。これら目標に、障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨にのっとり、ノーマライゼーションの考えのもと、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するという理念を加えて、以下のとおり基本目標とします。

障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる
「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます。

2 施策体系

【I】安心して暮らせる社会環境づくり

1. 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進
 - (1) 障がいを理由とした差別解消、虐待の防止
 - (2) 相互理解を深める教育の推進
 - (3) 障がい者の権利・利益の保護
2. 福祉を支える地域社会の構築
 - (1) 地域での支え合い活動の発展支援
 - (2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進
3. 福祉のまちづくりの推進
 - (1) ひとにやさしいまちづくりの推進
 - (2) 安全な移動、交通対策の推進

4. 身近な相談支援体制の確立
5. 岐阜市鷺山エリア福祉ゾーン等の再整備
 - (1) 岐阜市鷺山エリア福祉ゾーンの再整備
 - (2) ひまわりの丘の再整備
6. 情報環境の整備
 - (1) 情報バリアフリー化の推進
 - (2) 意思疎通支援の充実
7. 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）
8. 福祉人材の確保支援と育成

【Ⅱ】社会参加を進める支援の充実

1. 教育の充実
2. 雇用・就労の促進
 - (1) 障がい者の一般就労拡大プロジェクトの推進
 - (2) 福祉的就労の充実
3. 外出や移動の支援
4. 障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実
 - (1) 障がい者スポーツの振興
 - (2) 障がい者の芸術・文化活動の振興

【Ⅲ】日常生活を支える福祉の充実

1. 障がい者の地域生活支援
 - (1) 親亡き後の住まいの場の確保と地域生活移行支援
 - (2) 入院中の精神障がい者の地域移行支援
2. 施設入所者への環境・サービスの質の向上
3. 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進

【Ⅳ】質の高い保健・医療提供体制の整備

1. 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実
2. 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実
 - (1) 保健・医療体制の充実
 - (2) 療育体制の充実
 - (3) 発達障がい児者支援の充実
 - (4) 重度障がい者支援の充実
 - (5) 難病患者支援の充実
3. リハビリテーション体制の整備

第4章 分野別施策

第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進

(1) 障がいを理由とした差別解消、虐待の防止

現状と課題

○ 国においては、障害者基本法の改正（平成23年8月）や障害者総合支援法の成立（平成24年6月）に加え、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）や障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）など、障がい者のための様々な制度について一通りの国内法整備の充実がなされたことから、平成26年1月、障害者権利条約を批准しました。

今後は、障がい者の表現の自由や、教育、労働等をはじめとする権利の実現に向けた取組みが一層強化されることが期待されており、障がい者の権利擁護に関する法制度の整備に向けての対応が進められています。

○ 平成25年に成立した障害者差別解消法は、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としており、国においては、平成27年2月に障害者の差別の解消に関する基本方針として、施策の基本的な方向、行政機関や事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等が定められました。

今後、平成28年4月の法の本格施行に向け、国の基本方針を踏まえ、県や市町村、事業者は具体的な対応策を進める必要があります。

○ 障がい者の虐待防止については、市町村等相談窓口職員に対する研修および障害福祉サービス事業所従業者を対象とした研修の実施により、法に基づく現場対応の徹底や支援体制の整備を推進しています。

今後は一般県民に対する研修の実施や啓発活動の強化などにより、発生の対応とともに虐待を未然に防止していくことを目指す必要があります。

○ 県民誰もが相互に人格と個性を尊重し、地域での支え合いによる「共生社会」を実現するためには、県民一人ひとりが障がい者への理解を深めることが重要です。県では引き続き各種啓発や広報事業を実施することにより「心のバリアフリー」を推進するとと

もに、施策の一層の充実を図る必要があります。

今後の取組み

- 障がい者に対する差別や偏見の解消、虐待防止を図るため、インターネット、新聞等の広報媒体を活用し、積極的な啓発活動に努めます。
- 障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別解消や障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会の構築に向けた県民への啓発活動に取り組みます。
- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行に向け、国の基本方針を踏まえ、職員の対応要領を策定し、要領に基づいた差別解消の具体的な取組みを進めるとともに、相談・紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備します。また、差別解消に向けた県独自の取組みなどについて検討を行います。
- 12月3日から12月9日までの「障害者週間」の機会などをとらえ、行政機関、障がい者団体、民間諸団体などが一体となって、障がい者への理解を深めるための啓発活動を進めます。
- 国連制定の4月2日の「世界自閉症啓発デー」を中心として、県内でも自閉症をはじめとする発達障がいについて、関係団体とともに広く啓発活動を行います。
- 精神疾患や精神障がい者に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、「こころの健康フェスティバル」の開催やこころの問題を考えるためのシンポジウムの開催等、積極的な啓発、広報に努めます。
- 研修を通じた市町村職員や事業所職員に対する法制度や対応方法等の周知等、障害福祉サービス事業所及び障害児施設等における虐待防止の取組みの徹底を図るとともに、講座などを通じた地域住民への啓発活動を行うなど、障がい者の虐待防止に向けた取組みを推進します。
- 障がい者に対する理解を促進するための一つとして、障がい者に関するマーク、視覚障がい者のSOSシグナル等の県民に対する普及啓発に取り組みます。
- 障がい福祉制度や利用方法等について紹介する「岐阜県障がい者福祉の手引」の内容の充実努めるとともに、障がい福祉制度や施策について県民に分かりやすい情報提供

第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

に努めます。なお、遷延性意識障がいや盲ろう、音声機能障がい、失語症など、県民の理解が進んでいない障がいに対する理解を促進します。

(2) 相互理解を深める教育の推進

現状と課題

- 幼少の頃から障がいというものの存在を正しく認識し、障がいや障がい者に対する理解を育みながら、障がい者とともに共生社会を担う人材を育成するため、福祉に関する教育の充実を図ることは大変重要な課題です。
- 障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、単に知識の習得に留まることなく、障がい者との交流やふれあいを通じて互いに人格を認め合うことが重要です。

今後の取組み

- 特別支援学校等と地域の幼稚園・保育所、小・中・高等学校との交流及び共同学習を推進するとともに、地域住民との交流の場の確保に努めます。
- 幼稚園において、障がいのある幼児との直接的な交流を図ることにより、就学前からの障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。
- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後の健全育成を図る放課後児童クラブにおいて、集団指導が可能な障がいのある子どもの受け入れを促進し、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境をつくとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流を推進します。
- 学校の総合的な学習の時間等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。
- 支え合う福祉の「心」の醸成を図るため、高等学校等での福祉分野への進学や就労の促進にも資する福祉教育の充実とともに、県社会福祉協議会による生涯学習の観点も含めた地域ぐるみでの福祉学習の展開と発展に向けた取組みを支援します。

(3) 障がい者の権利・利益の保護

現状と課題

- 判断能力が十分でない方の財産や権利を保護する仕組みとして、「日常生活自立支援制度」と「成年後見制度」があります。

日常生活自立支援制度と成年後見制度の利用者は年々増加傾向にありますが、制度の利用者と想定される認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の総数から考えると、一層の制度利用が期待されています。
- 社会福祉事業者は、社会福祉法により、福祉サービスの質の向上に向け、自らその提供するサービスに対する評価を行うことに加えて、第三者による第三者評価を受審することが努力義務とされています。
- 利用者等からの福祉サービスに対する苦情解決のため、社会福祉法では、社会福祉事業者の経営者に対して、適切な苦情解決への努力義務が規定され、さらに、社会福祉事業所内に苦情受付担当者などの設置による体制整備や苦情解決の手順等が示されています。また、事業者限りでは解決できない苦情などの受け皿として、県社会福祉協議会により「岐阜県運営適正化委員会」が設置されています。

今後の取組み

- 住み慣れた地域・在宅での自律した生活を支援していくため、県社会福祉協議会による、判断能力が十分でない方の財産や権利を擁護する体制の定着と充実に向けた日常生活自立支援制度への取組みを支援します。

また、成年後見制度についても、日常生活自立支援制度と併せて一層の周知を図ります。
- 県内福祉サービスの質の向上を図るため、利用者や社会福祉事業者等からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上などをおおして、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。
- 利用者からの苦情は、利用者の立場に立った福祉サービスの質の向上に繋げるための貴重な情報とも考えられます。

このため、施設監査をはじめ様々な機会を捉えた社会福祉事業者に対する指導や、岐阜県運営適正化委員会（県社会福祉協議会）の機能強化に向けた支援などにより、利用者の苦情が円滑に解決されるとともに、利用者からの苦情や意見が、事業者による経営改善とサービスの質の向上に繋がる体制づくりを促進します。

2 福祉を支える地域社会の構築

(1) 地域での支え合い活動の発展支援

現状と課題

- 県では、第二期岐阜県地域福祉支援計画（平成 21 年度～平成 25 年度）において地域住民による支え合い活動の事例を示し、住民主体の取組みを推進してきました。

自治会等の範囲における活動としては「見守りネットワーク活動」をはじめ、「要援護者支援マップづくり」、「ふれあいサロン活動」の3つの活動を推進してきましたが、平成 25 年 10 月 1 日現在では、ほぼ7割以上の実施率となり、かなり普及してきました。

一方、連合自治会(小学校区)の範囲の活動としては、「配食サービス」、「助け合い(生活支援)活動」、「宅幼老所の運営」の3つの活動を示してきました。これらについては、地域の実情により、その必要性の認識や実施手法の面において地域性がみられるものの、着実に実施率は向上しています。

- 県民アンケート（平成 26 年 7 月実施）によると、半数強の人が「地域支え合い活動がない、知らない、わからない」と回答する一方で、約8割の人が「地域支え合い活動が必要」、約5割の人が「機会があれば地域支え合い活動に参加したい」と回答しています。

こうした県民の意識からも、公的に制度化されたサービスの隙間を埋める「ちょっとした手伝い」のサービスは、そのニーズの増加と相まって、今後も実施率が高まっていくものと考えられます。

また、近年独自にこうした活動に取り組むNPO法人なども着実に増えつつあり、地域において重要な福祉サービスの担い手として、地域住民と連携した意欲的な活動展開が期待されています。

- 増加する要支援者の地域での生活を支えていくためには、制度化されたサービスに加えて、地域での支え合いによる制度外のサービスが整備・充実され、一人ひとりのニーズに添ってそれぞれのサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制(システム)』の構築が不可欠です。この実現のためには住民が自主的・主体的に地域の福祉課題に向き合い解決を図っていく仕組み作りが必要です。

今後の取組み

- 第三期岐阜県地域福祉支援計画（平成 26 年度～平成 30 年度）に基づき、県社会福祉協議会との連携のもと、住民ニーズの高い「見守りネットワーク活動」と「助け合い(生活支援)活動」をより一層普及させることに重点を置きながら、活動する地域住民団体

の設立、活動拠点づくり及び既存団体の新たな活動展開に対する支援を通じ、地域での支え合い活動の更なる普及・拡大を図ります。

- 地域で医療、看護、介護、健康づくり、住まい、生活支援等がお互いに連携し、一体的に提供されるよう、地域包括支援センター、社会福祉協議会、かかりつけ医等の多職種連携を促進し、顔の見える「地域包括ケア体制」を発展充実させ、地域・ご近所で障がい・難病患者を支え合うそれぞれのニーズに合わせた方策決定を支援します。

(2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進

現状と課題

- 県社会福祉協議会と各市町村社会福祉協議会内にボランティアセンターが設置され、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアによる援助を必要とする人とをつなぐマッチング機能のほか、ボランティア意識の醸成、情報提供、研修会による人材育成などが行われています。

また、近年では、大規模災害時において、全国から集まるボランティアの受入れ調整の役割も期待されています。

県では、市町村ボランティアセンターの各種活動を支援するため、県ボランティアセンターの運営と各種事業を支援しています。

また、県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーター研修及びボランティアリーダー研修の開催を支援しています。

- 地域活動を通じて社会に貢献したいと考えているものの、情報不足や、参加するきっかけがないなどの理由で、活動に繋がっていない現状があります。マッチングを担う市町村ボランティアセンターの活動の促進が求められます。

また、地域の福祉課題が多様化・複雑化する中、ボランティアコーディネーターには、個々のニーズとボランティア活動との需給調整とともに、地域の福祉課題に対応するボランティア活動促進のためのコーディネートや企画提案が求められます。

今後の取組み

- 県では、地域におけるボランティア活動の振興拠点である市町村ボランティアセンターの機能の強化と、それに向けた県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーターの資質向上への取組みを支援します。

【県の取組み】

- ・各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識・ボランティア意識の高揚

【県ボランティアセンターの取組み】

- ・ボランティア活動に関する普及・啓発、情報提供体制の充実に向け、ホームページや情報誌の作成をはじめとする効果的な広報の実施
- ・地域でのボランティア活動の中心となるリーダーの発掘と育成
- ・市町村ボランティアセンターで、マッチングなどを担うボランティアコーディネーターに対する研修の実施
- ・地域におけるボランティア活動の拠点機能の充実に向けて、市町村ボランティアセンターと県ボランティアセンターとのネットワーク、連携体制の強化
- ・災害時に備えた市町村災害ボランティアセンターの活動に係る研修の実施
- ・社会貢献活動を行う企業と福祉施設やボランティア団体・NPOと各市町村社会福祉協議会がパートナーとなり、必要な資源（モノ、ノウハウ、情報）を共有できる機会の提供
- ・平成26年度開催の全国ボランティアフェスティバルをきっかけにしたボランティア活動への理解、参加の拡大、相互ネットワークの強化の推進

3 福祉のまちづくりの推進

(1) ひとにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

- 障がい者の安心、安全な地域生活を確保するためには、建築物等のバリアフリーを推進するとともに、福祉のまちづくりに対する県民の理解を深めることが重要です。

県では、平成10年3月に「岐阜県福祉のまちづくり条例」を制定し、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりを推進しています。

- 平成25年6月に障害者差別解消法が成立し、地方公共団体等は障がいのある人に対する合理的な配慮を提供することが求められ、そのためのバリアフリー等の環境整備に努める必要があります。

今後の取組み

- 障がい者等が安全かつ快適に利用できる建築物の整備を促進するため、新築の際等にその計画の届出を義務づけ、「岐阜県福祉のまちづくり条例整備基準」に沿った指導、助言を行います。
- 新設、既存を問わず「整備基準」に適合した建築物に適合証を交付して、障がい者等が安全かつ快適に利用できる施設であることを明示し、福祉のまちづくりに対する意識の向上を図ります。
- 障がい者等に配慮した建築物の建設、改修等の相談に対して専門的な指導、助言を行うためのアドバイザーとして、福祉のまちづくりインストラクターを紹介します。
- 県有施設については、障がい者や高齢者のみならず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備を行うため、施設建設の設計段階等において、障がい者や高齢者の意見を採り入れるように努めます。
- 様々な利用者が共用する公共設備等について、本当に必要な人が、必要な時にユニバーサルデザインの恩恵を受けることができるよう、様々な関係者の意見を伺いながら、より良い設備のあり方を研究し、提案します。
- 都市公園や水辺空間等においては、障がい者や高齢者が快適に利用できるよう、園路の段差解消を行うとともに、ベンチ等の休憩施設、身体障がい者用のトイレや車いす使

第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

用者用駐車スペースの整備を促進します。

- 県内の幹線道路に設置される道の駅について、身体障がい者用のトイレや車いす使用者用駐車スペースの整備を進めます。
- 障がい者等に配慮した建築物の整備を促進するため、中小企業者又は組合等に対し、その施設整備に要する経費の一部について融資を行います。
- 身体障がい者用のトイレや車いす使用者用駐車スペースなどを必要な人が必要な時に使用できるよう、利用マナーに係る啓発を進めます。

(2) 安全な移動、交通対策の推進

現状と課題

- 障がい者の活動範囲を広げるためには、福祉のまちづくりを総合的に推進する中で、道路、交通等の環境整備や障がい者の移動支援についても一層の充実を図る必要があります。
- 自動車の移動を念頭に置いた道路や街路の整備に加え、歩行者・自転車などの安全性や移動性にも配慮した整備が重要視されてきています。障がい者を始め誰もがより一層安心して快適に通行できるような道路整備を推進することが重要です。
- 平成18年12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）では、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区(重点整備地区)において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

交通バリアフリー化の実現のためには、国、地方公共団体とともに、公共交通事業者などによる理解と積極的な取組みが必要です。

今後の取組み

①歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化の促進

- 障がい者に安全で快適な歩行環境を確保するため、幅の広い歩道の整備や段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に努めます。また、駅を中心とした地区や、

障がい者が利用する施設が集中する地区においては、視覚障がい者誘導用ブロック(シート)の設置等に努めます。視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に当たっては、障がい者や専門家の意見を採り入れるよう努めます。

- 公共交通機関における移動の円滑化を促進するため、市町村や公共交通事業者等が積極的に交通バリアフリー化に取り組むよう働きかけます。また、公共交通事業者等が実施するノンステップバスなどの低床車両の導入や鉄道駅のバリアフリー化について、国とともに財政的な支援を行います。
- 交通バリアフリーの見地から、特別支援学校で使用するスクールバスについては、低床、車いす対応のリフト・スロープ等改造車両の導入を推進します。

②安全な交通の確保

- 視覚障がい者、車いす利用者等が安全に交差点を通行できるように、音響装置のついた視覚障害者用音響信号機や押ボタンを押すことにより横断時間を延長確保する高齢者等感応信号機などのバリアフリー対応型信号機の整備を推進します。
- 歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、緊急に対策を講ずる必要があると認められる住宅地区または商業地区を「あんしん歩行エリア」として、また生活道路が集積している区域を最高速度 30km/h の「ゾーン 30」としてそれぞれ指定し、県公安委員会と道路管理者が連携してバリアフリー対応型の交通安全施設の整備や歩道の整備等を行います。
- 障がい者等が安心して通行できる道路交通環境づくりを推進するため、違法・迷惑駐車、歩道や道路上の放置物件等に対する啓発活動を行います。

4 身近な相談支援体制の確立

現状と課題

- 平成18年度に施行された障害者自立支援法では、障がいのある人が、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行う「相談支援事業」について、県及び市町村が実施することと定めており、平成25年度から施行された障害者総合支援法に引き継がれています。
- 「相談支援事業」は、まず、住民に最も身近な存在である市町村が主体となって行うこととされており、その多くは、専門性の高い相談支援事業者への委託により行われています。

また、県では、相談支援事業のうち、広域的な対応が必要な事業や、特に専門性の高いものについて、その役割を担うものとされています。
- 国の基本指針においては、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設けるとともに、その在り方を明確に示すことが必要であると定められております。

地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であり、個々の障がい者（児）に応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方や、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場です。
- このため、県及び市町村は地域自立支援協議会の設立を順次進めており、県では平成18年度に、県の地域自立支援協議会として各圏域に「圏域障害者自立支援推進会議」を設置し、圏域内関係機関、市町村が連携した総合的な支援体制を構築しております。
- さらに、県全体の課題について、より広く意見交換を行うため、関係機関や当事者が参画する「岐阜県障がい者総合支援懇話会」を開催し、地域の実情に応じた支援体制の整備を推進しています。
- 現在、県内全ての市町村に地域自立支援協議会が設置されていますが、その取組状況については、市町村ごとに格差があり、運営面に課題が多い状況です。

- 平成26年度末までにすべてのサービス利用者に対し、サービス等利用計画を作成する体制整備の一環として、相談支援専門の量的な確保に主眼をおいて研修を実施しています。

今後は、障害者総合支援法をはじめとする法改正、制度改正が想定される中、サービス等利用計画の作成や見直しを進めていくため、より質の高い相談支援専門員の養成が必要となります。
- 相談支援専門員による質の高い相談業務の実施やサービス等利用計画の作成には、地域におけるサービス資源の把握と活用が必要であり、他業種、他事業所に対する情報収集や実情把握がなされていることが求められます。
- 障がい者の状態は個別の差が大きく、年齢や環境により大きく変わることもあるため、状況に応じて適切な障害福祉サービスが受けられるよう、地域における情報共有を図る必要があります。

今後の取組み

- ①地域における事業所間のネットワーク強化等広域的な相談支援体制の確立
 - 県では、広域的な相談支援体制の確立のため、各圏域の相談支援等の整備や市町村における地域自立支援協議会の設置・運営を支援する目的として、特別アドバイザーを派遣します。

また、圏域障害者自立支援推進会議や特別アドバイザー等の活用により、個々のニーズに対応する個別支援会議等で明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤を着実に進めていくよう市町村地域自立支援協議会の活性化についても併せて取り組みます。
 - 圏域障害者自立支援推進会議については、障がい児に対する支援体制の整備について、地区特別支援教育連携協議会との連携を図り、情報の共有や効率的な運営に努めます。
 - 相談支援専門員同士及び他事業所との意見交換や情報共有を図ることができるよう、圏域の自立支援協議会などを活用した機会の設定を実施。また、岐阜県障がい者総合支援懇話会において、圏域における課題に対する情報交換や意見交換を行うほか、相談支援専門員による地域での合同勉強会などについて働きかけを実施します。
 - 岐阜県福祉総合相談センター（岐阜県福祉事業団内）は、総合広域ネットワークの要として、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づき新たに設置される自

第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

立相談支援機関を含めた各種分野の相談機関との一層の連携を強化し、複合化・複雑化する相談事例に適切かつ迅速に対応できる体制を整備します。

②専門性の高い相談支援事業の実施

- 岐阜県障がい者総合相談センターに身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）に対応する相談機関を集約し、三障がいへの一元的な相談支援を行い、利用者の利便性の向上を図ります。
- 発達障がい支援の総合的な拠点である岐阜県発達障害者支援センターを中心に、各圏域にある圏域発達障がい支援センターや発達障がい者支援コンシェルジュが連携して、発達障がいに関する各般の問題について、発達障がい児者やその家族、地域の支援機関等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を実施します。
- 障がい者の就労等に対する支援として、各圏域の中核的な社会福祉法人等に障害者就業・生活支援センターを設け、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。
- 高次脳機能障がい者への専門相談を行う支援拠点機関を設け、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、福祉就労等の関係機関との連携づくりや身近な地域における必要な指導、助言等の相談支援を行うことにより、障がい者の生活の安定を図ります。高次脳機能障がいについては、まだ十分に周知されていると言えないため、医療専門職及び一般県民に対する普及啓発活動を行います。
- 在宅障がい児（者）の地域生活を支援するため、身近な地域で療育指導、生活指導、相談等が受けられる体制の確立を目指します。各拠点施設の専門的な職員が訪問療育、外来療育、相談、保育所等への技術指導を行います。
- 県内の総合的な難病相談窓口、情報発信基地である難病生きがいサポートセンターでは、難病患者やその家族の疾病に対する不安、家庭生活への影響等の悩みを解消するために、電話、手紙等の難病に関する諸相談をはじめ、ホームページでの難病情報の提供と併せて電子メールでの相談にも対応していますが、今後とも、利用者にとってより利用しやすい施設となるよう、機能の一層の充実を図ります。
- 障がい者団体等が実施するピアサポート活動に対する広報など、必要な支援に努めます。

③相談支援従事者の養成、確保及び質の向上

○ 市町村から委託を受ける相談支援事業者は、地域の障がい者支援に関するネットワークづくりの核として位置づけており、市町村とともに地域の障がい者支援体制整備をリードできる人材を養成する必要があります。このため、相談支援従事者研修を実施し、相談支援に係る人材の育成と、資質の向上を推進します。

○ 現在、実施している研修事業について、岐阜県障がい者総合支援懇話会（人材育成部会）や講師の意見を聞きながら、手法を見直すとともに、研修そのものの在り方や位置づけの明確化を行います。

受講者の質の向上を図るとともに、講師、助言者のスキルアップ、育成を図り、継続した質の高い研修事業を目指します。

5 岐阜市鷺山エリア福祉ゾーン等の再整備

(1) 岐阜市鷺山エリア福祉ゾーンの再整備

現状と課題

○ 岐阜市鷺山エリア福祉ゾーンにおいて、福祉、医療、教育及びスポーツが一体となった県の障がい者支援施策の拠点としての機能強化を図るとともに、ぎふ清流大会の成果を受け継ぐ形で、障がい者にやさしい地域づくりの拠点となるように整備を推進していく必要があります。

○ 周産期医療の進歩により新生児の救命率が向上する一方で、医療的ケアを要する重症心身障がい児等が年々増加しています。

さらに、自閉症をはじめとする発達障がい児の数も増大しており、初診までの待機期間が数ヶ月に及んでいる例も見られます。

県立希望が丘学園においても、こうした障がい児の増加への対応が課題となっており、昭和49年に整備された現在の施設では、療育機能の一層の充実を求める声に応えていくことが困難となっています。

今後の取組み

①障がい者総合相談センターの整備

○ 三障がい（身体、知的及び精神障がい（発達障がいを含む））に対する県の相談機関を集約し、一元的な相談支援を行うため、平成27年4月に、「岐阜県障がい者総合相談センター」を開設します。



②県立希望が丘学園及び岐阜希望が丘特別支援学校の再整備

○ 医療・福祉が一体となった障がい児支援の拠点である「県立希望が丘学園（医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター）」の再整備を進めており、平成27年9月から、「県立希望が丘こども医療福祉センター」として開設します。



- 肢体不自由教育の拠点として、「岐阜希望が丘特別支援学校」を移転、再整備し、平成27年9月から、新施設の供用を開始します。小学部から高等部までの一貫した教育を実現するため、平成28年4月に、新たに高等部を設置します。

また、第2期建設工事では、学校体育館と障がい者用体育館及びグラウンドを一体的に整備し、障がい者のスポーツを通じた交流を進めます。



③新福祉友愛プール（仮称）及び障がい者用体育館等の整備

- 障がい者のスポーツを通じた社会参加の推進、東京パラリンピックに向けた選手強化及び障がい者スポーツの裾野拡大のため、平成28年中に、通年型の障がい者用屋内プール「新福祉友愛プール（仮称）」、平成29年中に、「障がい者用体育館」を整備します。



※新福祉友愛プール（仮称）、障がい者用体育館及び岐阜県障がい者総合相談センターは、身体障害者福祉センターとして位置づけ、一体的に整備します。



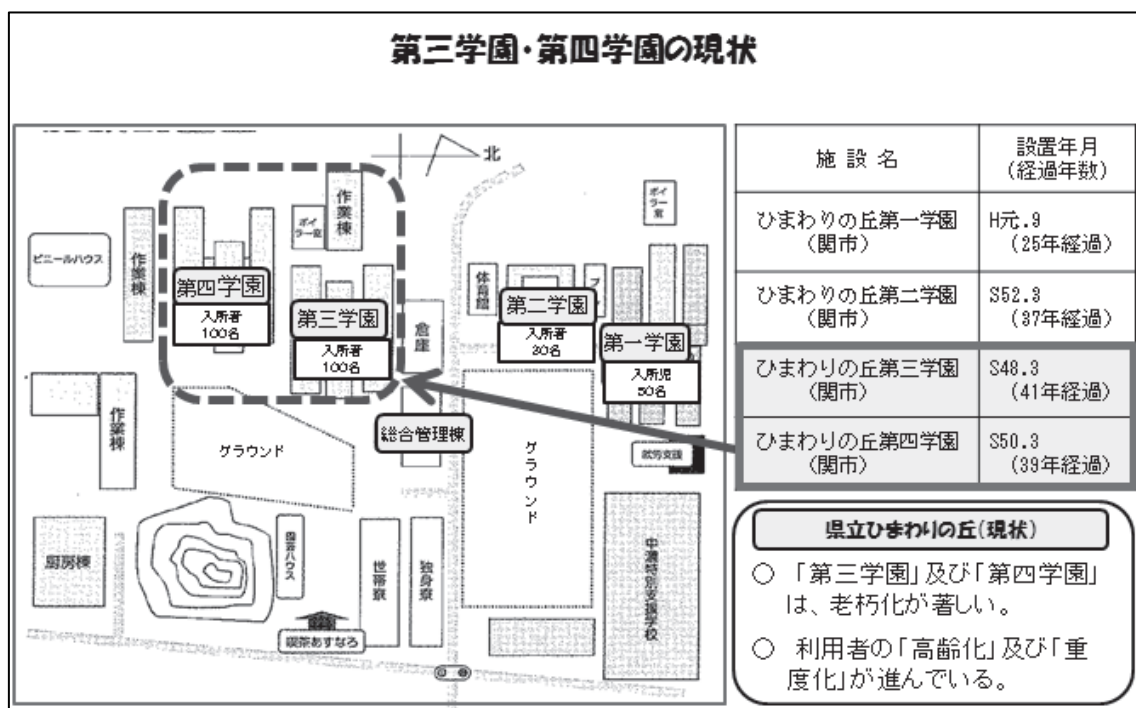
(2) ひまわりの丘の再整備

現状と課題

- 県立障がい福祉施設は、築30年を超える施設が多く、特に、県立ひまわりの丘第三学園とひまわりの丘第四学園は老朽化が著しい状況です。利用者の高齢化や重度化も進んでおり、利用者に適した生活環境の改善を図るため、再整備に着手する必要があります。

今後の取組み

- ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」を、県福祉事業団が設置運営主体となり、同一敷地内で、段階的に、建て替えを進めます。これらの建て替えの中で、利用者の高齢化や重度化に対応するとともに、強度行動障がい等の専門的な支援が行えるよう整備を行います。



6 情報環境の整備

(1) 情報バリアフリー化の推進

現状と課題

- 障がいのある人が、ITの活用により自律と社会参加が促進されるよう、情報活用能力（情報リテラシー）の向上を図るための取組みを推進することが重要です。
- しかし、使い方がわからないためにパソコンを保有していない障がい者も多く、研修の開催等、その対応が急務となっています。

今後の取組み

- 福祉メディアステーションと連携し、障がい特性に応じた各種研修事業やパソコン関連利用支援機器、ソフトウェアに関する展示・相談事業等の一層の充実を図ります。
- 日常生活用具における情報関連機器の周知と普及に努めます。また、重度の視覚障がい者及び上肢不自由者がパソコンを利用する際に必要となる周辺機器及びソフト購入に対して助成を行います。
- 地域で生活する外出等の困難な障がい者のパソコン利用に際し、パソコン本体や周辺機器などの利用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアの養成・派遣事業を推進します。

(2) 意思疎通支援の充実

現状と課題

- 障がい者の自律や社会参加を支援するため、障がいの特性に応じた情報提供の拡充に努めるとともに、障がい者のコミュニケーションを支援する人材の養成を推進していく必要があります。
- 平成25年度から意思疎通支援事業（手話通訳者の養成派遣事業、要約筆記者の養成派遣事業、盲ろう者通訳介助者の養成派遣事業、手話通訳者等の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業）が都道府県必須事業となり、意思疎通支援を一層強化する必要があります。

今後の取組み

- 視覚障がい者に県政の情報を的確に伝え、県政への理解を深めて頂くため、点字版、録音版の県広報を配布します。

- 行政情報発信の有力な媒体である県のホームページについては、音声読み上げソフトに対応したページづくりを行う等、ウェブアクセシビリティの向上やユニバーサルデザイン化を一層徹底します。

- 市町村相談窓口における手話のできる職員の育成、配置について働きかけていくとともに、県民の手話や要約筆記等に対する理解と協力を促進します。

- 視聴覚障がい者の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、障がい者のニーズに対応できる手話通訳者や要約筆記者（パソコンによる要約筆記を含む）、盲ろう者通訳・介助者及び点訳奉仕員、音訳奉仕員等の人材確保・派遣体制の充実を図るとともに、字幕入りビデオやCD図書等の制作、貸し出しの充実に努めます。特に、聴覚障がい者の意思疎通支援において、手話通訳者等の派遣に係る広域調整を行うとともに、新たに県の窓口業務に係る手話通訳者を設置します。

7 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）

現状と課題

- 地震などの災害時に、障がい者は移動能力や判断能力に制約があるため、多くの障がい者が災害に対して不安を抱いている状況です。

実際に災害が起こった時に困る具体的な内容については、障がいの種類、程度によって異なっているため、それぞれの障がいの特性、状況等に応じた対策を講じる必要があります。
- 障がい者が災害や犯罪等に対して不安を抱くことなく、地域で安心して生活するためには、地域コミュニティの形成が基盤となることから、地域社会の人々が互いに助け合う機運の醸成が必要です。
- 東日本大震災では、福祉や介護の支援が必要な多くの障がい者や高齢者等も被災しましたが、被災地で支援を行う人材や施設が不足し、福祉における災害時の課題が明らかになりました。本県においても近い将来、南海トラフの巨大地震や県内活断層による直下型地震等、大きな災害の発生が懸念されています。また、南海トラフの巨大地震が発生すれば、他県沿岸部は津波により大きな被害を受けることが想定されます。こうした県内・県外の被災者の支援のため、本県でも早急に「災害福祉広域支援ネットワーク」体制を構築することが求められています。

今後の取組み

①防災対策の充実

- 災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、平成26年4月1日より施行されました。併せて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が国より示されたところです。これらに基づき避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報をもとにした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による支援の取組みを支援し、災害時における障がいのある方への支援体制の構築を推進していきます。
- 県及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会を中心に、県内の福祉・介護分野の関係者と「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、平常時から災害発生時の福祉的支援について協議を行い、緊急時には人材を派遣できる体制を構築します。
- 岐阜県総合防災リーダーの育成、災害図上訓練（DIG）、避難所運営ゲーム（HUG）

第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

の実施等により、障がい者等の要配慮者の避難誘導、情報伝達、救助等の担い手の育成を支援します。

- 大規模災害時に、全国各地から集まるボランティアの采配業務を担うなど、円滑・適切な支援活動を行うために重要な役割を果たす災害ボランティアコーディネーターの養成を推進します。
- 社会福祉施設等については、自衛防災組織の設置、避難誘導機器の設置、緊急連絡体制の整備等防災体制の整備を図るとともに、施設が被災した場合における転所等に備えるため、地域住民との連携や社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立に努めるよう促します。
- 土砂災害の恐れがある土地に病院や社会福祉施設等が立地する箇所において、砂防、地滑り、急傾斜地崩落対策等を推進します。
- 火災発生時に自力で避難することが困難な人が入所する社会福祉施設等についてスプリンクラー等の整備を促進します。

②防犯対策の充実

- 防犯教室等において、対象に応じたわかりやすい防犯指導を行い、自主防犯意識と自衛能力の向上を図ります。
- あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を継続し、防犯対策の普及促進を図ります。
- 「メール110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応します。

8 福祉人材の確保支援と育成

現状と課題

- 社会福祉事業者の人材確保を支援するため、県では、社会福祉法第93条に基づき平成5年、県社会福祉協議会内に「岐阜県福祉人材センター」を設置しました。
岐阜県福祉人材センターでは、国指針等に基づき、社会福祉事業者に対する情報提供などのほか、福祉の仕事への求職者に対する無料職業紹介（福祉人材バンク）をはじめとした就業の援助、県社会福祉協議会が平成9年に設置した「岐阜県福祉研修センター」との連携のもと従事者の技能と資質向上のための各種講習会、研修会などの開催に取り組んできました。
また、事業の担い手である相談支援専門員、サービス管理責任者等を養成するため、岐阜県福祉事業団へ委託し、各種研修会を開催してきました。
- 現在、福祉現場では、低賃金や労働環境の厳しさなどのため離職者も多く、質の高い福祉人材を安定的に確保することが急務となっています。
さらに、中長期的な視点からも、県内において身体・知的・精神とすべての障がいにおいて手帳所持者が増加しており、福祉人材の確保が大きな課題となっております。
- 障害福祉サービスの実施体制については、障害福祉計画（第5章）に基づいて計画的に確保していくこととしており、そのためには適正なサービスを提供できる事業者等の育成が必要です。
- 障がいの様々なニーズに対応し、専門的な知識・技能を有する分野のサービスを適切に提供するためには、サービスに従事する人材の質の確保が求められます。
- また、障害福祉サービスの実施段階だけではなく、相談支援専門員や障害支援区分の認定調査員など、障害福祉サービスの支給決定に関わる人材育成、確保も必要です。

今後の取組み

①福祉人材確保対策の総合的な推進

- 福祉人材確保対策を総合的に推進するため、平成21年4月、県社会福祉協議会内に県内関係機関の連携・協働の中核として設置した「岐阜県福祉人材総合対策センター」において、福祉の仕事に対する社会的評価の向上、質の高い福祉人材の安定的な確保支援、労働環境の整備支援などに取り組むことにより、従事者が自信と誇りを持ち、安心して働くことができる社会の実現を目指します。

第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

- 介護福祉士養成校等に在学し、介護福祉士などの資格取得を目指す学生に対して、修学資金を無利子で貸し付け、県内で一定期間、介護福祉士等として業務に従事した場合は返還を免除するなど、介護・福祉人材の育成と養成を支援します。

【岐阜県福祉人材総合対策センターの取組み】

<福祉への関心とイメージの向上>

- ・介護等についての理解・認識を深めることを目的とした「介護の日（11月11日）」関連イベント等の開催
- ・中学校・高等学校における進路指導に関する説明会の場を活用し、生徒、教員及び保護者を対象に、資格取得の方法や福祉・介護の体験談を話すなど介護等の仕事をPR

<介護・福祉人材の確保・養成>

- ・福祉分野への就職を志す学生や介護等の業務に関心のある人材を「1日職場体験」や「インターンシップ」で試行的に介護サービス事業所等へ受け入れ
- ・事業者団体、公共職業安定所（ハローワーク）、岐阜県人材チャレンジセンター等との連携のもと、合同求人説明会（ガイダンス）を開催
- ・福祉分野に関する一元的・体系的な研修機関として、実践的な従事者キャリアアップ・スキルアップ研修、人材確保と定着（離職防止）にも資する労務管理と経営改善に関する事業者研修等を開催
- ・従事者によるキャリアアップ・スキルアップのための資格取得や研修参加等を支援
- ・福祉人材に関する総合的な相談窓口として、従事者が抱える人間関係や業務内容等に対する悩みや不満等への相談対応（メンタルヘルス）や、事業所からの従事者の待遇改善やキャリア管理など労務管理改善などに向けた相談に対応

②障害福祉サービス等を担う専門的人材の育成と資質の向上

- 行動援護、重度訪問介護、居宅介護など専門的な知識・技能を要する分野を重点に、居宅介護従事者の養成を推進します。
- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者の利用できる障害福祉サービス（居宅介護等）の利用拡大を図るため、医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図ります。
- サービス管理責任者等を養成し、サービスの質の向上を推進します。
- 強度行動障がいのある方の支援に必要な専門知識や技術の研修により、強度行動障がいのある児者に対応できる人材を養成します。

- 相談支援従事者を育成し、全市町村で相談支援を実施するとともに、現任者研修及び専門コース別研修により従事者の質の向上を推進します。
- 障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員の養成、資質の向上を図り、指定障害福祉サービスの適切な支給体制を確保します。
- 全市町村での移動支援事業の実施を促進します。
- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者等を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

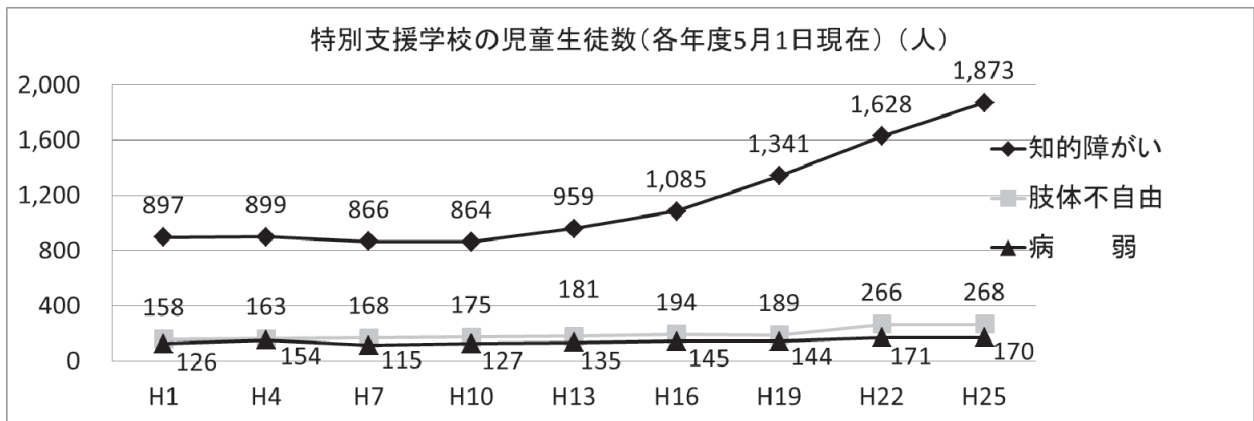
Ⅱ 社会参加を進める支援の充実

1 教育の充実

現状と課題

- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒は毎年増加しています。また、小・中学校の通常学級及び高等学校における発達障がいのある児童生徒に対する支援や特別支援学校高等部で増加している軽度の知的障がいのある生徒に対する支援も急務となっています。
- こうした状況を踏まえ、県においては、障がいのある幼児児童生徒が、就学前から卒業後まで、地域の中で力強く生きていくことができるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育をより一層充実していくため、平成18年3月に策定した「子どもかがやきプラン」を平成21年3月に改訂しました。
- さらに、平成26年3月には、「第2次岐阜県教育ビジョン」を策定し、取り組むべき主な施策の一つに「特別支援教育の充実」を挙げるとともに、「卒業後を見据えた特別支援学校の充実」を重点施策の一つとしています。
- 子どもかがやきプラン改訂版では、「地域の子どもは地域で育てたい」「地域の特別支援学校に通いたい」といった子どもや保護者の願いに応えるため、①地域で学ぶことができる特別支援学校の整備、②障がいのあるすべての幼児児童生徒が生き生きと地域で育つことができる一貫した支援体制の確立、そして、③地域で働き、地域に貢献する力を育成するための職業教育の充実、の3つを基本方針として施策を進めております。
- 「第2次岐阜県教育ビジョン」では、一人一人の多様な教育的ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細かな学びを提供する「インクルーシブ教育システム」の構築を目指して施策を進めています。また、軽度の知的障がいのある生徒の社会的・職業的自立能力を高めるために、高等特別支援学校の整備を中心とした職業教育の充実を目指して施策を進めています。
- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導の場等で、より質の高い教育を実現するための教職員の専門性の向上が求められています。

- 障がいのある児童生徒一人一人に合わせて、主に通学している学校に加えて、地域の学校や企業・公共施設等の多様な学びの場を効果的に活用し、それぞれのニーズに対応した「学びのスタイル」を構築していく必要があります。
- 障がいのある幼児児童生徒に対して就学前から高等学校卒業後まで、柔軟で連続性のある支援体制の構築が求められています。そのために、県や各圏域、市町村において、特別支援学校を核とした地域連携ネットワーク作りを推進していく必要があります。
- 平成24年の文部科学省の調査によれば、小中学校の通常学級に在籍する発達障がいのあると思われる児童生徒が約6.5%在籍しているとされ、高等学校では生徒総数の2%程度の割合で発達障がい等困難のある生徒が在籍しているといわれています。
 発達障がいのある生徒への理解に徐々に高まりつつある中、発達障がいの特性を踏まえた支援の充実が求められています。



(単位:人、毎年度5月1日現在)

種別\年度	H1	H4	H7	H10	H13	H16	H19	H22	H25
知的障がい	897	899	866	864	959	1,085	1,341	1,628	1,873
肢体不自由	158	163	168	175	181	194	189	266	268
病 弱	126	154	115	127	135	145	144	171	170
合 計	1,181	1,216	1,149	1,166	1,275	1,424	1,674	2,065	2,311

今後の取組み

①特別支援学校の整備

- 特別支援学校に通う児童生徒数の急増に対応するため、地域で学ぶことができる特別支援学校を県内各地域に整備します。

第4章 分野別施策

Ⅱ 社会参加を進める支援の充実

- また、特別支援学校の新設、児童生徒数の急増に伴うスクールバス利用者の増加に対応するため、スクールバスの整備を進めるとともに、待機者の解消、乗車時間 60 分超えを縮減し、保護者及び児童生徒の負担を軽減します。
- 近年増加している軽度知的障がいのある生徒の潜在的な社会的・職業的自立能力を最大限まで引き伸ばし、一人一人の適性或希望に応じた進路を実現するため、新しいタイプの特別支援学校「高等特別支援学校」を整備します。

○整備スケジュール

◆新設校の整備

地域・学校	事業内容	H27	H28	H29
羽島特別支援学校 ※	新設 (羽島市内)	建設工事	開校	
岐阜高等特別支援学校 (仮称)	新設 (岐阜城北高校旧藍川校舎)	改修工事		開校

※校名は、県議会で関係条例が可決した後(平成 27 年 7 月予定)に正式決定となる予定。

◆既存校の整備

地域・学校	事業内容	H27	H28	H29
岐阜希望が丘特別支援学校	岐阜希望が丘特別支援学校の再整備	供用開始 (9 月)	高等部設置	

②特別支援教育を支える環境の整備

- 県内どの地域においても、知的障がい、肢体不自由、病弱等のある児童生徒が、それぞれの地域で学ぶことができるよう、教育課程の充実を図ります。
- 特別な支援が必要な就学前児の早期発見・早期支援体制の一層の促進を図るとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した就学移行を図ります。
- 児童生徒の就学先については、各市町村において総合的な観点から決定することができるよう、市町村の担当者に対する研修会を実施したり、必要に応じて専門家を派遣したりするなど、市町村の体制づくりを支援します。
- 特別支援学校を核とした地域連携ネットワークをつくり、地域における校種間のスムーズな連携体制を構築します。

- 特別支援学校と地域の幼稚園・保育所、小・中・高等学校との交流及び共同学習を推進するとともに、地域住民との交流の場の確保に努めます。
- 生徒一人一人の希望や適性に応じた進路実現を可能とするカリキュラムや3年間の系統的な指導計画を作成するとともに、卒業後のフォローアップ体制の整備を図ります。
- 障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が互いに理解を深めるため、一緒に取り組む「交流及び共同学習」について量的・質的な充実をより一層推進します。
- 私立幼稚園における障がい児の就園促進及び教育の充実を図るために必要な経費（人件費、教育研究経費、設備費）を助成します。

③教員の専門性の向上

- 特別支援学校に勤務する経験の浅い若手教職員や講師のための専門性向上を目指した研修プログラムを開発し、実践力の向上を図ります。
- 各障がい種に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校（岐阜地域の5校）をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員（コア・ティーチャー）を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。
- コア・ティーチャーを核としたコア・スクールの専門性を活用することにより、各地域の特別支援学校の教職員の専門性向上を図ります。
- 特別支援学校だけでなく、小学校、中学校においても障がいの多様化が進む中で、障がいの特性に応じた適切な支援を行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

④発達障がい児童生徒の支援

- 小・中学校や高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等、特別な支援が必要な児童生徒が安心して学び、将来の自立した生活に必要な力を高めるため、学習過程の見通しがもてる工夫や、集中しやすい教材・教具の開発など、障がいの有無に関係なく、どの児童生徒にとっても分かりやすい「ユニバーサルデザインの授業」づくりを推進します。
- 大学教授や医師、臨床心理士等の専門家の指導助言を基に、障がい特性を踏まえた学級経営や校内支援体制の整備、カリキュラムの編成などの実践を進めます。

第4章 分野別施策

Ⅱ 社会参加を進める支援の充実

- 中学校の通常学級や自閉症・情緒障がい特別支援学級等における特別な支援を必要とする生徒の進路選択の幅を広げ、高等学校卒業後社会的に自立するための教育を提供するため、長期間のインターンシップや学習の遅れを補充する授業、SSTなどを実施できるような仕組み（カリキュラムの改編、指導体制の整備、教職員の専門性向上等）を検討します。

⑤職業教育の充実

- 平成29年4月に岐阜圏域に岐阜高等特別支援学校（仮称）を整備するとともに、高等特別支援学校で培ったノウハウを、他圏域にも生かせるよう調査・研究を進めます。
- 軽度知的障がいのある生徒を対象に開発した職業教育プログラムを活用して、専門的な職業教育ができる人材の育成を進めます。
- 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を拡大し、地域の企業と一体となった職業教育を推進します。
- 労働・福祉関係部局や関係機関との連携により、生徒の就労ニーズに応じた企業の開拓やジョブプランの開発、卒業後の定着支援等、企業と生徒をつなぐきめ細かな就労支援を充実します。
- 圏域ごとに「障がい者雇用開拓員」を設置し、事業所の個別訪問による障がい者雇用の普及啓発及び職場実習先・就職先の開拓を進めます。また、特別支援学校との連携のうえ、生徒一人ひとりのニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。

⑥岐阜希望が丘特別支援学校の再整備【再掲】

- 肢体不自由教育の拠点として、「岐阜希望が丘特別支援学校」を移転、再整備し、平成27年9月から、新施設の供用を開始します。

2 雇用・就労の促進

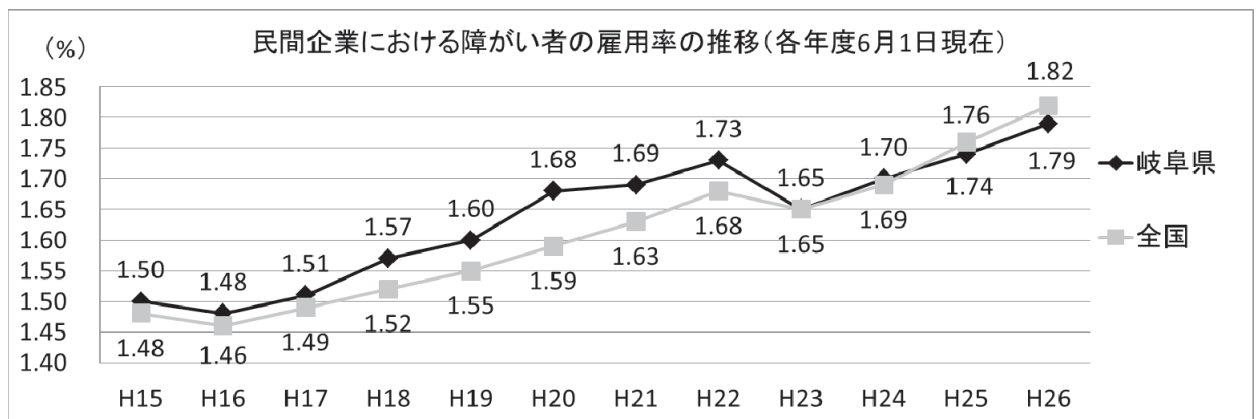
(1) 障がい者の一般就労拡大プロジェクトの推進

現状と課題

- 本県の民間企業における障がい者雇用の状況は、障がい者雇用についての理解と関心の高まりにより近年着実に進展しています。しかし、平成26年6月1日現在で障がい者実雇用率は、1.79%と全国平均の1.82%を下回っているうえ、法定雇用率の2.0%に達しておらず、依然として厳しい状況が続いています。

障がい者の就業促進と職業的自立の重要性について、事業主をはじめ、広く県民に理解を深めて頂くため、啓発広報の充実に努める必要があります。

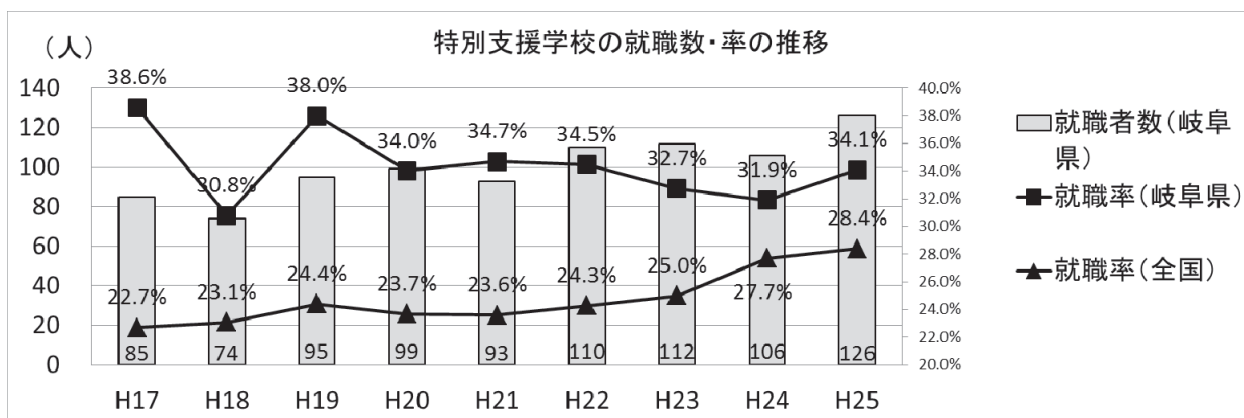
- 民間企業における在職障がい者数やハローワークを通じた就職件数、新規求職申込件数は増加しており、一般就労を通じた社会参加は進んでいる一方、法定雇用率達成企業は51.0%(H26.6.1)にとどまっています。



- 特別支援学校卒業生は増加傾向にあり、生徒一人ひとりのニーズに合った就職支援・職場定着支援をさらに強化する必要があります。
- 一般就労を希望する軽度の知的障がいのある生徒が増加しており、その傾向は今後も継続することが見込まれるため、実習先・就労先の受け入れ企業を更に拡大していくことが課題となっています。

第4章 分野別施策

Ⅱ 社会参加を進める支援の充実



- 障がい者の職域の拡大及び職業訓練の充実等を図るとともに、保健、福祉、教育、就業支援等の関係機関と連携した支援体制の構築に努め、民間企業への円滑な就業及び職場への定着を促進する必要があります。
- また、本県の公的機関においては、すべての対象機関が法定雇用率(地方公共団体 2.3%、教育委員会 2.2%)を達成しており、引き続き障がい者雇用の推進に努める必要があります。
- 平成 25 年 6 月に障害者雇用促進法が改正され、平成 30 年 4 月から、精神障がい者についても、身体障がい者、知的障がい者に加え、雇用が義務となり、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることとなります。

今後の取組み

①雇用の場の拡大

- 経済団体、障がい者団体、福祉関係者、NPO等の関係者で情報交換や現状の課題の検討などを行い、各種施策の改善、拡充等に役立てます。
- 障がい者雇用促進セミナーを開催するなど、啓発活動の実施に努め、障がい者の雇用促進に関する事業主の理解を深めます。
- 岐阜労働局等関係機関と連携し、特定求職者雇用開発助成金をはじめとする各種助成制度やトライアル雇用、ジョブコーチ制度をはじめとする各種支援制度の普及、啓発を図り、法定雇用率未達成企業の解消に努めます。

- 岐阜労働局と共同で障がい者就職合同面接会を開催し、就職機会の拡大に努めます。また、障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者の表彰を行い、広く県民に周知することで、障がい者の雇用促進と職業の安定を図ります。
- 積極的に障がい者を雇用している県内の中小企業（障がい者雇用率4%以上）、在宅就業支援団体及び障害福祉サービス事業所等から県が優先的に物品等を調達する制度（通称「ハート購入制度」）を引き続き実施し、障がい者の雇用の促進と継続及び福祉的就労の促進を図ります。また、県内市町村に対し、県はハート購入制度の導入について積極的に働きかけます。
- 障がい者の雇用に積極的に取り組んでいる県内の中小企業者及び組合の事業資金を通常より有利な利率で融資することにより、障がい者の雇用の促進を図ります。
- 障がい者の一般就労の拡大に向けて、県内企業に対し、実習の受け入れや求人申込に向けた働きかけを行います。
- 障がい者に適した業務の洗い出し、経営等のコンサルティングやジョブコーチ養成研修を実施するなど、障がい者雇用に関し総合的な企業支援を行います。

②特別支援学校卒業生の就労支援の充実

- 圏域ごとに「障がい者雇用開拓員」を設置し、事業所の個別訪問による障がい者雇用の普及啓発及び職場実習先・就職先の開拓を進めます。また、特別支援学校との連携のうへ、生徒一人ひとりのニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。
- 一般就労を希望する軽度の知的障がいのある生徒一人一人のニーズに応じた就労支援を行います。高等特別支援学校の開校時（平成29年4月予定）から、軽度知的障がいのある生徒の就労ニーズに応じた職業教育・就労支援を着実に実施できる体制を整備します。
- 障がい者の特性と能力に合ったより多くの職場実習先や就職先の開拓・確保を行うとともに、短期の職場実習を実施し、障がい者及び事業所双方の理解を深め、就職の促進を図ります。

③就業に向けた支援施策の推進

- 在宅での就業を希望する障がい者を対象にITを活用した研修を充実し、職域の拡充を図ります。

第4章 分野別施策

Ⅱ 社会参加を進める支援の充実

- 就職に必要な知識・技能を習得するために、公共職業訓練機関及び民間事業者等に委託して実施する障がい者の職業訓練の機会の拡充に努めます。また、障がい者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じた効果的な訓練実施に努めます。
- 公共職業安定所と連携し、訓練修了後の雇用を前提に障がい者がスムーズに作業環境に適応するための実地訓練を企業等に委託して実施します。
- 障がい者の職業能力の開発を図るため、岐阜障害者職業センターと共同で岐阜県障がい者技能競技大会（アビリンピック）を開催するとともに、上位入賞者を全国障害者技能競技大会へ派遣します。
- 就業や職場への定着が困難な障がい者を対象に、各圏域の障害者就業・生活支援センターが雇用・福祉・教育等関係機関の連携の拠点となり、障がい者がその意欲と能力に応じて、身近な地域で就職できるよう支援するとともに、併せて日常生活の支援も一体的に行います。

□県内の障害者就業・生活支援センター一覧（平成27年3月末現在）

圏域	施設名	運営主体
岐阜	岐阜障がい者就業・生活支援センター	(社福) 岐阜市社会福祉事業団
西濃	西濃障がい者就業・生活支援センター	(社福) あゆみの家
中濃	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	(社福) 岐阜県福祉事業団
東濃	東濃障がい者就業・生活支援センターサテライト	(社福) 陶技学園
飛騨	ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむ	(社福) 飛騨慈光会

- 難病生きがいサポートセンターに相談員を設置し、難病患者の就労に関する相談・支援を実施します。

(2) 福祉的就労の充実

現状と課題

○ 障がい者が地域において生活する上で、就労の場、活動の場があるということは、生計の維持、生活の質の向上に大きな役割を果たしています。

○ 岐阜県の平均工賃は、平成25年度で月額29,113円と、全国平均の22,898円を上回っていますが、就労継続支援B型事業所の平均工賃は月額11,756円と、全国平均の14,437円の81.4%の水準にとどまっています。

一般就労が困難な方に対しては、福祉的就労の充実により、社会参加の機会を拡大する必要がありますが、県内就労継続支援B型事業所の平均工賃(H25:11,756円/月)は全国平均(14,437円/月)を下回っており、向上が必要です。

□平均工賃

(単位：円/月)

施設種別/県・全国別		H21	H22	H23	H24	H25
全施設	岐阜県	14,763	16,105	19,329	25,114	29,113
	全国	16,894	17,841	19,315	21,175	22,898
就労継続支援B型	岐阜県	11,176	11,028	11,344	11,708	11,756
	全国	13,087	13,443	13,742	14,190	14,437

○ 障害者総合支援法には、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるために、障がい者の就労を重要施策として位置づけております。このため、引き続き、福祉施設から一般就労への移行の促進に努める必要があります。

○ 今後も、引き続き、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労継続支援事業所等の一般就労が困難な方の働く場所を確保していく必要があります。

○ 特別支援学校卒業生は増加傾向にあり、生徒一人ひとりのニーズに合った就労支援をさらに強化する必要があります。

○ 障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行され、法に基づき、地方公共団体等は毎年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、当該年度の終了後、調達の実績を公表することが義務付けられました。また、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努める必要があります。

第4章 分野別施策

Ⅱ 社会参加を進める支援の充実

今後の取組み

- 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所が生産する製品の受注・販路の拡大、商品開発等を通じて授産活動の活性化を図るため、セルフ支援センターの活動を支援します。
- セルフ支援センターに設置した複数の事業所が共同で仕事を受注する共同受注窓口の運営を促進し、受注の拡大を図ります。
- 経営コンサルタントの派遣やモデル事業の実施など、就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けた取組みを推進します。
- 就労移行支援事業所が行う社会適応等に関する研修や交流会、離職防止の取組みなどを支援し、福祉施設から一般就労への移行や定着支援を進めます。
- 障がい者が自ら選択した就業生活を実現することが可能となるよう、一般就労が困難な方の働く場として、就労継続支援事業所等の確保に努め、福祉的就労の充実を図ります。
- 福祉的就労を希望する生徒についても、一般就労と同様、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等との連携のうえ、生徒一人ひとりのニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。
- 物品の購入や役務の提供などについて、県優先調達推進方針を毎年度策定し、官公需の受注機会を拡大するための取組みを進めてまいります。
また、市町村の調達方針策定や受注拡大に向けた取組みの推進について助言や支援を行います。
- 農業分野における障がい者雇用の拡大に向けた取組みを進めます。

3 外出や移動の支援

現状と課題

- 障がい者の社会参加を支援するため、障がい者の外出や移動の支援を目的とした福祉サービスの一層の充実を図る必要があります。
- 障害者総合支援法における障がい者の移動支援のサービスは、自立支援給付や市町村の地域生活支援事業の中で行われています。
しかし、市町村の地域生活支援事業については、支援の対象者及び範囲等について各市町村が定めることとされているため、市町村間で移動支援のサービスに格差が生じている状況です。
- 身体障害者補助犬の同伴を拒まれたとの事例を少なくするため、身体障害者補助犬法の周知に一層努める必要があります。

今後の取組み

- 重度の視覚障がいのある人や脳性麻痺等による全身性の障がいのある人の外出する機会を確保するため、同行援護事業を促進します。
- 障がい者の自動車による移動を支援するため、自動車免許取得や自動車改造等に対する助成の利用を促進します。
- 障害者総合支援法における障がい者の移動支援については、現状を踏まえて十分に議論されるよう、国に対して働きかけていきます。また、現状の市町村における移動支援事業についても、外出支援の方策や支援の在り方等について、地域自立支援協議会の場で検討されるよう働きかけていきます。
- 公共施設はもとより、民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されないことがないよう、身体障害者補助犬法の趣旨について、事業者のみならず広く県民全般に対して積極的に広報、啓発を行います。また、盲導犬をはじめ、介助犬、聴導犬の育成、貸与に努めます。

4 障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実

(1) 障がい者スポーツの振興

現状と課題

- 県では平成24年にぎふ清流大会を通じた競技人口の拡大や選手の競技力向上の取組みを実施し大きな成功を収めました。また、2020年には、東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。ぎふ清流大会における取組みを一過性に終わらせることなく、スポーツによる障がい者の社会参加を推進するため、障がい者スポーツの普及促進やパラリンピックを目指す選手の強化・育成の両面から一層の振興を図っていく必要があります。
- また、競技スポーツだけでなく、レクリエーションとしてのスポーツ、リハビリテーションとしてのスポーツなど、スポーツを行う障がい者のニーズに対応する必要があります。
- 東京パラリンピックに向けた競技力向上や、障がい者スポーツの裾野拡大のためには、障がい者スポーツを支える環境の整備を進める必要があります。しかしながら、現段階では障がい者スポーツ独自の競技団体の組織化が進んでいないのが現状です。また、障がい者スポーツの専門知識を持った指導者や、障がい者がスポーツに親しむ場所も不足しています。これら「組織」「人材」「場所」の確保に向けた取組みを進める必要があります。

今後の取組み

①障がい者スポーツの裾野の拡大

- 障がい者スポーツの普及を図るため、障がい者スポーツを行う者の裾野を広げるための取組みや、障がい者スポーツにおける功労者を讃える取組みを実施します。
- 県民が新たな障がい者スポーツに触れられるよう、また2020年東京パラリンピックに向けたパラリンピック競技種目の普及を図るため、県下全域でスポーツ教室を開催するとともに、地区大会の開催や競技人口拡大に向けた取組みを支援します。
- スポーツを通じた社会参加を促進するため、全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣を実施し、派遣選手の競技力の向上に努めます。
- 岐阜県障害者スポーツ大会等を開催し、幅広い障がい者の社会参加を目指します。

②2020年東京パラリンピックに向けた取組みの推進

- 2016年リオデジャネイロパラリンピックにおいて5名、2020年東京パラリンピックにおいて10名の岐阜県ゆかりのパラリンピアン輩出をめざし、パラリンピック等出場が期待される選手の発掘から育成までの一貫した支援を行います。

③障がい者スポーツを支える環境整備

- 県の障がい者スポーツを統括する（一社）岐阜県障害者スポーツ協会の活動に対する継続的な支援を行うとともに、さらなる組織体制の充実への支援を行い、引き続き県の障がい者スポーツ振興の推進役としての役割を強化していきます。
- 障がい者スポーツ振興を実施するための競技団体等の組織づくりを支援するとともに、県内スポーツ関係団体等との連携を強化し、一般競技スポーツと同様に選手強化を図ります。
- （公財）日本障がい者スポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導員の養成や、指導者のスキルアップを図るため、強豪チームの練習会等への派遣を支援するなど、専門指導者の養成を進めてまいります。
- 障がい者スポーツ活動の場として、特別支援学校の体育施設の優先開放など、県立学校体育施設の開放を進めるとともに、市町村スポーツ施設の障がい者利用促進に向けた市町村への働きかけを行います。

④新福祉友愛プール（仮称）及び障がい者用体育館の整備【再掲】

- 障がい者のスポーツを通じた社会参加の推進、東京パラリンピックに向けた選手強化及び障がい者スポーツの裾野拡大のため、平成28年中に、通年型の障がい者用屋内プール「新福祉友愛プール（仮称）」、平成29年中に「障がい者用体育館」を整備します。

(2) 障がい者の芸術・文化活動の振興

現状と課題

- 芸術・文化活動に参加することも、障がい者の生活を豊かにし、社会参加を促進する上で重要なことです。また、県民の障がい者に対する理解と認識を深める上でも、大きな役割を果たしています。

岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、障がい者の芸術・文化活動の発表の場を提供し、その振興を図っていく必要があります。

今後の取組み

①芸術・文化活動の振興

- 障がい者の活動意欲の高揚を図るため、岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、創作活動等の成果を発表する機会の拡充に努めます。
- 障がい者の制作した絵画等をポジフィルムに登録し、官公庁や企業等にその利用を呼びかけ、使用料の一部を制作者に還元する「アートバンク事業（ふれあいアートステーション・ぎふ）」を引き続き実施します。
- 県立の文化施設（美術館、図書館等）において、障がい者に配慮した鑑賞、閲覧等の手段を確保します。
- 講演会等の開催に当たっては、手話通訳、要約筆記などによるコミュニケーションの確保に努めます。
- 再開後の未来会館（ぎふ清流文化プラザ）を「障がい者の文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がい者の文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、障がい者の文化芸術活動の発表の場や障がい者文化芸術の情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

②生涯学習の振興

- 身体障がい者及び精神障がい者の生涯学習を推進するため、放送大学岐阜学習センターの入学料、授業料の一部を助成します。

Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実

1 障がい者の地域生活支援

(1) 親亡き後の住まいの場の確保と地域生活移行支援

現状と課題

- 県においては、「第1期岐阜県障害福祉計画（平成18～20年度）」からこれまで地域移行を推進しつつ入所定員数を削減してきました。平成25年度入所定員は2,365人と、平成17年度定員比で125人の減員となっています。
- 一方、本県の定員数は、人口10万人あたり117人となっており、全国平均の144人と比較して少ない状況にあります。また、入所施設の待機者数は、今後3年以内に入所が必要な方が約200人、うち重度の方が約100人います。このことから、入所定員数はこれまで減り続けてきましたが、今後入所が必要な方が相当数おり、入所施設の確保が必要な状況にあります。
- また、県内の障がい者団体からは、「これまで入所を進めてきた経緯、当時入所した方の多くは高齢化していることなどから、現在施設に入所している方の地域移行は難しい」との意見をいただきました。その一方、「新たに入所対象者となる方については、地域で受け入れるべきで、そのための環境整備が必要である。」との意見をいただいています。
- 特別支援学校の児童生徒の保護者へのアンケート調査結果からは、自分がいなくなった時の子どものその後の生活が心配であり、親亡き後、家族がいなくても子どもが生活していく場としての入所施設があったほうが安心できるとの意見が多くなっています。
- 障がい者の地域生活への移行を進めていくためには、障害福祉サービスやグループホーム等の住まいの受け皿の整備といったハード・ソフト面の整備・充実だけでなく、障がい者に対する地域の理解の促進や、万一の時のバックアップ態勢など、障がい者の地域生活を支えるための総合的な環境整備が必要です。
- 現状では、心身障がい者世帯からの優先入居の申込みについて、ほぼ全ての事例で入居に対応することができています。引き続き、優先入居に対応していくことが必要です。

今後の取組み

○ 障害福祉計画（第5章）に基づき、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援で提供されるサービス）、短期入所及び居住系サービス等について、計画におけるサービス見込みに応じたサービス量の確保に努めるとともに、適正な指導等の実施など質の向上にも努めます。また、障害福祉サービスの内容等について、利用者がわかりやすいよう、必要な情報を提供するように努めます。

①訪問系・日中活動系サービス等の充実

○ 障がいのある人が身近な地域で満足のいく訪問系サービスが受けられるよう、事業者の新規参入や介護保険制度の訪問介護事業者の参入によるサービス量の確保・質の充実を図ります。

○ 障がいの特性やニーズに適切に対応できる人材を確保するため、研修会を通じて専門性の高い居宅介護（ホームヘルプ）従事者の養成に努めます。

○ 日常生活の便宜を図るため、小児慢性特定疾患児を対象とした日常生活用具給付事業の充実を図ります。

②生活の場の確保・充実

○ 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数（約200人）ある状況を踏まえ、平成26年度中の移行者数を除き、現状維持を目標とします。

○ 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。特に、今後は、施設入所者や入院患者が地域生活に移行する場合の住まいの場として整備を促進するとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた（家族同居からの巣立ちという）在宅からの移行に対応する観点からも整備を促進します。また、グループホームの整備にあたって、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。

○ 障がい者の地域生活を支えるために、相談、体験の機会、緊急時の受入れなど、障がい者の地域生活を支える居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点を各圏域に整備します。

- 県営住宅における障がい者の優先入居を引き続き実施します。また、公営住宅の優先入居についても、グループホームの整備状況及び地域移行の進捗状況により、各設置者へ働きかけていきます。
- 段差の解消や手すりの設置等、県営住宅のバリアフリー化を引き続き推進します。
- 障がい者の方が同居される世帯で、住宅ローンを利用して、バリアフリー等の性能を有した住宅の取得又は改修を実施された場合、利子の一部を補給します。
- 視覚障がい者のための養護老人ホームの設置について検討を行っていきます。

(2) 入院中の精神障がい者の地域移行支援

現状と課題

- 現在の精神保健医療福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的方策を推し進めるため、国においては平成16年9月に取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に基づき、様々な改革を進めております。
とりわけ、受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行は重要な課題であり、障害者総合支援法においては、精神障がい者の地域移行支援事業を県の地域生活支援事業に位置付けております。
- 県においても、前障害福祉計画（平成24年3月策定）で「受入条件が整えば退院可能な患者数」を設定しており、平成20年4月から実施している「精神障がい者地域移行支援事業」により、退院支援活動の実施及び退院支援体制の整備等を行い、精神障がい者の地域移行支援を推進しています。
- 地域移行・地域定着事業の実施など、患者を退院に導く仕組みは整備されてきましたが、精神障がい者を直接支援する人材が不足していること、住居・就労・活動の場等地域の受け皿が十分でないこと、市町村における精神保健福祉施策への認識にばらつきがあること等、精神障がい者の地域移行に向けては、多くの課題があります。
- このような状況の中で、精神障がい者が安定した地域生活を送るため、入院中から退院後まで一貫した支援ができるよう、保健と医療、福祉の面から一体的にサポートする仕組みを充実する必要があります。

今後の取組み

- 地域生活に必要な体制整備を推進するために保健所が、病院や市町村、福祉サービス事業者等への働きかけや、地域の必要なサービス体制に関する指導・助言や、相談支援専門員への指導・助言等、地域での退院促進や地域生活支援の体制整備の総合的な調整を実施します。

- 平成26年4月の精神保健福祉法の改正により、医療保護入院を行った際に病院に義務付けられた「退院後生活環境相談員」が十分機能するよう、病院に対する指導を行います。

- 精神障がい者の社会的入院を防ぎ、早期に地域移行できるよう、精神科病院へ入院する際には、本人への支援に加えて、退院後の生活における注意事項を助言・指導するなど家族への支援も行います。

- 地域移行・地域定着支援事業の利用促進を図るとともに、ピアサポーターの活用により地域移行が促進されるよう、保健所が主催する地域移行推進会議において、地域の事業所や医療機関と協議・検討を行っていきます。

2 施設入所者への環境・サービスの質の向上

現状と課題

- 障害者総合支援法における障害者支援施設については、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に照らし、地域の実情や障がい者本人のニーズ等を踏まえた入所者支援を進める必要があります。
- 施設利用者の支援にあたっては、利用者の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の障がいの重度化・高齢化に適切に対応するとともに、プライバシーの確保など、生活の質を高める必要があります。

今後の取組み

①入所施設のサービスの質の向上

- 重度障がい者のための入所施設等の環境やサービスの質の向上を図ります。
 - ・居室の個室化など居住環境の整備や、強度行動障がいを持った人に対する支援技術の向上などハード・ソフト両面の整備を促進します。
 - ・施設等において利用者の個別支援計画の作成、サービスの提供について統括を行うサービス管理責任者に対する研修を実施します。
 - ・障がい者の高齢化が進み、また、医療的ケアが必要な障がいが増えるなかで、施設における医療行為の方向性や対策について、今後検討をしていきます。

②ひまわりの丘の再整備

- ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」を、県福祉事業団が設置運営主体となり、同一敷地内で、段階的に、建て替えを進めます。これらの建て替えの中で、利用者の高齢化や重度化に対応するとともに、強度行動障がい等の専門的な支援が行えるよう整備を行います。【再掲】

3 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進

現状と課題

- 障がい者が地域社会の中で自律し、生き生きとした生活を送るためには、生活の糧となる所得の確保が重要です。
- 生活安定のための各種手当や関連制度などの活用を促進するため、積極的に広報活動を展開し、周知徹底に努める必要があります。

今後の取組み

- 障がい者の生活安定のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底を図ります。
- 障がい者の経済的負担を軽減するため、JRや有料道路等の運賃・料金の割引制度、NHK放送受信料の減免制度（地上デジタルチューナー放送視聴のための簡易チューナーの無償給付等を含む）等について周知の徹底を図ります。

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実

現状と課題

- 県では、生涯を通じた健康づくりの実現に向けて、生活の質の向上、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を基本目標とした健康増進計画「第2次ヘルスプランぎふ21」を策定し、「自分の健康は自分で守り・つくる」の自己責任の原則を踏まえ、県民一人ひとりの主体的かつ積極的な健康づくりの運動が定着し、広がるように推進しています。
- 妊娠・出産から新生児、幼児に至る過程の中で、疾病等の予防・早期発見が障がいの予防や軽減につながることから、保健、医療、福祉等の連携を図りながら、より一層の保健施策を充実していく必要があります。
- 市町村では、地域住民の健康の保持、増進を図るため、保険者として高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健診・特定保健指導をはじめ、健康増進法による保健事業や各種がん検診を実施しています。障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、重症化予防のために、各種健診の受診率向上に向けた取組みの強化や保健指導の充実を図っていく必要があります。
- 雇用情勢の悪化等著しい社会経済情勢の変化は、労働者の職場における労働衛生の面に大きな影響を及ぼしており、特に最近では、従来以上に仕事が原因のうつ病など心の健康問題が生じています。このため、自殺予防対策を含めた心の健康づくり対策が大きな課題となっています。

今後の取組み

①健康づくりの推進

- 県が策定した「第2次ヘルスプランぎふ21」（平成25～29年度）に基づき、関係団体と連携、協働しながら、県民一人ひとりの自覚と実践を基本とした健康づくりの取組みを促進します。

②疾病等の予防、早期発見

- 障がいの原因となる脳神経疾患、心疾患、CKD（慢性腎臓病）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の誘因の生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症、喫煙等動脈硬化症）予防、がん予防をはじめ、うつ病、アルコール依存症、ニコチン依存症、高齢化に

第4章 分野別施策

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

伴う認知症、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）といった健康課題を予防するために、保健事業、健康づくりに取り組みます。

- 妊産婦の健康教育、禁煙指導、保健指導及び健康診査の充実を図るとともに、新生児に対する先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査、各種乳幼児健康診査を実施して、疾病等の早期発見に努めます。
- 県では「第2次岐阜県食育推進基本計画—子どもから始めるぎふの食育(平成24年3月策定)」に基づき、生活習慣の基礎ができる子どもや青年期層（16～39歳）に重点をおいた食育を進めます。
- 岐阜県方式の児童生徒の集団心電図検査や心臓・腎臓疾患の学校生活管理指導票を活用した健康診断を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- 心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を図るとともに、保健所、精神保健福祉センター等関係機関の連携による相談支援体制の充実・強化を図ります。また、第2期岐阜県自殺総合対策行動計画（平成26年3月策定）に基づき、うつ病対策や相談体制の充実など、自殺予防に向けた取組みを進めます。
- 壮年期からの生活習慣病予防意識の向上を図るため、市町村や医療保険者と連携し、特定健診・特定保健指導の効果的な実施や各種がん検診等の保健事業の充実に努めます。

③治療体制の充実

- 総合医療センターでは「周産期医療」を重点医療の1つとして位置付け、「母と子ども医療センター」においてハイリスク妊産婦と新生児センター機能等の医療機能を統合した高度医療の提供に努めます。また、周産期医療協議会を通じて、関係機関等との連携を図りながら各圏域における出産前後の医療体制を確立させ、県における出産前後の医療ネットワークの整備を進めます。
- 周産期医療に携わる医師・看護職員等を対象に専門的な知識・技術を習得するための研修等を行い、従事者の資質の向上に努めます。
- 医療機関の選択に資するため、インターネット等による医療機関の医療機能に関する情報の提供を促進します。

2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実

(1) 保健・医療体制の充実

現状と課題

- 障がい者は、身体に何らかの疾病を抱えている人も多く、障がい者の多くが自身の健康や体力に不安を抱いており、医療的ケアを必要としています。
- 障がい者の歯科診療は、多くの医療スタッフを必要としたり、長時間の診療を要することもあり、歯科診療体制の整備を推進することが必要です。
- 精神障がい者の在宅生活を支援するため、地域で適切な精神医療が受けられる体制を整備するとともに、保健所や精神保健福祉センター等において様々な精神保健相談や訪問指導など、地域における精神保健対策の充実を図っていくことが重要です。
- 交通事故や脳血管疾患等による脳損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい等の後遺症を呈する高次脳機能障がいなど新たな障がいへの対応が求められています。

今後の取組み

①医療体制の充実

- かかりつけ医を中心に、かかりつけ歯科医、連携医療機関、入院施設（有床診療所及び病院）、在宅医療を行う医療機関、地域包括支援センター、介護事業所間の連携強化を図ります。
- 歯科疾患の予防や口腔機能の管理のため、歯科保健医療事業の充実を促進します。

②精神障がい者に対する保健、医療の充実

- 保健所、精神保健福祉センター等において、多様化する精神疾患の早期発見と早期治療のための相談体制の充実を図り普及啓発を行います。また、自殺予防対策の一環として、ゲートキーパーの養成を行い、自身や周囲の人の心の健康に関心を持てるよう人材育成も行います。
- 精神障がい者の人権に配慮した医療を推進するため、精神医療審査会において強制入院の必要性や入院患者の処遇について審議を行います。

第4章 分野別施策

Ⅳ 質の高い保健・医療提供体制の整備

- 入院患者の処遇改善など、精神障がい者に対する適切な医療の確保を図るため、医療機関に対し、実地指導等を通じて助言・指導を行います。
- 地域で生活する精神障がい者の適正な医療の確保を24時間体制で支援するため、輪番制による精神科救急医療システムにより、精神疾患の急変、急発により速やかに医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療を行います。

③高次脳機能障がいへの対応

- 広く高次脳機能障がいに対する理解を深めるため、普及啓発活動の実施に努めます。
- 高次脳機能障がい者に対する相談支援体制を整備するとともに、県内の関係医療機関と連携し、相談支援体制の充実等の施策拡充に努めます。

(2) 療育体制の充実

現状と課題

- 各市町村では障がいのある児を早期に発見し、成長段階や個々の障がいの事情に即した療育を行うため、療育機関、医療機関、保育所、保健所、学校等と連携し、早期に療育を提供する体制の確保に取り組んでいますが、障がい児本人の状況や地域のニーズにきめ細かく応える体制が求められています。

今後の取組み

①県立希望が丘学園の再整備

- 県立希望が丘学園（医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター：平成27年9月の新施設供用開始に伴い「県立希望が丘こども医療福祉センター」に改称予定。以下同じ）の再整備により、重症心身障がい児・肢体不自由児の受入れ、訓練機能、レスパイトのための短期入所、あるいは発達障がい児の診療や新たな療育プログラムなど、障がい児とその家族に対する支援機能の充実を図ります。

②地域療育体制の構築

- 市町村や児童発達支援事業所、保育所等の関係機関のニーズに応じ、県立希望が丘学園の医師やリハビリスタッフ等などからなる専門チームを地域に派遣し、職員の技量と知識を活かし、障がい児本人の状況や市町村の療育体制に応じたオーダーメイド型の療育支援（地域療育支援システム支援事業）を行います。

- 発達障がい児者・重症心身障がい児者等に対して、各圏域の主要な障がい児者施設の有する専門性を活用した療育支援（障がい児等療育支援事業）を実施します。
- 各圏域に発達障がい支援センターを設置し、保育所や学校の訪問指導、療育従事者の研修を行うほか、市町村が中心となり、療育機関、保育所、医療機関、保健所、学校などの関係機関が連携して行う発達障がい支援体制づくり（ネットワーク化）の支援を行います。
- 障がいのある児も地域で保育を受けられるよう、市町村に働きかけるなど障がい児を受け入れる保育所の増加を促進します。

（3）発達障がい児者支援の充実

現状と課題

- 発達障がいは早期発見・早期療育が重要であること、また障がいの程度や現れ方が様々であり、幼児期、学齢期、成人期などライフステージに応じて課題も変化することから、各市町村では、福祉、保健、医療、保育、教育、就労、行政などの関係機関が連携して早期発見・早期療育に努めるとともに、それぞれの状態に応じた切れ目のない支援を行う体制づくりに取り組んでいます。
- 早期発見・早期療育の観点から、発達障がい支援センターのぞみを中心に、県立希望が丘学園、早期診断のための発達専門外来医療機関、発達障がい児の相談支援や市町村の体制づくりの助言等を行う圏域発達障がい支援センターが連携して、発達障がい児を対象とした市町村の体制づくりの支援や人材育成等に取り組んでいます。
- 発達障がい者支援コンシェルジュを設置し、成人期の発達障がい者への就労を中心とした生活支援に取り組んでいますが、地域の方々や企業などの理解を得て発達障がい者が身近な地域で安心して生活できる体制づくりが求められています。
- 自らの身体を傷つけるなど激しい行動を繰り返し、日常生活に大きな困難を抱える強度行動障がいのある児者に対応できる支援者や支援サービスについても不足していることから、人材育成や強度行動障がいの支援拠点の整備、関係機関のネットワーク構築が必要です。

第4章 分野別施策

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

- 自閉症等の発達障がい者の高齢化や親なき後の生活の確保などを見据え、発達障がい者がいつまでも安心して暮らすことのできる体制づくりが求められています。

今後の取組み

①発達障害者支援センターの機能強化

- 発達障害者支援センターにおいて、精神保健福祉センターと一体となった成人期の相談支援等の充実を図り、児者一貫した支援を実施します。
- 家族が子どもの障がいを受け止め前向きに捉えることができるよう、障がい受容や育て方の訓練を行うペアレントトレーニングの普及や精神的な心理負担軽減を図るペアレントメンターの養成などにより家族支援の強化を図ります。
- 地域の療育機関等の職員に対する研修や専門相談、各機関が抱える困難事例への助言などにより、地域支援の強化を図ります。
- 発達障がい者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を充実します。

②発達障がい児者に対する地域の支援体制の確保

(幼児期・学齢期の支援)

- 発達障がい児の早期発見・早期療育のため、圏域発達障がい支援センターを活用し、発達障がい児やその家族の相談支援を行うほか、市町村、児童発達支援事業所、保育所、学校等関係機関への助言などにより、市町村の発達障がい支援体制づくりを支援します。
- 各圏域に発達障がいの診断や診療を行なう発達専門外来医療機関を引き続き設置し、身近な地域で早期に診断が受けられる体制を確保します。
- 市町村や児童発達支援事業所、保育所等の関係機関のニーズに応じ、県立希望が丘学園の医師やリハビリスタッフ等などからなる専門チームを地域に派遣し、職員の技量と知識を活かし、障がい児本人の状況や市町村の療育体制に応じたオーダーメイド型の療育支援（地域療育支援システム支援事業）を行います。【再掲】
- 発達障がい児の社会性を伸ばすため、発達障害者支援センターにおいて障がいの状態や程度に応じたグループ活動を行うとともに、教職員向けの研修への協力を行います。

(成人期の支援)

- 発達障がい者支援コンシェルジュを設置し、成人期の発達障がい者や学生などの就労に向けた相談支援を行うほか、相談者が必要な支援を受けられるよう支援機関や市町村へのつなぎを行います。
- 発達障がい者支援コンシェルジュ等の支援機関が開催するケース会議等に専門医等を派遣し、医学的見地からの助言や相談対応を行い、医療と福祉が連携して発達障がい者への支援を行います。
- 障害福祉サービス事業者等に対する研修により、発達障がい者の特性と支援のあり方について理解を図り、発達障がい者が安心して生活できる環境づくりを進めます。
- 発達障害者支援センターが精神保健福祉センターと協働して行う成人当事者向けのグループ活動により、成人期の発達障がい者の居場所づくりや社会適応を促進します。

(高齢化への対応)

- 発達障がい者の保護者の高齢化や親なき後の生活の確保の観点から、グループホーム等の整備を促進します。

③発達障がい児者を支援する人材の育成

- 発達障がいに関する専門研修（発達障がい支援従事者養成研修、障害児通所支援事業所等職員研修事業）により、発達障がい児者の支援を行う支援員の技量向上を図ります。
- 岐阜大学への障がい児者医療学寄附講座の設置や、診療現場における実践的な研修等により、発達障がいに対応できる医師や、現場で医師を補助し診療の効率化に貢献する心理士などの育成・確保を図ります。
- 県立希望が丘学園の再整備により、児童精神科外来の常設化による発達障がい児診療や、新たな療育プログラムなど支援機能の充実を図るとともに、発達精神医学研究所（仮称）の設置により、発達障がいの診療にあたる医師の育成等を図ります。

④発達障がいについての理解促進

- 県民向けの講演会・映画会、ブルー折り鶴キャンペーン等の普及啓発により、発達障がいの正しい知識や特性についての県民理解を促進します。

第4章 分野別施策

Ⅳ 質の高い保健・医療提供体制の整備

- 身近な地域の人に発達障がいについての理解を図り、発達障がい者の支えとなる「発達障がいサポーター（仮称）」を養成し、その活動を通じて発達障がい者が自分らしく生活を送ることのできる環境づくりを促進します。

- ⑤強度行動障がいのある児者の支援体制の構築
- 医療及び福祉等の必要なサービスのコーディネートを行う福祉支援拠点と緊急時の受入れを行う医療支援拠点を設置し、強度行動障がいのある児者やその家族の生活支援を行います。

- ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」の再整備にあたり、強度行動障がいの専門的な支援ができるよう整備を行います。

- 障害福祉サービス事業者の職員を対象に、強度行動障がいのある方の支援に必要な専門知識や技術の研修により、強度行動障がいのある児者に対応できる人材と受け入れる施設の確保を図ります。

- 早期発見・早期療育の実施、必要な福祉・医療等のサービスを提供する発達障がい支援体制の充実及び発達障がいを支える障害福祉サービス事業者や家族への支援により、家庭環境や不適切な支援によって生じる強度行動障がいの予防を図ります。

（4）重度障がい者支援の充実

現状と課題

- 周産期をはじめとする医療の進歩や支援体制の充実もあり、医療的ケアを要する重症心身障がい児が年々増加し、また、重症心身障がい者の長寿命化も進んでいます。

- 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい児者や遷延性意識障がい者（以下、「重症心身障がい児者等」という）が利用できる短期入所等の障害福祉サービス事業所や在宅医療を提供する医療機関、支援に携わる人材の確保など、在宅支援体制の充実が必要です。

- 県内の18歳未満の重症心身障がい児の入所施設の充実を図るため、県立希望が丘学園の再整備、岐阜県総合医療センター障がい児病棟の整備を進めています。一方、保護者の高齢化などもあり、在宅で生活する重症心身障がい者等の入所ニーズも増加しています。

今後の取組み**①重症心身障がい児者等在宅支援体制の充実**

- 医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児者等が、身近な地域で必要な福祉・医療サービス等を利用できるよう、保護者のレスパイトに役立つ医療型短期入所事業所や障がい児者の在宅医療支援を実施する医療機関の増加を図ります。
- ネットワークづくりに向けた様々な職種が集う研究会の開催、各種マニュアルの作成、在宅障がい児者等が活用できる地域資源の取りまとめをはじめ、相談機能を備え家族ネットワークづくりなどを推進する障がい児者在宅医療等支援センターの設置など、障がい児者在宅医療支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者の障害福祉サービス（居宅介護等）の利用拡大を図るため、喀痰吸引等研修費用の負担軽減等により、医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図ります。
- 岐阜大学への障がい児者医療学寄附講座の設置や、実務的・専門的な研修、現場を広く紹介する広報・啓発活動や就職相談会をセットにしたセミナー等の実施により、障がい児者医療に携わる、医師・看護師等支援人材の育成・確保を図ります。
- 在宅の重症心身障がい児者やその家族に対し、運動機能等の低下防止と情緒の安定、家庭における介護者のリフレッシュを図る「重症心身障がい児（者）いきがい創出支援事業」を実施し、地域社会の中で潤いのある生活を送ることができるよう支援します。

②入所施設の整備・運営

- 県立希望が丘学園の再整備により、重症心身障がい児の受入れやレスパイトのための短期入所など、障がい児とその家族に対する支援機能の充実を図ります。また、人工呼吸器装着などの濃厚な医療的ケアや、特殊な疾患への高度専門医療が必要な障がい児のために、岐阜県総合医療センターが整備する障がい児病棟（医療型障害児入所施設）に対し、財政支援を実施します。
- 県立希望が丘学園、岐阜県総合医療センター障がい児病棟と、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、重症心身障がい児者の入所需要に対応するとともに、今後18歳以上の重症心身障がい者の入所需要の増加が見込まれることから、療養介護施設の整備に向けた検討を進めます。

(5) 難病患者支援の充実

現状と課題

- 難病患者や家族は、障がいの原因となる難病の治療を続けながら、地域の中での生活を望んでおり、難病患者が安心して在宅療養できる環境づくりを推進する必要があります。
- 平成27年1月1日から難病の患者に対する医療等に関する法律が施行となり、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲がさらに拡大されます。
これに伴い、地域における難病患者への支援体制を整備するため、関係機関（行政、医療機関、患者及びその家族）の連携の緊密化を図る必要があります。

今後の取組み

- 在宅の難病患者の生活の質の向上と療養生活の支援を目的に、医療相談、訪問相談等の実施を推進します。そのために、保健・医療・福祉の連携を図り、保健所を中核として、各地域における難病患者のネットワークの構築を今後も促進します。
また、地域の実情に応じて、それぞれの地域で生活する難病患者が安心して療養できるよう、保健所は地域の窓口として難病相談を実施します。さらに、保健所を中心とした関係者で構成する地域支援ネットワークを構築し、地域の特性に応じた難病患者への支援体制の整備をすすめます。
- 慢性疾患児の自立や成長を支援するため、児童やその家族からの相談に応ずる支援員を設置するとともに、保健所を中心とした関係者で構成する地域支援ネットワークを構築し、児童やその家族のニーズに応じた支援内容を検討する体制を整備します。
- 難病患者や家族からの相談に応じ、本人の希望やその状況に応じた適切なサービスについて助言やケアができるよう継続した研修会を通じて、医療従事者の資質向上を図ります。また、難病患者が在宅生活を送るに際して話し相手になったり、さまざまな相談に応じるなど、訪問や電話で援助を行う難病患者在宅療養応援員活動を推進します。
- 病状の悪化により居宅での療養が困難となった重症難病患者に対し、適時に入院施設が確保できるよう、拠点病院、協力病院を整備して、難病医療連絡協議会を中心とした病院間の連携システムを構築します。
- 県内の総合的な難病相談窓口、情報発信基地である難病生きがいサポートセンターでは、難病患者やその家族の疾病に対する不安、家庭生活への影響等の悩みを解消するた

めに、電話、手紙等の難病に関する諸相談をはじめ、ホームページでの難病情報の提供と併せて電子メールでの相談にも対応していますが、今後とも、利用者にとってより利用しやすい施設となるよう、機能の一層の充実を図ります。【再掲】

3 リハビリテーション体制の整備

現状と課題

- 障がいの早期発見、重度化、重複化及び高齢化の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーションに対する需要も増大しており、質的にも高度化、多様化しています。
- 県では、障がいのある方の自律と社会復帰に向けた総合的なリハビリテーションサービスの提供を行う体制づくりが遅れており、急性期から回復期、維持期までの一貫した総合的なリハビリテーションサービスの提供が求められています。
- 精神疾患の再発防止と円滑な社会復帰を図るため、精神障がい者に対するリハビリテーション医学の普及・充実が求められています。

今後の取組み

- 養成施設との連携を図り、特に県内において人材の不足が見込まれる職種については、関係団体と協力して人材の確保に取り組むとともに、養成施設や関係団体との連携を密にし、優秀な人材が確保できるよう研修等を通じて能力の向上を促進します。
- 急性期のみならず、回復期、維持期のリハビリテーションも重要であることから、慢性疾患においては、回復過程に応じて療養場所を移して必要なリハビリテーションなどのサービスを受けるなど、医療機関相互の連携により、地域における切れ目のない医療を受けられる体制づくりに努めます。
- 安らぎや癒しなど園芸の持つ効果を医療や福祉等に活かす「園芸福祉」を推進するため、ボランティアとして園芸福祉活動を実践できる「園芸福祉サポーター」の活用を図ります。

第5章 国の基本指針に即して定める 「第4期障害福祉計画」

第5章 国の基本指針に即して定める「第4期障害福祉計画」

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の性格及び位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、国の定める「基本指針」(※)に即し、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

これまで本県の障害福祉計画は、平成18～20年度を第1期計画、平成21～23年度を第2期計画、平成24～26年度を第3期計画と位置付け、障害者基本法に基づく障害者計画と別個に策定しておりましたが、本計画である平成27年～29年度の第4期計画から、「岐阜県障がい者総合支援プラン」と統合し、この「プラン」の中で、本県の障害福祉サービス提供体制等を明示します(第5章、第6章)。

※ 「国の定める「基本指針」」

根拠規定：障害者総合支援法第87条(基本指針)

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号) → 内容については、125～127ページに掲載

(2) 第4期計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

(3) 障害保健福祉圏域の設定

障害者総合支援法では、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで障がい者の支援に取り組んでいくことを基本としていますが、専門的な支援については、広域的な取り組みも必要です。

このため、指定障害福祉サービス等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

(4) 計画の推進体制

障害福祉計画における目標等について、「プラン」とともに、年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じます。

①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

障害福祉計画を推進するためには、行政だけではなく、障がい者支援に関連するすべての者が連携し、積極的・主体的に取り組む必要があります。

このため、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

障害福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進捗管理と評価を行います。

また、障害福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

(5) 障害福祉サービス等の見込量の算出

第4期障害福祉計画の目標年度である平成29年度における障害福祉サービス等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、第3期障害福祉計画の実績を踏まえ、算出しました。

①市町村との調整

市町村は障害福祉サービス等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービスの見込量を定めました。

2 数値（成果）目標

（1）平成29年度の数値（成果）目標の設定

国の基本指針では、①福祉施設入所者の地域生活への移行、②入院中の精神障がい者の地域生活への移行、③地域生活支援拠点等の整備、④福祉施設から一般就労への移行等について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、平成29年度の数値（成果）目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、平成29年度の数値目標を次のとおり設定します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 数値目標の設定

【国の基本指針】

- ・平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から、4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- ・平成29年度末の施設入所者数は、平成25年度末時点を基準に現状維持とします。
- ・平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者の4.8%（112人）以上が地域生活へ移行することを目指します。

【数値目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 平成25年度末の施設入所者数	2,337人	平成25年度末現在の施設入所者の県内市町村合計
② 平成29年度末の施設入所者数	2,337人	平成29年度末現在の施設入所者の県内市町村合計
③【目標値】 施設入所者数の減少見込み(②-①) (割合 ③÷①)	0人 (△0%)	平成25年度末現在の施設入所者の平成29年度末までの減少見込み数
④【目標値】 地域生活移行者数 (割合 ④÷①)	112人 (4.8%)	平成25年度末の施設入所者のうち、平成29年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数
(参考)【第3期計画実績】 地域生活移行者数 (割合)	340人 (13.5%)	平成17年10月1日現在の施設入所者のうち、平成25年度末までにグループホーム・ケアホーム、一般住宅等へ地域移行した者の数

イ 数値目標設定の考え方

- 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数(約200人)ある状況を踏まえ、平成26年度中の移行者数を除き、現状維持を目標とします。
- 施設入所者の地域生活移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現するため、また、緊急度の高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進していきます。しかしながら、入所者の高齢化・障がいの重度化が進み地域生活移行が難しい状況等を踏まえ、入所者のうち、65歳以下かつ、障がい程度の中・軽度の方(※)を、29年度末までに、25年度末時点の施設入所者の4.8%(112人)が地域生活へ移行することを目標値とします。
(※障害支援区分4以下の者で、身体障害3級以下、療育手帳B1以下等)

【指定障害者支援施設の必要定員総数】

区 分	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (見込)	H29年度 (見込)
入所施設定員数	2,407人	2,379人	2,365人	2,361人	2,361人

②入院中の精神障がい者の地域生活への移行

ア 数値目標の設定

【国の数値目標】

- ・平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率を、64%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を、91%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・平成29年6月末時点における長期在院者数を、平成24年6月末時点から18%以上減少させることを基本として、地域の実情に応じて設定。



【県の数値目標】

- ・平成29年度における入院後3ヶ月経過時点の退院率を、72%以上として設定します。
- ・平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を、91%以上として設定します。
- ・平成29年6月末時点における長期在院者数を、平成24年6月末時点から18%以上減少することとして設定します。

【目標値の積算】

項 目	H25年度実績	H29年度目標
①【目標値】 入院後3ヶ月経過時点の退院率	72%	72%

項 目	H25年度実績	H29年度目標
②【目標値】 入院後1年経過時点の退院率	90%	91%

項 目	H24年6月末実績 ①	H29年6月末目標 ②	H29年6月末減少見込数 ③(割合③÷①)
③【目標値】 1年以上の長期在院者数	2,506人	2,054人	△452人 (△18%)

イ 数値目標設定の考え方

- 厚生労働省が定める「入院後3ヶ月経過時点の退院率」の目標値は64%以上ですが、岐阜県においては、平成25年度実績（72%）と同数を目標として設定します。
- 厚生労働省が定める「入院後1年経過時点の退院率」の目標値は91%以上であり、岐阜県においても、91%以上を目標とします。
- 厚生労働省が定める「長期在院者数」の目標値は、24年6月末時点より18%以上減を目指すものであることから、本県においても18%以上減を目標とします。

③地域生活支援拠点等の整備

ア 数値目標の設定

【国の指針】

- ・平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- ・平成29年度末までに各圏域に1つ以上を整備することを目指します。

イ 数値目標設定の考え方

- 地域生活支援拠点とは、厚生労働省によれば、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の項目の機能を満たす拠点としています。今回の厚生労働省の基本指針において、初めて目標と位置付けられました。
- 厚生労働省の定める指針においては、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。岐阜県においては、5圏域それぞれに、1つ以上整備することを目指します。

④福祉施設から一般就労への移行等

ア 数値目標の設定

<p>【国の指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の年間一般就労移行者数を平成24年度の一般就労への移行実績の<u>2倍以上</u>とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 ・平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末から<u>6割以上増加</u>することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 ・平成29年度末における就労移行支援事業所のうち、<u>就労移行率が3割以上の事業所を事業所全体の5割以上とする</u>ことを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。



<p>【県の数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の年間一般就労移行者数を平成24年度の一般就労への移行実績の<u>3.4倍以上</u>とすることを目指します。 ・平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数の<u>7割以上増加</u>とすることを目指します。 ・平成29年度末における就労移行支援事業所のうち、<u>就労移行率が3割以上の事業所を事業所全体の5割以上とする</u>ことを目指します。
--

【数値目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 平成24年度の年間一般就労移行者数	53人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
②【目標値】 平成29年度の年間一般就労移行者数 (増加率 ②÷①)	184人 (3.4倍)	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
②'【H25実績】 平成25年度の年間一般就労移行者数 (増加率 ②'÷①)	102人 (1.9倍)	平成25年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
③ 平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	328人	平成25年度末時点において就労移行支援事業を利用した者の数
④【目標値】 平成29年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 (増加率 ④÷③)	575人 (1.7倍)	平成29年度末時点において就労移行支援事業を利用する者の数

項 目	数 値	備 考
⑤ 平成25年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所の割合	41%	平成25年度末時点において就労移行率が3割以上の事業所の割合
⑥【目標値】 平成29年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所の割合	50%	平成29年度末時点において就労移行率が3割以上の事業所の割合

イ 数値目標設定の考え方

- 厚生労働省の定める指針においては、平成29年度の福祉施設から一般就労する者の数は、24年度の実績の2倍以上とされています。本県での就労系サービスの利用実績が増加していることから、関係労働施策と連携することで、29年度において24年度比3.4倍以上（184人）を一般就労に結びつけることを目標とします。
この目標値は、県内市町村の目標値の合計数であり、本県の25年度実績値が既に24年度比1.9倍の伸びとなっている状況を踏まえて、厚生労働省の定める指針を上回る目標とします。
- 厚生労働省の定める指針においては、29年度末における就労移行支援事業の利用者数を25年度末の利用者数の6割以上増加することを目指すとされています。本県では、29年度末時点における就労移行支援事業の利用者数を25年度末時点比の7割以上（575人）増加することを目指します。
この目標値は、県内市町村の目標値の合計数であり、岐阜県の25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数が、既に24年度比1.26倍の伸びとなっている状況を踏まえて、厚生労働省の定める指針を上回る目標とします。
- 25年度末の就労移行率が3割以上の事業所が41%であることを踏まえて、厚生労働省の定める指針と同様に、29年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

ウ 一般就労への移行等の数値目標を達成するための活動指標

- 福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局等と連携して次に掲げる事項について、障がい者雇用の推進に関する活動指標を設定し、実現に向けた取組みを定めます。

【福祉施設から一般就労への移行等 活動指標】

事 項	H25 年度実績	H29 年度見込
(1) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	102 人	174 人
(2) 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数	118 件	239 件
(3) 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	7 人	15 人
(4) 障害者トライアル雇用事業の開始者数	0 人	18 人
(5) 職場適応援助者による支援の対象者数	64 人	72 人
(6) 障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数	1,165 人	1,463 人

3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

(1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害福祉計画の作成に関する事項として、区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を定めることとされています。

第4期障害福祉計画においては、平成26年度までの障害福祉サービスなどの実績（見込）を踏まえ、平成27年度～29年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

① 訪問系サービス

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
居宅介護	居宅での入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有するため、常時介護を必要とする人への居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービス
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービス
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人又は統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するためのサービス
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人のサービス利用計画に基づく、居宅介護等複数の包括的サービス

イ サービス見込量

		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	1,668	1,789	1,934	2,081
	時間分	24,291	26,260	28,294	30,415
重度訪問介護	人分	32	40	46	54
	時間分	9,180	8,846	10,012	11,229
同行援護	人分	236	262	285	302
	時間分	3,997	4,370	4,649	4,891
行動援護	人分	109	131	146	162
	時間分	1,252	1,537	1,705	1,908
重度障害者等包括支援	人分	1	7	9	12
	時間分	48	298	658	1,078

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめとする事業者の参入促進を図ります。
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護等専門的な知識・技能を要する分野について重点的に研修を実施し、従業者の養成を推進します。
- 在宅における重度障がい者の支援のため、重度訪問介護従業者研修や介護職員等によるたん吸引等の研修を実施します。

② 日中活動系サービス（生活介護）

ア 提供サービスの概要

項目	備考
生活介護	常時介護を要する障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）の人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス

イ サービス見込量

		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	4,483	4,659	4,857	5,019
	人日分	85,167	90,213	93,708	96,621

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 利用ニーズに応じたサービスの確保ができるよう、既存のサービス提供事業所と連携しながら、利用定員の拡大や新規事業の参入を促進します。

③ 日中活動系サービス（自立訓練）

ア 提供サービスの概要

項目	備考
自立訓練 (機能訓練)	病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行うサービス
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所した人などで社会的リハビリテーションの実施が必要な人を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行うサービス

イ サービス見込量

		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
自立訓練(機能訓練)	人分	8	12	17	22
	人日分	136	166	228	319
自立訓練(生活訓練)	人分	220	236	251	268
	人日分	3,802	4,038	4,273	4,557

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 新規参入事業者に対して広く情報提供を行うとともに、既存事業所に対しても、多機能型による事業運営を提案する等、参入を促進します。
- 病院や施設を退院・退所した人など、対象となる者が限定されており、確保可能な事業所数が限られることから、障害者自立支援協議会等を通じて、サービスが不足する地域を把握するとともに、広域的な見地で事業所の確保に努めます。

④ 日中活動系サービス（就労系サービス）

ア 提供サービスの概要

項目	備考
就労移行支援	就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで一般雇用に近い形態のもの
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで従来の福祉的就労（障害者授産施設）に近い形態のもの

イ サービス見込量

項目	単位	第3期計画	第4期計画		
		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
就労移行支援	人分	387	441	512	566
	人日分	6,004	7,071	8,266	9,158
就労継続支援（A型）	人分	1,437	1,573	1,732	1,888
	人日分	28,078	30,603	33,836	36,876
就労継続支援（B型）	人分	2,455	2,581	2,699	2,805
	人日分	40,939	43,682	45,666	47,361

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 新規参入事業者に対して、サービス利用者の動向や圏域で不足しているサービス等に関する情報提供を行うとともに、設置予定市町村からも指導助言等が得られるよう市町村と情報共有を行い、参入の促進を図ります。
- 就労移行支援事業については、標準的な利用期間の定めがあり、一定期間以上の継続的な利用が制限されています。このため、経営上、大人数の定員設定が難しいことから、既存の就労系サービス事業所に対して、多機能型による事業運営を提案する等により参入を促進します。
- 就労系サービス事業の特に就労継続支援（A型）事業所には、社会福祉事業の経験の少ない管理者や従業者が多いことから、利用者支援するうえでの必要な知識や理解を深めるための研修等を実施し、支援の質の向上を図ります。

⑤ 療養介護

ア 提供サービスの概要

項目	備考
療養介護	常時医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービス

イ サービス見込量

		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
療養介護	人分	195	197	203	210

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 県立希望が丘学園、岐阜県総合医療センター障がい児病棟と、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、重症心身障がい児者の入所需要に対応するとともに、今後18歳以上の重症心身障がい者の入所需要の増加が見込まれることから、療養介護施設の整備に向けた検討を進めます。
- 障がい児者医療を支える看護人材を育成するため、重症心身障がい児者の看護に必要な知識・技術に関する専門的な研修を実施します。

⑥ 短期入所

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
福祉型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービス
医療型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービス

イ サービス見込量

		第3期計画	第4期計画		
項 目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
短期入所（福祉型）	人分	592	664	700	774
	人日分	2,970	3,349	3,538	3,886
短期入所（医療型）	人分	148	170	184	195
	人日分	669	781	839	903

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児者等が、身近な地域で必要な福祉・医療サービス等を利用できるよう、保護者のレスパイトに役立つ医療型短期入所事業を実施する医療機関の増加を図ります。
- 医療的ケアの実態に対応した短期入所の報酬単価の設定を必要に応じ国へ要望するとともに、引き続き受け入れ拡大につながる支援策を実施していきます。
- 障がい児者医療を支える看護人材を育成するため、重症心身障がい児者の看護に必要となる知識・技術に関する専門的な研修を実施します。
- 医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等が短期入所を円滑に利用できるよう、「岐阜県 地域でくらす かけはしノート」の普及を図るとともに、短期入所サービス提供事業所のネットワーク化や、サービス利用に必要な情報発信を行います。
- 発達障がいに関する専門研修や強度行動障がいに関する専門研修により、対応できる人材と受け入れ施設の確保を図ります。

⑦ 居住系サービス

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
施設入所支援	常時介護を要する障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）の人に主として夜間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
グループホーム	共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、介護を行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第3期計画	第4期計画		
		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	962	1,062	1,164	1,287
施設入所支援	人分	2,337	2,337	2,337	2,337

(注) 上記見込量は、県外施設利用者を含む。
施設入所支援のサービス見込量は、県内の向こう3年間の入所施設の待機者数を踏まえて算出した。

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。特に、今後は、施設入所者や入院患者が地域生活に移行する場合の住まいの場として整備を促進するとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた（家族同居からの巣立ちという）在宅からの移行に対応する観点からも整備を促進します。
また、グループホームの整備にあたって、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。
- 県営住宅における障がい者の優先入居を引き続き実施します。また、公営住宅の優先入居についても、グループホームの整備状況及び地域移行の進捗状況により、各設置者へ働きかけていきます。
- 施設入所支援は、地域におけるセーフティーネットの役割を担っていることから、グループホームや介護保険施設等との役割分担を明確にし、限られた定員の中で必要とする障がい者に対し、適切な支援の確保に努めます。
なお、入所施設に対する支援については、「2 数値（成果）目標」で記述しています。

⑧ 相談支援

ア 提供サービスの概要

項目	備考
計画相談支援	支給決定前のサービス等利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービス
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を提供するサービス

イ サービス見込量

		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	3,111	3,651	3,735	3,925
地域移行支援	人分	22	32	41	49
地域定着支援	人分	19	33	43	52

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- サービス等利用計画案の対象者の拡大に伴い、相談支援提供体制の量的拡大を進めるとともに、サービス等利用計画の見直しや困難事例への対応が十分に機能するよう、人材育成及び地域体制の強化を図ります。
- 相談支援に従事する従業者については、相談支援に係る実務経験のほか、相談支援従事者研修を受講する必要がありますが、現任者の資質の向上のため、相談支援従事者現任者研修及び専門コース別研修の充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村が実施する三障がいに対応する総合的な相談業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。
また、設置にあたっては、相談支援を担う機関・団体との調整が必要になることから、各圏域や市町村の障害者自立支援協議会等と連携し、地域の関係機関のネットワーク化を図ります。

⑨ 障害児通所支援

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
児童発達支援※	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービス
医療型児童発達支援	治療及び通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービス
放課後等デイサービス	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービス
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービス

※児童発達支援には「児童発達支援センター」とそれ以外の「児童発達支援事業」がある。

イ サービス見込量

項 目	単 位	第4期計画			
		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援※	人分	3,125	3,342	3,470	3,588
	人日分	13,034	13,894	14,449	14,914
医療型児童発達支援	人分	117	132	139	145
	人日分	805	875	915	939
放課後等デイサービス	人分	1,128	1,363	1,502	1,637
	人日分	8,397	10,124	11,082	12,049
保育所等訪問支援	人分	218	207	238	258
	人日分	249	247	309	349

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村による障がい児の療育支援体制の確保のため、市町村や児童発達支援事業所等のニーズに応じ、岐阜県希望が丘こども医療福祉センター(現 県立希望が丘学園、平成27年9月供用開始)の医師等の医療従事者や作業療法士等の派遣、関係職員の専門研修により、関係機関の障がい児支援技術の向上等を図ります。
- 圏域発達障がい支援センターを活用し、発達障がい児やその家族の相談支援を行うほか、市町村、児童発達支援事業所、保育所、学校等関係機関への助言などにより、市町村の発達障がい支援体制づくりを支援します。

- 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図り、県・市町村内で障がい児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保します。
- 国が定める予定の「放課後等デイサービスガイドライン」の周知徹底や発達障がいに関する研修等により、放課後等デイサービス事業所の質の向上を図ります。

⑩ 障害児入所支援

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
福祉型児童入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービス
医療型児童入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	26年度 (実績見込)	第4期計画		
			27年度	28年度	29年度
福祉型児童入所支援	人分	18	18	18	18
医療型児童入所支援	人分	33	34	38	39

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 医療型障害児入所施設「県立希望が丘こども医療福祉センター（現 県立希望が丘学園）」の再整備や、「岐阜県総合医療センター障がい児病棟」の新設等により、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児の入所ニーズに対応します。
- 施設等の発達障がい支援者の技量向上を図るため、発達障がい支援者を対象として、基礎研修・現場視察研修・事例検討等を組み合わせた専門研修を実施します。
- 強度行動障がいのある児者の受入れ拡大を図るため、講義による研修や施設現場での実地研修により強度行動障がいに対応できる支援者を養成します。

⑪ 障害児相談支援

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
障害児相談支援	支給決定前のサービス等利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	26年度 (実績見込)	第4期計画		
			27年度	28年度	29年度
障害児相談支援	人分	1,095	1,378	1,460	1,537

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- サービス等利用計画案の対象者の拡大に伴い、相談支援提供体制の量的拡大を進めるとともに、サービス等利用計画の見直しや困難事例への対応が十分に機能するよう、人材育成及び地域体制の強化を図ります。
- 相談支援に従事する従業者については、相談支援に係る実務経験のほか、相談支援従事者研修を受講する必要がありますが、現任者の資質の向上のため、相談支援従事者現任者研修及び専門コース別研修の充実を図ります。

(2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について

① 岐阜圏域

○訪問系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	673	734	802	876
	時間分	11,324	12,217	13,202	14,258
重度訪問介護	人分	14	15	17	20
	時間分	4,211	4,527	4,879	5,611
同行援護	人分	98	106	116	123
	時間分	2,486	2,606	2,738	2,848
行動援護	人分	22	26	33	42
	時間分	297	394	477	600
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	1,525	1,582	1,653	1,715
	人日分	27,547	30,222	31,506	32,709
自立訓練(機能訓練)	人分	2	3	4	6
	人日分	43	58	79	119
自立訓練(生活訓練)	人分	67	75	80	87
	人日分	1,077	1,161	1,227	1,320
就労移行支援	人分	131	145	166	183
	人日分	2,055	2,339	2,675	2,937
就労継続支援(A型)	人分	649	681	746	815
	人日分	12,882	13,454	14,736	16,101
就労継続支援(B型)	人分	887	925	963	999
	人日分	15,408	16,767	17,417	18,028
療養介護	人分	65	66	69	71
短期入所(福祉型)	人分	185	225	236	290
	人日分	879	1,051	1,096	1,330
短期入所(医療型)	人分	59	72	76	80
	人日分	226	268	283	305

○居住系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	345	374	404	432
施設入所支援	人分	803	798	794	787

○相談支援		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	931	1,175	1,102	1,152
地域移行支援	人分	2	7	11	15
地域定着支援	人分	1	6	9	13

○障害児通所、障害児入所、障害児 相談支援		第4期計画			
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	666	721	779	838
	人日分	3,636	3,995	4,298	4,607
放課後等デイサービス	人分	503	612	659	708
	人日分	4,868	5,784	6,222	6,684
保育所等訪問支援	人分	10	12	21	28
	人日分	19	23	40	54
医療型児童発達支援	人分	100	107	112	116
	人日分	696	726	763	784
福祉型児童入所支援	人分	5	5	5	5
医療型児童入所支援	人分	23	23	25	26
障害児相談支援	人分	270	368	398	420

② 西濃圏域

○訪問系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	267	292	316	343
	時間分	3,854	4,226	4,603	5,018
重度訪問介護	人分	6	13	14	17
	時間分	1,628	1,935	2,237	2,597
同行援護	人分	35	39	42	44
	時間分	451	550	587	631
行動援護	人分	58	62	65	67
	時間分	680	737	774	806
重度障害者等包括支援	人分	1	4	5	6
	時間分	48	78	378	678

○日中活動系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	788	830	865	896
	人日分	15,348	16,173	16,867	17,483
自立訓練（機能訓練）	人分	1	4	7	10
	人日分	6	18	49	100
自立訓練（生活訓練）	人分	49	54	56	58
	人日分	891	981	1,023	1,065
就労移行支援	人分	71	85	99	116
	人日分	1,152	1,417	1,669	1,990
就労継続支援（A型）	人分	226	255	287	326
	人日分	4,477	4,992	5,603	6,363
就労継続支援（B型）	人分	376	409	433	463
	人日分	6,586	7,123	7,648	8,198
療養介護	人分	45	45	46	48
短期入所（福祉型）	人分	92	104	112	117
	人日分	636	717	773	805
短期入所（医療型）	人分	12	15	19	23
	人日分	60	93	115	135

○居住系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	164	188	215	254
施設入所支援	人分	341	341	338	330

○相談支援		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	653	787	830	866
地域移行支援	人分	18	13	14	15
地域定着支援	人分	18	17	21	24

○障害児通所、障害児入所、障害児 相談支援			第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	709	730	747	765
	人日分	2,957	3,034	3,109	3,190
放課後等デイサービス	人分	44	67	79	94
	人日分	278	518	620	739
保育所等訪問支援	人分	2	6	7	9
	人日分	6	20	23	27
医療型児童発達支援	人分	2	5	5	6
	人日分	9	26	26	27
福祉型児童入所支援	人分	0	0	0	0
医療型児童入所支援	人分	2	3	3	3
障害児相談支援	人分	256	364	377	394

③ 中濃圏域

○訪問系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	250	268	287	305
	時間分	3,444	3,838	4,119	4,396
重度訪問介護	人分	3	3	5	6
	時間分	783	479	841	866
同行援護	人分	38	43	47	50
	時間分	535	622	656	693
行動援護	人分	17	24	26	29
	時間分	109	158	168	179
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	963	1,014	1,078	1,119
	人日分	18,839	19,918	21,109	21,888
自立訓練（機能訓練）	人分	2	2	3	3
	人日分	31	30	40	40
自立訓練（生活訓練）	人分	54	50	55	60
	人日分	975	854	948	1,044
就労移行支援	人分	40	50	74	82
	人日分	516	767	1,160	1,277
就労継続支援（A型）	人分	230	276	318	349
	人日分	4,061	5,097	5,874	6,448
就労継続支援（B型）	人分	460	487	519	539
	人日分	6,884	7,274	7,791	8,127
療養介護	人分	33	35	37	39
短期入所（福祉型）	人分	121	130	140	148
	人日分	702	777	836	890
短期入所（医療型）	人分	70	75	78	80
	人日分	353	383	395	413

○居住系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	195	226	251	267
施設入所支援	人分	486	478	472	461

○相談支援		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	493	579	630	670
地域移行支援	人分	1	5	7	8
地域定着支援	人分	0	5	7	8

○障害児通所、障害児入所、障害児 相談支援		第4期計画			
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	660	697	707	720
	人日分	1,940	2,094	2,120	2,163
放課後等デイサービス	人分	284	329	360	381
	人日分	1,882	2,270	2,518	2,723
保育所等訪問支援	人分	203	182	182	182
	人日分	220	192	192	192
医療型児童発達支援	人分	15	19	21	22
	人日分	100	119	122	124
福祉型児童入所支援	人分	3	3	3	3
医療型児童入所支援	人分	5	5	6	6
障害児相談支援	人分	128	150	160	171

④ 東濃圏域

○訪問系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	226	239	255	272
	時間分	2,877	3,084	3,360	3,640
重度訪問介護	人分	9	9	10	11
	時間分	2,559	1,905	2,055	2,155
同行援護	人分	29	32	35	37
	時間分	302	337	383	404
行動援護	人分	5	10	12	13
	時間分	81	153	181	208
重度障害者等包括支援	人分	0	1	1	1
	時間分	0	100	100	100

○日中活動系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	758	772	789	805
	人日分	14,537	14,788	15,096	15,381
自立訓練（機能訓練）	人分	3	3	3	3
	人日分	56	60	60	60
自立訓練（生活訓練）	人分	19	25	28	31
	人日分	371	530	563	616
就労移行支援	人分	99	116	127	139
	人日分	1,645	1,933	2,125	2,317
就労継続支援（A型）	人分	230	249	264	276
	人日分	4,677	4,984	5,287	5,534
就労継続支援（B型）	人分	434	450	463	471
	人日分	7,692	8,012	8,275	8,422
療養介護	人分	27	26	26	27
短期入所（福祉型）	人分	112	122	127	134
	人日分	493	539	558	586
短期入所（医療型）	人分	6	7	10	11
	人日分	29	36	45	49

○居住系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	179	192	211	225
施設入所支援	人分	458	452	448	444

○相談支援		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	187	197	205	214
地域移行支援	人分	0	4	6	8
地域定着支援	人分	0	3	4	5

○障害児通所、障害児入所、障害児 相談支援			第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	630	646	671	681
	人日分	2,571	2,646	2,802	2,839
放課後等デイサービス	人分	148	184	211	238
	人日分	821	942	1,009	1,077
保育所等訪問支援	人分	3	7	28	39
	人日分	4	12	54	76
医療型児童発達支援	人分	0	1	1	1
	人日分	0	4	4	4
福祉型児童入所支援	人分	5	5	5	5
医療型児童入所支援	人分	1	1	2	2
障害児相談支援	人分	90	108	115	122

⑤ 飛騨圏域

○訪問系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	252	256	274	285
	時間分	2,792	2,895	3,010	3,103
重度訪問介護	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0
同行援護	人分	36	42	45	48
	時間分	223	255	285	315
行動援護	人分	7	9	10	11
	時間分	85	95	105	115
重度障害者等包括支援	人分	0	2	3	5
	時間分	0	120	180	300

○日中活動系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	449	461	472	484
	人日分	8,896	9,112	9,130	9,160
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人分	31	32	32	32
	人日分	488	512	512	512
就労移行支援	人分	46	45	46	46
	人日分	636	615	637	637
就労継続支援（A型）	人分	102	112	117	122
	人日分	1,981	2,076	2,336	2,430
就労継続支援（B型）	人分	298	310	321	333
	人日分	4,369	4,506	4,535	4,586
療養介護	人分	25	25	25	25
短期入所（福祉型）	人分	82	83	85	85
	人日分	260	265	275	275
短期入所（医療型）	人分	1	1	1	1
	人日分	1	1	1	1

○居住系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	79	82	83	109
施設入所支援	人分	282	282	281	279

○相談支援		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	847	913	968	1,023
地域移行支援	人分	1	3	3	3
地域定着支援	人分	0	2	2	2

○障害児通所、障害児入所、障害児 相談支援			第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	460	548	566	584
	人日分	1,930	2,125	2,120	2,115
放課後等デイサービス	人分	149	171	193	216
	人日分	548	610	713	826
保育所等訪問支援	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
福祉型児童入所支援	人分	5	5	5	5
医療型児童入所支援	人分	2	2	2	2
障害児相談支援	人分	351	388	410	430

⑥ 県合計

○訪問系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	1,668	1,789	1,934	2,081
	時間分	24,291	26,260	28,294	30,415
重度訪問介護	人分	32	40	46	54
	時間分	9,180	8,846	10,012	11,229
同行援護	人分	236	262	285	302
	時間分	3,997	4,370	4,649	4,891
行動援護	人分	109	131	146	162
	時間分	1,252	1,537	1,705	1,908
重度障害者等包括支援	人分	1	7	9	12
	時間分	48	298	658	1,078

○日中活動系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	4,483	4,659	4,857	5,019
	人日分	85,167	90,213	93,708	96,621
自立訓練（機能訓練）	人分	8	12	17	22
	人日分	136	166	228	319
自立訓練（生活訓練）	人分	220	236	251	268
	人日分	3,802	4,038	4,273	4,557
就労移行支援	人分	387	441	512	566
	人日分	6,004	7,071	8,266	9,158
就労継続支援（A型）	人分	1,437	1,573	1,732	1,888
	人日分	28,078	30,603	33,836	36,876
就労継続支援（B型）	人分	2,455	2,581	2,699	2,805
	人日分	40,939	43,682	45,666	47,361
療養介護	人分	195	197	203	210
短期入所（福祉型）	人分	592	664	700	774
	人日分	2,970	3,349	3,538	3,886
短期入所（医療型）	人分	148	170	184	195
	人日分	669	781	839	903

○居住系サービス		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	962	1,062	1,164	1,287
施設入所支援	人分	2,370	2,351	2,333	2,301

(注)上記見込量は、県外施設利用者を含む。

施設入所支援のサービス見込量は、県内の向こう3年間の入所施設の待機者数を踏まえて算出した。

○相談支援		第3期計画	第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	3,111	3,651	3,735	3,925
地域移行支援	人分	22	32	41	49
地域定着支援	人分	19	33	43	52

○障害児通所、障害児入所、障害児 相談支援			第4期計画		
項目	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	3,125	3,342	3,470	3,588
	人日分	13,034	13,894	14,449	14,914
放課後等デイサービス	人分	1,128	1,363	1,502	1,637
	人日分	8,397	10,124	11,082	12,049
保育所等訪問支援	人分	218	207	238	258
	人日分	249	247	309	349
医療型児童発達支援	人分	117	132	139	145
	人日分	805	875	915	939
福祉型児童入所支援	人分	18	18	18	18
医療型児童入所支援	人分	33	34	38	39
障害児相談支援	人分	1,095	1,378	1,460	1,537

第6章 地域生活支援事業の 実施に関する事項

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など、障がいのある人たちが安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものです。国(1/2)・県(1/4)は、財政的な措置を講じています。

このうち、都道府県は、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業、指導者育成事業などを実施することとされています。

県では、専門性・広域の視点から、次のような地域生活支援事業を展開していきます。

1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 専門性の高い相談支援事業

① 発達障害者支援センター運営事業

- 発達障害者支援センターにおいて、精神保健福祉センターと一体となった成人期の相談支援等の充実を図り、児者一貫した支援を実施します。
- 家族が子どもの障がいを受け止め前向きに捉えることができるよう、障がい受容や育て方の訓練を行うペアレントトレーニングの普及や精神的な心理負担軽減を図るペアレントメンターの養成などにより家族支援の強化を図ります。
- 地域の療育機関等の職員に対する研修や専門相談、各機関が抱える困難事例への助言などにより、地域支援の強化を図ります。
- 発達障がい者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を充実します。
- 発達障がい児者に対し切れ目のない支援が推進できるよう、発達障害者支援センターが中心となって各圏域の関係機関と連携し、身近な地域で適切な支援が受けられるように地域支援活動を推進していきます。

実施見込み箇所数・実利用見込み者数

年 度	27年度	28年度	29年度
実施見込み箇所数	1	1	1
実利用見込み者数	1,500	1,600	1,700

② 障害者就業・生活支援センター事業

- 社会福祉法人等に障害者就業・生活支援センターを設け、雇用・保健・福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導・助言等を行うことにより、障がい者の就労の促進、生活の安定を図ります。
- 全ての圏域で、身近な地域で就業及び生活の一体的かつ総合的な支援が実施できるよう体制整備を推進します。

圏域ごとの障害者就業・生活支援センター箇所数（平成26年度）

岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
1（※）	1	1	1	1

（※）岐阜圏域にはアドバイザーを2人配置

実施見込み箇所数・実利用見込み者数

年 度	27年度	28年度	29年度
実施見込み箇所数	5	6	6
実利用見込み者数	1, 411	1, 437	1, 463

③ 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障がいに対する県全体の相談体制を強化し、医療関係者、県民及び市町村職員等への普及・啓発を図ります。

- 高次脳機能障害相談支援事業
相談体制を強化するため、支援拠点機関における相談を継続するとともに、身近な地域において相談が可能となるよう、圏域ごとに設置したコーディネーターが引き続き相談支援を行います。
- 高次脳機能障害啓発・人材養成事業
高次脳機能障がいについては、普及・啓発を継続することで、徐々に認知されるようになってきましたが、まだ社会的な理解が十分ではないため、さらに普及・啓発活動を継続していきます。
- 地域連携型の支援システムの構築
高次脳機能障がいに対する医療やリハビリテーションを身近な地域で受けることができるよう、圏域ごとに指定した協力医療機関と支援拠点病院が連携を強化していきます。さらに、安心して地域生活が送れるよう、圏域コーディネーターが所属する地域支援協力機関とも連携し、地域連携型の支援システムを構築します。

実施見込み箇所数・実利用見込み者数

年 度	27年度	28年度	29年度
実施見込み箇所数	5	5	5
実利用見込み者数	1,700	1,700	1,700

④ 障害児等療育支援事業

- 在宅障がい児・者の地域生活を支援するため、身近な地域で療育指導、生活指導及び相談等が受けられる体制の確立を目指します。
- 各拠点施設の専門的な職員が、訪問療育、外来療育、相談及び保育所等への技術的指導を行います。

【事業の具体的内容】

- ア 訪問による療育指導
- イ 外来による専門的な療育相談、指導
- ウ 障がい児の通う保育所や幼稚園等の職員の療育技術の指導

圏域ごとの障害児療育等支援事業実施見込み箇所数（拠点施設数）

岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨	合 計
1	1	3	1	1	7

実施見込み箇所数

年 度	27年度	28年度	29年度
実施見込み箇所数	7	7	7

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

- 身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。
また、現任者に対するスキルアップ研修の実施により資質の向上を図ります。

登録見込み者数※

年 度	通訳・筆記	27年度	28年度	29年度
登録見込み者数	手話通訳者	182	184	186
登録見込み者数	要約筆記者	61	75	89

※登録見込み者数は、県の手話通訳者・要約筆記者養成講座を修了した者で、試験に合格した者を登録しています。

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、現任者に対するスキルアップ向上を図ります。

実養成講習修了見込み者数

年 度	27年度	28年度	29年度
実養成講習修了見込み者数	20	20	20

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- 聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい福祉関係団体が主催又は共催する広域的な行事に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

実利用見込み件数

年 度	通訳・筆記	27年度	28年度	29年度
実利用見込み件数	手話通訳者	241	241	241
実利用見込み件数	要約筆記者	79	79	79

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

実利用見込み件数

年 度	27年度	28年度	29年度
実利用見込み件数	508	508	508

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

- 市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

(5) 広域的な支援事業

① 圏域相談支援体制整備事業

各圏域ごとに相談支援等に関する特別アドバイザーを配置し、市町村における障がい者相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うとともに、広域的・専門的な相談支援を行います。

【特別アドバイザーの主な業務】

- ・ 圏域内における関係機関の連携体制づくりに関すること
- ・ 圏域障害者自立支援推進会議に関すること
- ・ 圏域内の相談支援業務のうち専門的な業務に関すること
- ・ 市町村自立支援協議会の設置・運営支援に関すること

- 市町村の自立支援協議会の運営の活性化と基幹相談支援センターの設置に向けた支援により、相談支援体制の整備を図るため、各圏域に1人（岐阜圏域は2人）の特別アドバイザーを設置します。

相談支援に関する特別アドバイザー見込み数

年 度	27年度	28年度	29年度
特別アドバイザー見込み数	6	6	6

② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的としています。

ア 地域生活支援広域調整会議等事業

精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援を推進するため、各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制を地域において構築することを目的としています。

- 県内7保健所において、地域移行推進会議等を開催します。

実施見込み箇所数

年 度	27年度	28年度	29年度
実施見込み箇所数	7	7	7

イ 地域移行・地域生活支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。

県では、精神障がいの視点を重視した支援を充実する観点や、精神障がい者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーター※の積極的な活用を努めます。

※ピアサポーター

ピアサポート（精神障がいの当事者（経験者）として、自身の精神疾患や病状等の経験を通じて同じ障がいを持つ方に対して支援）を行う人。ピアサポーターは、精神障がいの相談や地域交流・自己啓発などの社会参加活動を支援する。

- ピアサポーターを活用した精神障がいの地域移行・地域生活支援を実施します。

実利用見込み者数（ピアサポーター見込者数）

年 度	27年度	28年度	29年度
実利用見込み者数	14	14	14

ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大します。

このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要です。

このような活動を行うために県によって組織される災害派遣精神医療チームがDPATです。

- DPATの説明会を医療機関に対して実施します。

開催見込み数（医療機関への説明会）

年 度	27年度	28年度	29年度
開催見込み数	1	1	1

第6章のとまりまとめ（地域生活支援事業（都道府県事業））

事業名	27年度		28年度		29年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
(1) 専門性の高い相談支援事業							
①発達障害者支援センター運営事業	1	1,500	1	1,600	1	1,700	
②障害者就業・生活支援センター事業	5	1,411	6	1,437	6	1,463	「福祉施設からの一般就労移行者数」の増加分を算用
③高次脳機能障害支援普及事業	5	1,700	5	1,700	5	1,700	各圏域に相談機関を設置
④障害児等療育支援事業	7		7		7		
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載		(登録見込み者数) 手話通訳者：182 要約筆記者：61		(登録見込み者数) 手話通訳者：184 要約筆記者：75		(登録見込み者数) 手話通訳者：186 要約筆記者：89	県の手話通訳者・要約筆記者養成講座を修了した者で、試験に合格した者を登録する
②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載		20		20		20	
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載		(派遣見込み件数) 手話通訳者：241 要約筆記者等：79		(派遣見込み件数) 手話通訳者：241 要約筆記者等：79		(派遣見込み件数) 手話通訳者：241 要約筆記者等：79	障がい福祉関係団体が主催又は共催する広域的な行事に手話通訳者又は要約筆記者等を派遣する
②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実利用見込み件数を記載		508		508		508	
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 ※実施の有無を記載		有		有		有	県外への派遣のうち市町村から広域調整を依頼されたもので市町村での対応が困難であると認められる場合に実施する
(5) 広域的な支援事業							
①都道府県相談支援体制整備事業 ※相談支援に関する実アドバイザー見込み数を記載	6		6		6		市町村の自立支援協議会の運営の活性化と基幹相談支援センターの設置に向けた支援により、相談支援体制の整備を図るため、各圏域に1名（岐阜圏域は2名）の特別アドバイザーを設置
②精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
ア 地域生活支援広域調整会議等事業 ※「実利用見込み箇所数」欄に、事業評価委員会の実利用見込み数、協議会の開催見込み数の順に記載	-	7	-	7	-	7	県内7保健所において地域移行推進会議等を開催する
イ 地域移行・地域生活支援事業 ※「実利用見込み箇所数」欄に、実アドバイザー見込み数を記載	-	14	-	14	-	14	地域でピアサポーターを活用する
ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 ※運営委員会の開催見込み数を記載	1		1		1		DPA Tの説明会を医療機関に対して実施する

【参考】

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）」（国の基本指針）に掲げる都道府県障害福祉計画に定める事項等（抜粋）

○都道府県障害福祉計画において定める事項

別表第三

事 項	内 容
一 都道府県障害福祉計画の基本的理念等	都道府県障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 区域の設定	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。
三 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	<p>障害者について、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成二十九年度における成果目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none">① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行② 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援③ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講④ 障害者トライアル雇用事業の開始⑤ 職場適応援助者による支援⑥ 障害者就業・生活支援センター事業による支援

<p>四 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>① 市町村障害福祉計画を基礎として、平成二十九年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。</p>
<p>五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策</p>	<p>① 障害福祉サービスの利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。</p> <p>② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要な指定障害福祉サービスの種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービスを実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。</p>
<p>六 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数</p>	<p>平成二十九年度までの各年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めること。</p>
<p>七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p>	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p>

	<p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
八 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
九 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項	都道府県障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。
十 都道府県障害福祉計画の期間	都道府県障害福祉計画の期間を定めること。
十一 都道府県障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	各年度における都道府県障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

第7章 達成目標

第7章 達成目標

【I】安心して暮らせる社会環境づくり

項 目	設定 事項	設定 単位	達成目標		
			H26 末 見込	期間増	H29 末 目標
見守りネットワーク活動が実施されている自治会の率	実施率	%	68.5 (H25)	31.5	100.0
助け合い（生活支援）活動が実施されている小学校区の率	実施率	%	17.8 (H25)	32.2	50.0
乗合バス車両に占めるノンステップバス車両の割合	導入率	%	24.0	6.0	30.0
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	割合	%	7.8 (H20)	20.2	28.0 (H32)
交番及び駐在所の改築、改修において、スロープ、自動ドア、ローカウンター、客溜の整備が行われた割合	整備率	%	39.3	8.7	48.0
手話通訳者の養成	養成人数	人	251	20	271
盲ろう者通訳・介助者の養成	養成人数	人	262	60	322
要約筆記者の養成（手書き、パソコン）	養成人数	人	手書き		
			0	28	28
	人	パソコン			
			0	26	26
避難行動要支援者名簿の作成市町村の割合	市町村の割合	%	45.2 (H27.1)	54.8	100.0
避難行動要支援者の個別計画の策定市町村の割合	市町村の割合	%	21.4 (H27.1)	78.6	100.0
県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築			未整備		整備済

介護福祉士等修学資金貸付利用者数（累計）	貸付 人数	人	407	403	810
学生等のインターンシップ、1日体験受入数 （介護）（累計）	受入 人数	人	498	132	630

【Ⅱ】社会参加を進める支援の充実

項 目	設定 事項	設定 単位	達成目標		
			H26 末 見込	期間増	H29 末 目標
特別支援学校の新設校の整備の割合	整備 率	%	90.0	10.0	100.0
スクールバスの片道乗車時間が 60 分を超える 児童生徒の割合	割合	%	5.0		5.0 未満
特別支援学校における教諭の特別支援学校教員 免許保有率	割合	%	67.9 (H25)	12.1	80.0 (H30)
県内障がい者の実雇用率	実雇 用率	%	1.79	0.31	2.10
特別支援学校高等部卒業生の就職率	割合	%	34.1 (H25)	15.9	50.0 (H30)
「働きたい！応援団ぎふ」登録企業数	企業 数	社	568 (H25)	232	800 (H30)
多様な障がい者委託訓練による就業者数の向上	就業 者数	人	21	9	30
チャレンジトレーニング事業による就業者数の 向上	就業 者数	人	100	20	120
就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額	円	円	12,000	8,000	20,000
福祉施設から一般就労への移行等（※）					
年間一般就労移行者数	移行 者数	人	102 (H25)	82	184

就労移行支援事業の利用者数	利用者数	人	328 (H25)	247	575
就労移行率が3割以上の事業所の割合	割合	%	41.0 (H25)	9.0	50.0

【Ⅲ】日常生活を支える福祉の充実

項 目	設定 事項	設定 単位	達成目標		
			H26 末 見込	期間増	H29 末 目標
難病ホームヘルパーの養成	養成 人数	人	1,048	152	1,200
福祉対応リフォーム実施済み県営住宅数	供給 戸数	戸	207	30	237
福祉施設の入所者の地域生活への移行 (※)					
施設入所者数	入所 者数	人	2,337 (H25)	0	2,337
地域生活移行者数	平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数の4.8%(112人)の地域生活への移行を推進します。				
入院中の精神障がい者の地域生活への移行 (※)					
入院後3ヶ月経過時点の退院率	退院 率	%	72.0 (H25)	0.0	72.0
入院後1年経過時点の退院率	退院 率	%	90.0 (H25)	1.0	91.0
1年以上の長期在院者数	在院 者数	人	2,506	△452	2,054
地域生活支援拠点等の整備 (※)	平成29年度末までに各圏域に1つ以上の整備を推進します。				

【IV】質の高い保健・医療提供体制の整備

項 目	設定 事項	設定 単位	達成目標		
			H26 末 見込	期間増	H29 末 目標
年に1回以上は歯科検診を実施する心身障がい児（者）施設の割合	割合	%	76.7 (H23)	13.3	90 以上 (H28)
年に1回以上は歯科保健指導を実施する心身障がい児（者）施設の割合	割合	%	72.1 (H23)	17.9	90 以上 (H28)
園芸福祉サポーター活動実績	活動 実績	回	97	3	100

注：(※)は、第5章「国の基本方針に即して定める『第4期障害福祉計画』」における数値（成果）目標との重複項目。

資 料

障がい福祉に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査の趣旨

本プランの策定に伴い、県内特別支援学校に通う児童・生徒の保護者及び一般県民を対象に、障がいを理由とした差別について感じることや県が推進すべき障がい福祉施策等についてアンケート調査を実施した。

調査にあたっては、県内特別支援学校及び県政モニターの協力を得て実施した。

2 調査内容

○ 調査対象者

- (1) 特別支援学校に通う小学部、中学部、高等部の児童・生徒の保護者 約 2,500 人
- (2) 県政モニターに委嘱した一般県民 573 人（うちインターネットモニター337 人）

○調査方法

- (1) 質問紙法及び自由記述による調査（無記名式）、郵送による回答
- (2) 質問紙法及び自由記述による調査（県政モニター）、
郵送又はインターネットによる回答

○主な質問項目

- (1) 特別支援学校に通う小学部、中学部、高等部の児童・生徒の保護者
 - ・障がいによる子どもの差別的な扱いの経験について
 - ・通園（所）先での困りごと
 - ・現在生活における困りごと、将来に対する不安・悩み事
- (2) 一般県民（県政モニター）
 - ・障がい者との関わりについて
 - ・障がいを理由とする差別を感じるか
 - ・「障害者権利条約」、「障害者差別解消法」の認知度

○その他

- ・一部の質問項目は複数回答可としており、回答者数と一致しない場合がある。
- ・構成比はパーセントで表し、小数点第2位以下を四捨五入して算出しているため、合計が100パーセントにならない場合がある。

3 調査期間

- (1) 平成26年4月～5月
- (2) 平成26年7月～8月

4 回答状況

- (1) 特別支援学校に通う小学部、中学部、高等部の児童・生徒の保護者
＜回答者数＞ 送付者数 2,474 人 回答者数 1,630 人 回答率 65.9%
- (2) 一般県民（県政モニター）
＜回答者数＞ 送付者数 573 人 回答者数 515 人 回答率 89.9%

Ⅱ 調査結果

1 特別支援学校に通う小学部、中学部、高等部の児童・生徒の保護者への調査

問1 児童・生徒の属性

①性 別

区 分	人数 (人)	割合 (%)
男	1,070	65.6
女	548	33.6
無回答	12	0.7
計	1,630	100.0

②年 齢

区 分	人数 (人)	割合 (%)
6歳～8歳	219	13.4
9歳～11歳	234	14.4
12歳～14歳	368	22.6
15歳～17歳	742	45.5
18歳～20歳	34	2.1
21歳以上	14	0.9
無回答・不明	19	1.2
計	1,630	100.0

③手帳の種類・等級

区 分	人数 (人)	内 訳	
		等 級	人数 (人)
身体障害者手帳	491	1級	234
		2級	110
		3級	81
		4級	25
		5級	22
		6級	16
		無回答	3
療育手帳	1,439	A1	373
		A2	385
		B1	279
		B2	383
		無回答	19
精神障害者保健福祉手帳	14	1級	4
		2級	6
		3級	3
		無回答	1
所持していない	32		
計	1,976		

問2-1 障がいによる子どもの差別的な扱いの経験について

区分	人数(人)	割合(%)
よくある	86	5.3
時々ある	652	40.0
まったくない	589	36.1
その他	111	6.8
無回答	192	11.8
計	1,630	100.0

問2-2 差別的な扱いを受けた場所について

区分	人数(人)	割合(%)
保育園(所)・幼稚園・学校	409	36.0
商業施設(商店街やデパート)	237	20.9
隣近所	159	14.0
病院等医療機関	129	11.4
交通機関	105	9.2
その他	73	6.4
福祉施設	24	2.1
計	1,136	100.0

問2-3 差別的な取扱いと感じた内容について

※内閣府が示す「社会的障壁」の項目によって分類

○社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)

- ・病院に行くと、段差があったり幅が狭かったりして利用しにくい。
- ・歩道の幅が狭かったり、段差、傾きがあり普段の移動が困難。ましてや、緊急時に避難所に行くことは不可能に近い。
- ・駅で階段や段差が多く、障がい児用バギーを利用することが困難。また、駅員の方に利用を嫌がられるといったこともある。
- ・ストレッチャータイプの車椅子を利用しているため、入店を断られた。

○制度(利用しにくい制度など)

- ・引っ越しで他の市町村に移った際に、保育園への入園を断られた。
- ・保育園に入園する際に、障がいがあるということで、保護者の同伴がないと入園できないと言われた。
- ・保育園で、手がかかるといって普通の子どもより登園時間を遅くするように言われた。

○慣行（障がい者の存在を意識していない慣習、文化など）

- ・散歩していたら、自転車が横を通り過ぎる時「危ない、邪魔」と言われた。
- ・特別支援学級に通っている子どもは、他の生徒と同じ行事に参加できない。
- ・急に声を出したり、静かにじっとしていない時に、しつげが悪いと注意された。
- ・仕方のないことかもしれないが、健常の子どもと同じことをさせてもらえなかった。
- ・地域の行事、子供会活動に参加させてもらえなかった。
- ・障がい者用の駐車場に車を入れたとき、一般の方から手帳の提示を要求された。
- ・日帰り旅行を申し込んだが、子どもの障がいについて説明したら定員に達していないにもかかわらず断られた。

○観念（障がい者への偏見など）

- ・特別支援学級に在籍している子どものことを周りの子が「馬鹿だから」と言っていた。本人はとても傷つき、学校には満足で充実しているが、他の人に自分の学校名を言いたがらない。
- ・予防接種を受ける時に、看護師から心無いことを言われた。
- ・福祉に携わる人の中でも、障がいのある人に言うべきでないこと、やってはいけないことをする人がいる。
- ・親が子どもに対して、障がいのある子と関わらないように教えていることがあった。これでは何の解決にもならない。様々な人が共生できる社会になってほしい。

問3 保護者等が病気や事故等で、一時的に介護ができなくなったとした場合の対応

区分	人数（人）	割合（％）
同居家族に頼む	997	33.6
別居家族や親族に頼む	817	27.5
施設（短期入所）や病院に頼む	281	9.5
考えたことがない・わからない	168	5.7
通所事業所の支援員等に頼む	142	4.8
介護を頼めるところがない	126	4.2
NPO等やボランティア団体に頼む	118	4.0
ホームヘルパー等に頼む	101	3.4
友人・知人に頼む	77	2.6
その他	55	1.9
介護を頼む必要がない	48	1.6
地域の人（近所の人）に頼む	27	0.9
介助者を雇う	14	0.5
計	2,971	100.0

問4 障がい福祉施策で県が充実すべき支援について

I 安心して暮らせる社会環境づくり		人数(人)
	福祉、保健・医療に従事する人材の育成	930
	障がいを理由とした差別解消、虐待の防止	844
	地域での支え合い活動やボランティアの育成と活動支援	662
	公共施設のバリアフリー化等ひとにやさしい街づくり	509
	防犯・防災対策の充実	436
	手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読奉仕員、盲ろう者通訳・介助員の養成・派遣など、意思疎通支援の充実	316
	相談業務のワンストップサービス体制の確立	302
II 社会参加を進める支援の充実		
	特別支援学校、特別支援学級の教員の専門性向上	1,019
	雇用・就労に関する支援の充実(相談体制や就労後の指導など)	1,104
	障がい者スポーツ施設の整備等環境の整備や、競技人口の拡大及び競技力の向上	556
	文化・芸術による障がい者の社会参加	362
III 日常生活を支える福祉の充実		
	身近な地域で必要な療育を受けられる支援体制の構築	837
	障害福祉サービスを円滑に受けるための相談支援体制の充実	762
	発達障がいに関する専門的な支援が受けられる体制の整備	754
	グループホームや日中活動の場の整備促進	696
	公営住宅への障がい者の優先入居	358
	強度行動障がいのある児者の支援体制の構築	290
IV 質の高い保健・医療提供体制の整備		
	介護を行う家族に対する支援体制の充実(短期入所、介護人材派遣等)	751
	心身障がい児を早期から療育する体制の構築	677
	重症者(重症心身障がい児者等)の受け入れ施設の整備	514
	在宅生活を支える障がい児在宅医療体制の充実	467
	難病患者への福祉的・医療的支援	357
	入院中の精神障がい者の地域移行支援	190
	その他	105
	特になし	17
	計	13,815

問5-1 子どもの通園（所）先について

区 分	人数（人）	割合（％）
保育園（所）	985	42.6
児童発達支援センター	448	19.4
幼稚園	356	15.4
その他	188	8.1
児童発達支援事業所	144	6.2
県立施設	137	5.9
通園（所）していない	53	2.3
計	2,311	100.0

問5-2 通園（所）先で困りごとについて

区 分	人数（人）	割合（％）
特にない	588	33.2
先生や友達の理解が十分ではない	274	15.5
通うのが大変	243	13.7
園（所）内での支援が十分ではない	205	11.6
友達ができない	176	9.9
内容についていけない	122	6.9
その他	70	4.0
施設の設定が使いにくい	53	3.0
医療的なケア（吸引・導尿等）が受けられない	38	2.1
計	1,769	100.0

問5-3 就学前の日中の過ごし方として、必要だと思われるものについて

区 分	人数（人）	割合（％）
身近な療育機関への通園	917	29.3
身近な保育園（所）・幼稚園への通園（所）	867	27.7
医師や療法士などによる巡回療育相談	370	11.8
遠くても専門的な療育を受けられる施設等への通園	269	8.6
治療や訓練を受けられる施設への入所	228	7.3
治療や訓練を受けられる施設への短期入所	182	5.8
保健師などの訪問指導	148	4.7
特に考えていない	109	3.5
その他	42	1.3
計	3,132	100.0

問6-1 子どもの特別支援学校卒業後の進路について

区 分	人数(人)	割合(%)
就職（民間企業等への就職）	445	33.5
就労系サービス事業所（就労移行・就労継続支援事業所）への通所	434	32.7
高等部、専攻科、大学等への進学	224	16.9
生活介護	194	14.6
その他	30	2.3
計	1,327	100.0

問6-2 現在生活における困りごと、将来に対する不安・悩み事

区 分	人数(人)	割合(%)
就職など卒業後の進路や進級	1,135	25.1
将来の生活全般	1,084	24.0
介護・支援する家族の健康、日常生活	643	14.2
経済的な不安	605	13.4
障がいや健康上の心配、悩み	531	11.8
周囲の理解	496	11.0
不安や悩みごとはない	25	0.6
計	4,519	100.0

問7 自由記入欄（主な意見）

I 安心して暮らせる社会環境づくり

○障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進

- ・子どもには、社会とは戦って身を守らねばならないところではなく、温かく手を差し伸べてくださるところだという思いの中で生きていってほしい。
- ・高機能自閉症であるため、集団の中や社会の中では他人と同じように行動することが困難であることが分かってもらえない。
- ・認知症やアルツハイマーという言葉がタブーでなくなったように、知的障がい者、自閉症という言葉がタブー視しないで、どんどん積極的に啓発運動をして世間に知ってもらいたい。
- ・地域での差別的なこともありそれに耐えていけるか心配。地域の大きな問題として考えてほしい。
- ・小中学校等の道徳の時間にもう少し障がいについて勉強するような、理解促進につながる時間を設けていただけるとよい。

○福祉のまちづくりの推進

- ・障がい者(身体・知的)のほか、乳幼児、高齢者など様々な立場の方が整った使いやすいトイレがあると外出しやすくなる。
- ・身障者マークのついているトイレに幼児用のオムツ替えのベッドしかなく、大人用のベッドがないため、外出時に困っている。

○身近な相談支援体制の確立

- ・手続等あちこちに行くのは大変なので、一か所でするようにしてほしい。
- ・この先永く障がいのあるわが子と生活していきたいので、いろいろなサービスを利用していききたいと思っている。行政でも使えるサービスをわかりやすく教えてほしいし、相談窓口がほしい。
- ・兄弟で違う障がいの診断を受けており、進路も違うし育て方も違う。どこの誰に相談すればよいのか分からない。別々のところで相談をするのではなくワンストップで相談できる場所があるとよい。

Ⅱ 社会参加を進める支援の充実

○教育の充実

- ・障がい児には健常児のような選択の幅が無い。
- ・特別支援学校高等部卒業後、進学という道が無いため一般社会人に近づく道が止まってしまう。そこからさらに進歩させていかなければ、自立はありえないと思う。
- ・障がいがあっても教育を受ける権利があるのに本人がそれを選択できないのは悲しいこと。
- ・他府県と比べて特別支援学校の教員の少なさに驚くが、少ない人員の中でも充実した教育内容を実践しておられて頭が下がる思い。先生方が健康で長く健全に勤務していただけるよう人員の補充をしていただきたい。
- ・放課後等デイサービスの必要性は、健常児の親よりずっと切実。もっと積極的な対応をお願いしたい。
- ・学校の長期休暇で子供たちのリズムが崩れてしまい、家庭での支援がとても大変。休假日数の見直しをしていただきたい。
- ・2～3年でどんどん教師も変わっていくため無責任になりがちだと思う。特別支援学校の教師だけは異動を減らし同じ先生が同じ子供を数年続けてみるようにすべきだと思う。
- ・通常校の特別支援学級の先生をもっと増やし充実させてほしい。支援の手が足りないために特別支援学級に入れない。
- ・保護者に支援制度を伝えることもとても大切で、できる限り早期の段階で保護者が将来のことを学ぶ機会を作ることが必要。
- ・学校が自宅の近くにでき送迎がとても楽になり、負担が軽減された。

- ・学校では行き届いた指導をしていただいているので安心しているが、長期休暇は一応デイサービスに登録してあるものの、元気な子供たちで満員で、重症心身障がい児は利用できない。

○雇用・就労の促進

- ・就職を希望しているが、就職することが可能なのか、就職できても、職場での問題をどこに相談したらいいのか。どんな支援を受けられるのかわからないことが多く不安である。

○障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実

- ・一番体を動かさなくてはいけない子供のころから障がい者がスポーツを楽しめる場所を作ってほしい。
- ・障がい者が社会へ参加していくには一般の人と一緒にスポーツをして体を動かすことがお互いの理解にとっても大事なことだと思う。
- ・休日安心して過ごせる場所がなく結局家の中で過ごすことになる。レクリエーションやクラブ活動のような、余暇支援の場所があると良い。

Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実

○障がい者の地域生活支援

- ・障がいのある子を持つと兄弟の学校行事への参加が難しい。障がい児の受け入れ先が無ければ行事に参加できないというのは仕方ないと思う反面、おかしいと思う。
- ・親がいなくなったとき、その後の生活が心配。ひとり暮らしをする生活能力がない場合、何を頼りに生活すれば安心なのか。
- ・とにかく卒業後の生活介護の施設が少なすぎる。在宅介護になるのではないかと不安。
- ・重度障がい者はやはり家族や地域だけでなく入所施設を利用しながら生活していけるシステムが整備されれば親はとても安心がある。
- ・卒業後の進路、将来に不安がある。通所するにも今現在行き場がなく、先輩のお母さん方は支援に苦労されている話を聞く。数年後の通所先、その後の入所先があることを願っている。
- ・長期休暇中のデイサービスに行ける時間が増えるといい。
- ・子供が3人いるが障がいのある子がどうしても手がかかり、他の2人に対して手がかけられず、精神的に不安定にさせてしまっている。
- ・学校に通学していた時のように将来子どもが安心して通える場所づくりをどんどん進めてほしい。家に閉じ込めてしまう生活にはしたくない。
- ・住んでいる地域（市町村）によって福祉への取り組みに違いがあるように感じるため、どの地域も同じように充実してほしい。
- ・病院への付き添いでも移動支援が使えるようにしてほしい。

- ・定員の関係で、将来的に入所施設に入れるかどうか不安。
- ・グループホームが少ない。
- ・児童の日中一時・放課後支援サービス等の施設は急速に増えているが、卒業後の就労施設の充実には課題があると思う。
- ・高校卒業後の選択肢がなさ過ぎて困る。受け入れてくれるところが少なすぎる。
- ・就労継続支援A型は増えていく一方、就労継続支援B型は増えていかず、将来子供が学校卒業後行き先があるか不安。軽度の人に行き先はいろいろ選択肢があるが、重度の人の行き先が限られているのはおかしい。
- ・就労以前の重度の子たちを安心して託せるような生活の場を、何とか作ってほしいと願っている。
- ・近くにショートステイをやっているところがないので、何かあった時に預かってもらえるところがなくて困る。

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

○障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実

- ・小児から、成人、その後も、生涯を通じて診察していただける医療機関があるとよい。新しいところにかかるたび、幼少の頃、あるいは学生の時から話をしなければならない。
- ・児童の入院施設が岐阜には全くない。とにかく入院施設がまず必要。
- ・医療的ケアが必要な子は卒業後の預け先がほとんどないので、預けられるような施設をもっと作っていただきたい。
- ・幼児期の療育的な場所はあるが、大人になってからのそういった場所がない。

○リハビリテーション体制の整備

- ・常にリハビリが必要で、小学校1年～6年まで週一で自宅への訪問リハビリを受けていたが、今は受けられていない。何かうまくいくサービスがほしい。

2 一般県民（県政モニター）への調査

問1 障がい者と気軽に話したり、障がい者への手助けの経験

区 分	人数（人）	割合（％）
ある	354	68.7%
ない	160	31.1%
無回答	1	0.2%
計	515	100.0%

問2 障がい者と関わりをもったきっかけ（回答者 353 人）

区 分	人数（人）	割合（％）
困っているときはお互い様という気持ちから	185	52.4%
身内などに障がいのある人がいて、その大変さを知っているから	107	30.3%
近所の人や親戚など身近な人だったから	88	24.9%
将来、自分や家族も障がいをもつ可能性があるから	86	24.4%
特に理由はない	56	15.9%
自分の仕事に関連しているから	55	15.6%
その他	35	9.9%
計	612	

問3 障がい者と関わりをもたなかった理由（回答者 154 人）

区 分	人数（人）	割合（％）
たまたま機会がなかったから	127	82.5%
どのように接したらよいかわからなかったから	56	36.4%
専門の人や関係者にまかせたほうがよいと思ったから	38	24.7%
お節介になるような気がしたから	34	22.1%
自分が何をすればよいかわからなかったから	32	20.8%
特に理由はない	25	16.2%
自分にとって負担になるような気がしたから	5	3.2%
その他	3	1.9%
計	320	

問4 障がい者に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思うか

区 分	人数 (人)	割合 (%)
あると思う	181	35.1%
少しはあると思う	221	42.9%
ないと思う	90	17.5%
わからない	23	4.5%
計	515	100.0%

問5 「障害者の権利に関する条約」の認知度

区 分	人数 (人)	割合 (%)
条約の内容も含めて知っている	31	6.0%
条約の名前のみ知っている	92	17.9%
条約を知らない	390	75.7%
その他	1	0.2%
無回答	1	0.2%
計	515	100.0%

問6 「障害者差別解消法」の認知度

区 分	人数 (人)	割合 (%)
法律の内容も含めて知っている	34	6.6%
法律の名前のみ知っている	73	14.2%
法律を知らない	408	79.2%
その他	0	0%
無回答	0	0%
計	515	100.0%

問7 障がいの有無にかかわらず、共に生活するための環境づくりに必要な配慮や工夫

区 分	人数 (人)	割合 (%)
個々が経済的負担を負わなければならなかったとしても、その負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行う	114	22.1%
可能な範囲の経済的負担であれば、配慮や工夫を行う	226	43.9%
経済的負担がなければ、配慮や工夫を行う	118	22.9%
配慮や工夫を行うことは難しい	7	1.4%
一概にいえない	30	5.8%
わからない	20	3.9%
計	515	100.0%

問8 災害発生時に障がい者にできる支援（回答者 509 人）

区 分	人数（人）	割合（％）
日頃の声かけなどによる見守り	273	53.6%
避難生活時における障がいのある方への配慮	261	51.3%
災害時の避難支援（避難所までの誘導）	258	50.7%
町内会などの場における支援方法などの話し合い	221	43.4%
障がいに関する知識の習得	128	25.1%
防災訓練への参加の呼びかけ	98	19.3%
家財の転倒防止器具の取り付けなどの手伝い	63	12.4%
その他	1	0.2%
計	1,303	

問9 障がい福祉施策のうち最も力を入れる必要があると思うもの（回答者 510 人）

区 分	人数（人）	割合（％）
福祉サービスの充実	322	63.1%
障がいのある人が働ける場の拡大	321	62.9%
周囲の人の障がいに対する理解促進	300	58.8%
道路・交通・建物のバリアフリー化	284	55.7%
医療の充実	189	37.1%
ボランティアの育成	167	32.7%
年金や手当の充実	146	28.6%
住宅の確保	85	16.7%
わからない	10	2.0%
その他	10	2.0%
計	1,834	

問10 岐阜県は障がい者にとって住みやすい県だと思うか

区 分	人数（人）	割合（％）
住みやすい	25	4.9%
まあまあ住みやすい	59	11.5%
普通	200	38.8%
あまり住みやすいとは思わない	79	15.3%
住みにくい	17	3.3%
わからない	135	26.2%
計	515	100.0%

問 11 自由記入欄（主な意見）

○障がい理由とした差別の解消や心のバリアフリーの推進について

- ・「障がい者も健常者も人権は平等」意識の更なる啓蒙を実施すべき。
- ・障害者の権利に関する条約と障害者差別解消法について、全く知らなかったことは、私の障がいがある方々への無関心の表れだと思う。反省したい。
- ・ハード面だけでなく、心のバリアフリーを心がける事が大切。
- ・環境づくりを進め、配慮や工夫をしても点字ブロック上に駐輪したり、障がい者用スペースに健常者が堂々と駐車していたりでは意味がない。障がいのある人への理解を深め、もっと思いやりのある行動がとれる岐阜県にしていきたい。
- ・子供たちは障がいがある子を助け、上手くつきあっている。大人は色眼鏡で見ている気がする。大人として恥ずかしい気がする。
- ・「障がい」も目に見える「障がい」と見た目にはわかりづらい「障がい」がある事をもっと理解していただけるようになるとよい。
- ・障がいとひとくくりにされるとわかりづらい。普通に生活ができて、自分で仕事ができる自立できる場合もあり、人とまったく接することができなくて、家庭の中だけでの生活をする人もいる。
- ・障がいのある人に必要なことや困っていることがわからない。障がいのある人の政策に関与できるほど理解できていないことと、身近でない。私と同じような県民の方も多いのではないかな。

○共に生活するための環境づくりを進めるための、配慮や工夫について

- ・障がい者自身の生の声を大切にすることが第一で健常者の一方的な配慮は問題がある。
- ・常に、子供・高齢者・障がい者などの社会的弱者の目線で行政が行われたいといけない。明日はわが身。そのときになって声高に叫んでも自業自得となってしまう。健常者の理解が大切。
- ・してあげるという上目線のスタンスではなく、共に生きるために何ができるのかを考えたい。
- ・障がい者への配慮をしようとするならば「もし自分がその立場ならどうして欲しいか」から考えなければならない。
- ・個人情報保護法等により近隣でどんな人がいるか全くわからない。例えば、災害時に避難の支援をしたくても、どうにもすることができない。「本音」と「たてまえ」が食い違っている。

○障がい児に対する教育の充実について

- ・教育現場での指導者（先生）の理解や知識を持っていただくような指導や教育の充実が必要。
- ・障がいのある子どもの進学について、あまりにも選択肢のない現状に驚いた。障がいの

ある子どもが全て養護学校へ行くとは限らない。一般高校に少しでも特別支援学級があるとよい。

○県が行うべき支援について

- ・障がいのある人に対する支援だけでなく、その家族を支えられるような街づくりを期待する。
- ・障がいのある人が働ける場を増やしてほしい。障がいのある人の家族会を開催してほしい。障がいがある人同士がふれあう場を設けてほしい。就学前の発達の遅れの判断をなるべく早くしてほしい。
- ・腫れ物に触るような空気を変えるように、障がいのある方も積極的に外へ出て明るく振舞ってもらえるようなイベントなどを開催してもらいたい。

岐阜県障害者施策推進協議会条例

(昭和47年3月31日条例第8号)

改正 昭和54年10月9日条例第24号 平成6年3月30日条例第6号
平成12年12月27日条例第55号 平成16年10月7日条例第33号
平成23年10月12日条例第38号 平成24年3月27日条例第25号

岐阜県心身障害者対策協議会条例をここに公布する。

岐阜県障害者施策推進協議会条例

題名改正〔平成6年条例6号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定により、岐阜県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成6年条例6号・12年55号・16年33号・23年38号・24年25号〕

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験を有する者
- 三 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

一部改正〔昭和54年条例24号・平成6年6号〕

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

一部改正〔昭和54年条例24号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年10月9日条例第24号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成6年5月規則第56号で、同6年6月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在任する岐阜県心身障害者対策協議会の委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の岐阜県障害者施策推進協議会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定により任命された岐阜県障害者施策推進協議会の委員（以下「委員」という。）とみなす。

3 この条例の施行の日以後最初に任命される委員（補欠の委員を除く。）の任期は、改正後の条例第2条第3項本文の規定にかかわらず、平成7年7月20日までとする。

附 則（平成12年12月27日条例第55号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年10月7日条例第33号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年4月規則第79号で、同17年4月18日から施行)

附 則（平成23年10月12日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第25号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第2条の規定の施行の日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿

(平成27年2月現在)

区分	所属	職名	氏名	分野	備考
学 識	岐阜大学教育学部	教授	池谷 尚剛	教 育	(会長)
	岐阜県臨床心理士会		大森 智子	臨床心理・相談支援	
	岐阜経済大学	教授	佐藤八千子	福 祉	
	岐阜大学医学部	准教授	西村 悟子	医 療	
	(一社)岐阜県医師会	常務理事	堀部 廉	医 療	
	岐阜県議会	厚生環境委員長	水野 正敏	県議会(厚生環境)	
障 が い 者 団 体	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会 長	松井 逸朗	身体障がい	
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	理 事	前田 光雄	視覚障がい	
	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会 長	水野 義弘	聴覚障がい	
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	常務理事	安藤 晴美	難病関係	
	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	理 事	日比奈緒美	身体障がい	
	岐阜県特別支援学校PTA連合会	副 会 長	水谷 裕子	障がい児教育	
	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	理 事 長	柴田 勇夫	知的障がい	
	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	会 長	小坂 孫次	知的障がい	
岐阜県自閉症協会	会 長	水野佐知子	発達障がい		
(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	理 事 長	中村 剛	精神障がい		
行 政	岐阜労働局	職業安定部長	渡邊 泰彦	労働行政	
	岐阜障害者職業センター	所 長	川名 信夫	障がい者雇用	
	岐阜県市長会	本巢市長	藤原 勉	市町村行政	
	岐阜県町村会	垂井町長	中川 満也	市町村行政	

(敬称略、順不同)

岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について会議を行うため「岐阜県障がい者総合支援懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員17人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、関係機関等から、健康福祉部長が選任した者とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置き、岐阜県障害福祉課長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は座長が招集する。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

3 懇話会は、課題等に応じ専門部会を設置することができる。

(圏域協議会との連携)

第6条 懇話会には、各障害保健福祉圏域ごとに支部（以下「圏域支部」という。）を置く。

2 圏域支部は、各振興局に設置された圏域協議会等をもって充てる。

3 圏域支部の組織及び運営に関する事項は、圏域支部において別に定める。

4 圏域支部は、地域協議会と連携し、地域の協議事項等をまとめ、懇話会へ協議または報告することができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

2 事務局は、必要に応じて関係する本庁各課及び現地機関等を招集し、障害福祉課長の主宰により事務局会議を開催する。

(連携)

第8条 懇話会は、県内における障がい者施策の推進について、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき設置された岐阜県障害者施策推進協議会と連携し、運営するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

2 この要綱の制定をもって「岐阜県障がい者自立支援協議会設置要綱」（平成24年8月2日制定）は廃止する。

岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿

役 職	氏 名	備 考 (分野)
障がい者相談支援特別アドバイザー	大西 鈴彦	相談体制支援
東濃障がい者就業・生活支援センター 所長	藏前 芳勝	就労・生活支援
岐阜労働局職業安定部職業対策課 課長	牧野 俊昭	就労支援
国立病院機構長良医療センター 療育指導室 室長	愛田 弘美	重心児(者)支援
岐阜県身体障害者福祉施設協議会 会長	大島 和彦	身体障がい者支援
岐阜県知的障害者支援協会 副会長	田口 道治	知的障がい者支援
地域活動支援センター ふなぶせ 総合施設長	森 敏幸	精神障がい者支援
西濃圏域発達障がい支援センター	中野 たみ子	発達障がい児支援
発達障がい支援センターのぞみ	相羽 秀子	発達障がい児支援
岐阜県難病団体連絡協議会 相談員	白木 裕子	難病支援
岐阜市 障がい福祉課 課長	高木 健一	行政関係(市)
本巣市 福祉敬愛課長	村瀬 正敏	行政関係(市)
垂井町 健康福祉課長	片岡 兼男	行政関係(町村)
岐阜県特別支援学校長会 会長 (岐阜盲学校長)	国枝 利博	教育関係
岐阜県身体障害者福祉協会事務局 課長補佐	小川 剛矢	当事者等
中濃地区手をつなぐ育成会 理事	田中 真澄	当事者等
岐阜県精神保健福祉会連合会	熊谷 久子	当事者等

(敬称略、順不同)

事務局（第7条関係）

所 属 ・ 役 職	備 考
障害福祉課 課長	障がい福祉(身体・知的)
保健医療課 課長	障がい福祉(精神)、難病
岐阜地域福祉事務所福祉課 課長	岐阜圏域
西濃振興局福祉課 課長	西濃圏域
中濃振興局福祉課 課長	中濃圏域
東濃振興局福祉課 課長	東濃圏域
飛騨振興局福祉課 課長	飛騨圏域

事務局（事務局会議関係機関）

所 属 ・ 役 職	備 考
労働雇用課 課長	障がい者雇用
特別支援教育課 課長	教育
岐阜保健所健康増進課 課長	障がい福祉(精神)、難病
中央こども相談センター判定課長	障がい児支援
身体障害者更生相談所 所長	身障更生相談
知的障害者更生相談所 相談判定課長 兼精神保健福祉センター 総務課長	知的更生相談 精神保健福祉
希望が丘学園 事務局長	医療 発達障がい支援

岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）策定検討会設置要綱

（目的）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく岐阜県障害者計画（現行「第2期岐阜県障がい者支援プラン」）及び障害者総合支援法（平成24年法律第51号）に基づく岐阜県障害福祉計画（現行「第3期岐阜県障害福祉計画」）の改定に伴い、両計画を一体化し、岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）（以下「プラン」）として新たに策定するため、庁内に岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）策定検討会（以下「策定検討会」）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定検討会の所掌事務は次のとおりとする。

- （1）プランを策定するための基本的事項の検討及び総合的な調査に関すること。
- （2）プランの素案策定に関すること。
- （3）その他プランの策定に当たって必要と認められること。

（組織）

第3条 策定検討会は別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

（座長及び副座長）

第4条 策定検討会に座長及び副座長を置き、座長には健康福祉部長を、副座長には障害福祉課長をもって充てる。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 策定検討会は座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長が必要と認めるときは、策定検討会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（作業班）

第6条 策定検討会の効率的な運営に資するため、策定検討会に作業班を置く。

- 2 作業班は、班長、副班長、及び班員をもって構成する。
- 3 班長には障害福祉課総括管理監を、副班長には障害福祉課社会参加推進係長を持って充てる。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 班員は別表に掲げる職にあるものが指名する者とする。

（作業班会議）

第7条 作業班会議は、班長が必要に応じ招集し、会務を総括する。

- 2 前項において、特定事項については、班長は関係班員のみを招集することができる。
- 3 班長が必要と認めるときは、作業班会議に班員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定検討会及び作業班に関する庶務は障害福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定検討会及び作業班の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月9日から施行する。
- 2 この策定検討会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

健康福祉部長（座長）	都市政策課長
障害福祉課長（副座長）	公共交通課長
広報課長	建築指導課長
財政課長	公共建築住宅課長
人事課長	教育総務課長
管財課長	特別支援教育課長
情報企画課長	交通規制課長
清流の国づくり政策課長	
スポーツ推進課長	
危機管理政策課長	
環境生活政策課長	
文化振興課長	
人権施策推進課長	
健康福祉政策課長	
医療整備課長	
地域医療推進課長	
保健医療課長	
高齢福祉課長	
地域福祉国保課長	
子ども女性政策課長	
子育て支援課長	
商工政策課長	
労働雇用課長	
農政課長	
林政課長	
建設政策課長	

計画の策定経過

平成 26 年 2 月 17 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）の策定について																																																												
平成 26 年 4 月～ 5 月	<input type="checkbox"/> 「障がい福祉に関する調査」（特別支援学校の児童・生徒の保護者）の実施 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 調査対象 (2,474 人) 特別支援学校に通う小学部、中学部、高等部の児童・生徒の保護者</p> <p>(2) 主な調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいによる子どもの差別的な扱いの経験について ・通園（所）先での困りごと ・現在生活における困りごと、将来に対する不安・悩み事 </div>																																																												
平成 26 年 5 月～ 8 月	<input type="checkbox"/> 県内障がい者団体への意見聴取 <意見聴取を行った団体> (訪問日順)																																																												
	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会</td><td>16</td><td>岐阜県障害福祉事業所連絡会</td></tr> <tr><td>2</td><td>(一社) 岐阜県手をつなぐ育成会</td><td>17</td><td>精神障害者社会復帰施設</td></tr> <tr><td>3</td><td>(一社) 岐阜県聴覚障害者協会</td><td>18</td><td>岐阜県言語障害児を持つ親の会</td></tr> <tr><td>4</td><td>(特非) 岐阜県難病団体連絡協議会</td><td>19</td><td>岐阜県重症心身障害児(者)を守る会</td></tr> <tr><td>5</td><td>(一社) 岐阜県視覚障害者福祉協会</td><td>20</td><td>岐阜県失語症友の会</td></tr> <tr><td>6</td><td>岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会</td><td>21</td><td>岐阜睦声会</td></tr> <tr><td>7</td><td>(一社) 岐阜県知的障害者支援協会</td><td>22</td><td>岐阜県精神科病院協会</td></tr> <tr><td>8</td><td>(特非) 岐阜県精神保健福祉会連合会</td><td>23</td><td>岐阜盲ろう者友の会</td></tr> <tr><td>9</td><td>岐阜県自閉症協会</td><td>24</td><td>(一社) 日本精神科看護技術協会岐阜県支部</td></tr> <tr><td>10</td><td>岐阜県特別支援学校 PTA 連合会</td><td>25</td><td>岐阜県筋ジストロフィー協会</td></tr> <tr><td>11</td><td>遷延性意識障害を持つ親の会ひまわり</td><td>26</td><td>岐阜県身体障害者福祉施設協議会</td></tr> <tr><td>12</td><td>(社福) 岐阜アソシア</td><td>27</td><td>(一社) 岐阜県知的障害者支援協会(施設長会議)</td></tr> <tr><td>13</td><td>重度障害者の自立をめざす山鳩の会</td><td>28</td><td>岐阜県精神障害者小規模作業所交流会</td></tr> <tr><td>14</td><td>(特非) ぎふ難聴者協会</td><td>29</td><td>頸髄損傷者連絡会・岐阜</td></tr> <tr><td>15</td><td>岐阜県脊髄損傷者協会</td><td></td><td></td></tr> </table>	1	(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会	16	岐阜県障害福祉事業所連絡会	2	(一社) 岐阜県手をつなぐ育成会	17	精神障害者社会復帰施設	3	(一社) 岐阜県聴覚障害者協会	18	岐阜県言語障害児を持つ親の会	4	(特非) 岐阜県難病団体連絡協議会	19	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会	5	(一社) 岐阜県視覚障害者福祉協会	20	岐阜県失語症友の会	6	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	21	岐阜睦声会	7	(一社) 岐阜県知的障害者支援協会	22	岐阜県精神科病院協会	8	(特非) 岐阜県精神保健福祉会連合会	23	岐阜盲ろう者友の会	9	岐阜県自閉症協会	24	(一社) 日本精神科看護技術協会岐阜県支部	10	岐阜県特別支援学校 PTA 連合会	25	岐阜県筋ジストロフィー協会	11	遷延性意識障害を持つ親の会ひまわり	26	岐阜県身体障害者福祉施設協議会	12	(社福) 岐阜アソシア	27	(一社) 岐阜県知的障害者支援協会(施設長会議)	13	重度障害者の自立をめざす山鳩の会	28	岐阜県精神障害者小規模作業所交流会	14	(特非) ぎふ難聴者協会	29	頸髄損傷者連絡会・岐阜	15	岐阜県脊髄損傷者協会		
1	(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会	16	岐阜県障害福祉事業所連絡会																																																										
2	(一社) 岐阜県手をつなぐ育成会	17	精神障害者社会復帰施設																																																										
3	(一社) 岐阜県聴覚障害者協会	18	岐阜県言語障害児を持つ親の会																																																										
4	(特非) 岐阜県難病団体連絡協議会	19	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会																																																										
5	(一社) 岐阜県視覚障害者福祉協会	20	岐阜県失語症友の会																																																										
6	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	21	岐阜睦声会																																																										
7	(一社) 岐阜県知的障害者支援協会	22	岐阜県精神科病院協会																																																										
8	(特非) 岐阜県精神保健福祉会連合会	23	岐阜盲ろう者友の会																																																										
9	岐阜県自閉症協会	24	(一社) 日本精神科看護技術協会岐阜県支部																																																										
10	岐阜県特別支援学校 PTA 連合会	25	岐阜県筋ジストロフィー協会																																																										
11	遷延性意識障害を持つ親の会ひまわり	26	岐阜県身体障害者福祉施設協議会																																																										
12	(社福) 岐阜アソシア	27	(一社) 岐阜県知的障害者支援協会(施設長会議)																																																										
13	重度障害者の自立をめざす山鳩の会	28	岐阜県精神障害者小規模作業所交流会																																																										
14	(特非) ぎふ難聴者協会	29	頸髄損傷者連絡会・岐阜																																																										
15	岐阜県脊髄損傷者協会																																																												
平成 26 年 5 月～ 9 月	<input type="checkbox"/> 有識者への意見聴取																																																												

平成 26 年 5 月～ 6 月	□ 指定障害者支援施設に係る入所者・待機者の状況について照会
平成 26 年 6 月	□ 各都道府県に対して、障害福祉サービス事業所数・定員数等について照会
平成 26 年 6 月 9 日	□ 岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）策定検討会作業班会議 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）の策定方針について ・策定に係る作業について
平成 26 年 7 月～ 8 月	□ 「障がい福祉に関するアンケート調査」（県政モニター）の実施 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（1）調査対象（573 人） 県政モニターに委嘱した一般県民</p> <p>（2）主な調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者との関わりについて ・障がいを理由とする差別を感じるか ・「障害者権利条約」、「障害者差別解消法」の認知度 </div>
平成 26 年 9 月 3 日	□ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）骨子案について
平成 26 年 9 月 5 日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）骨子案について
平成 26 年 9 月	□ 障がい福祉に関する市町村課長会議（5 圏域） ・岐阜県障がい者総合支援プランの策定について
平成 26 年 10 月	□ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会 （中間報告第 1 回目）
平成 26 年 11 月	□ 市町村への意見照会 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）に対する意見
平成 26 年 11 月 28 日	□ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）について

平成 26 年 12 月 1 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）について
平成 26 年 12 月	<input type="checkbox"/> 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会 （中間報告第 2 回目）
平成 26 年 12 月～ 平成 27 年 1 月	<input type="checkbox"/> パブリック・コメントの実施 ・インターネットによるプラン（案）の公表
平成 27 年 1 月	<input type="checkbox"/> 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会（確定報告）
平成 27 年 2 月 19 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・岐阜県障がい者総合支援プランの策定について
平成 27 年 2 月 20 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・岐阜県障がい者総合支援プランの策定について

用語解説

用語解説

あ

■あんしん歩行エリアほこう

歩行者等の安全通行の確保を目的として、交通事故の多発している住居系・商業系地区等において、「あんしん歩行エリア」を指定してエリア内における約2割の死傷事故抑止を目指すものです。対策は、信号機等の整備としてバリアフリー対応型信号機、自発光式道路標識等の設置、また、歩行空間の整備として歩道の整備、段差・勾配の解消等を行い、面的かつ総合的な対策を展開するものです。

い

■意思疎通支援いしそつうしえん

障がい者と障がいのない人の意思疎通を支援するため、平成25年4月に施行された障害者総合支援法等において、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成等を行う制度として規定されたものです。

障がい者と障がいのない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障がい者への代読や代筆、知的障がいや発達障がいのある人とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達等、様々なものがあります。

■移動支援事業いどうしえんじぎょう

屋外での移動が困難な障がいがある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に実施されている事業です。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業において実施されており、各市町村が地域の特性や利用者のニーズに応じて個別支援型、グループ支援型及び車両移送型などの柔軟な形態で、ガイドヘルパーの派遣などのサービスを提供しています。

■医療型児童発達支援センターいりょうがたじどうはつたつしえん

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う「児童発達支援センター」の類型の1つです。

児童発達支援センターには、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、医療型児童発達支援センターでは、上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

■医療型障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う「障害児入所施設」の種類の1つです。

障害児入所施設には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、医療型障害児入所施設では、疾病の治療、看護、医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護、日常生活上の相談支援、助言、身体能力や日常生活能力の維持・向上のための訓練、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを行います。

■インクルーシブ^{きょういく}教育システム

障がいの有無に関係なく、全ての子どもを対象として、学校や地域社会が個々の子どものニーズに対応して行う教育のことです。

う

■ウェブアクセシビリティ

特に高齢者や障がい者など、ホームページの利用になんらかの制約があったり、または利用に不慣れな人を含めて、誰もがホームページで提供されている情報やサービスを支障なく利用できることを言います。

え

■SST

“Social Skills Training” の略で、集団行動、仲間関係、コミュニケーションなど、社会生活上の基本的な技能を身に付けるための学習のことです。

■SOS シグナル

視覚に障がいのある方が白い杖を垂直に頭上に上げて、周囲に助けを求めるサインのことです。街や駅などでこのSOSシグナルを見かけたときは積極的に声を掛けましょう。

■NPO

非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称です。そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づき、一定の要件を満たした団体で、都道府県等からの認証を受け法人登記を行い法人として活動しているものをNPO法人（特定非営利活動法人）といいます。

お

■ 音声機能障がい

音声機能の喪失により、音声を全く発することができなくなる、又は、音声機能に著しい障がいがあり、音声のみを用いた意思疎通が著しく困難となる障がいのことです。

■ 音訳奉仕員

本、雑誌、新聞、その他文章を、晴眼者（目の見える方）が視覚障がいがある人たち等の代わりに朗読し、テープやCDに録音したものを通して情報提供するボランティアのことです。

き

■ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の事で、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談を総合的に行います。各市町村が任意で設置することができます。

■ 強度行動障がい

主に自閉症をはじめとする発達障がい児者のうち、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や間接的他害（強いこだわり等）、自傷行為等が通常考えられない頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要となっている状態をいいます。

く

■ グループホーム（共同生活援助）

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障がいのある人が共同して自立した生活を営む場として位置づけられているものです。

グループホームでは、金銭管理や相談等の支援、また、必要な人に対しては食事や入浴等の介護を行うこととしています。

従来は、介護が必要な人が利用するケアホームと、介護が必要ない人が利用するグループホームとに分かれていましたが、今後、障がい者の高齢化・重度化が進展し、介護が必要な障がい者のグループホームの新規入居や、入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれることから、平成26年度の障害者総合支援法の施行により、ケアホームがグループホームへ一元化されました。

け

■ ゲートキーパー

心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわる人のことです。



■ こうじのうきのうしょう 高次脳機能障がい

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態です。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものは除外します。

■ こうどうえんご 行動援護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、行動上著しい困難を有する知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、外出時において同行し、移動に必要な支援等を行うサービスのことです。

■ こうとうとくべつしえんがっこう 高等特別支援学校

軽度知的障がいのある生徒の潜在的な社会的・職業的自立能力を最大限まで引き伸ばし、一人一人の適性や希望に応じた進路を実現するための新しいタイプの特別支援学校です。高等部のみの学校で、職業教育に特化した専門学科を設置します。

■ ごうりてきはいりよ 合理的配慮

障がいのある人等から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、その実施が負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮のことを言います。合理的配慮の典型的な例としては、車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをすることなどが挙げられます。

■ コンシェルジュ

→発達障がい者支援コンシェルジュ（175ページ）を参照



■ かんりせきにしや サービス管理責任者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（訪問系サービスを除く）を実施する事業者の指定に係る人員配置基準において、事業所ごとに必ず配置することとされている者のことです。

事業所において、サービスの質の向上を図るため、個々の利用者についての初期状態の把握（アセスメント）や個別支援計画の作成、定期的な評価（モニタリング）などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担う者です。

■ とうりようけいかく サービス等利用計画

ケアマネジメント手法を活用し、障がいのある人のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活

を支えるために必要な支援を記述した計画のことです。

■災害図上訓練 (DIG)

災害図上訓練「DIG (ディグ)」とはDisaster (災害)、Imagination (想像力)、Game (ゲーム) の略。地域の地図を活用し、災害が発生した場合を想定して、地域住民である参加者が、イメージトレーニング (机上訓練) をするものです。

■災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害に備えるため、福祉分野において、発災直後からの能動的・機動的な対応や被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援を行う仕組みのことです。

し

■COPD (慢性閉塞性肺疾患)

慢性閉塞性肺疾患 (Chronic Obstructive Pulmonary Disease、以下「COPD」) とは、有毒な粒子やガスの吸入による進行性の疾患であり、運動時の呼吸困難や慢性の咳・痰等を伴います。主な原因は喫煙であり、他に粉塵や化学物質などがあります。

■CKD (慢性腎臓病)

慢性腎臓病 (Chronic Kidney Disease、以下「CKD」) とは、糖尿病や高血圧症などのさまざまな要因により、腎臓の働きが慢性的に低下するものです、または、たんぱく尿が出るなどの腎臓の異常が3か月以上続く状態です。

■失語症

脳梗塞や脳出血など脳卒中や、けがなどによって、大脳 (たいていの人は左脳) の中にある、言葉を受け持っている「言語領域」という部分が傷ついたために、言葉がうまく使えなくなる状態をいいます。失語症になると、「話す」ことだけでなく、「聞く」「読む」「書く」ことも難しくなります。しかし、脳 (左脳) の傷ついた場所の違いによって、「聞く」「話す」「読む」「書く」の障がいの重なり方や程度は異なり、失語症はいくつかのタイプに分類されています。

■児童発達支援事業所

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

■じへいしやう自閉症

自閉症は多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障がい、症状が軽い人たちまで含めると約 100 人に 1 人いると言われています。自閉症の人々の状態像は非常に多様であり、信頼できる専門家のアドバイスをもとに状態を正しく理解し、個々のニーズに合った適切な療育・教育的支援につなげていく必要があります。

■じへいしやう自閉症・じやうちしやう情緒障がいとくべつしえんがつきやう特別支援学級

自閉症（他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい）や情緒障がい（状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態）のために、通常の学級での教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍する特別支援学級のことを言います。

■しやかいてきしやうへき社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

■しゅうさんきいりやう周産期医療

妊娠後期（妊娠満 22 週）から早期新生児期（生後満 7 日未満）までの期間を周産期といいます。この時期は、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体や胎児、新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。この時期の母体や胎児、新生児について産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供することで母子の健康を守るのが周産期医療です。

■じゅうしやうしんしんしやう重症心身障がい児（者）

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児（者）です。

■じゅうどほうもんかいご重度訪問介護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの 1 つで、常時介護を要する身体に重度の障がいがある人、重度の知的障がいがある人又は重度の精神障がいがある人に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助のほか、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を行うサービスです。

■しゅうろういこうしえん就労移行支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの 1 つで、一般就労等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力のために必要な訓練を行うサービスです。

■ しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■ しょう しょうかいたくいん 障がい者雇用開拓員

各障害者就業・生活支援センターに配置され、事業所の個別訪問による障がい者雇用の普及啓発及び職場実習先・就職先の開拓及び特別支援学校の職場実習先・就職先等の開拓及び生徒・卒業生の就労・定着支援を実施する者のことです。

■ しょうがいしやしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関です。

■ しょう しょうかん 障がい者に関するマーク

障がいのある方に配慮した施設・設備であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークや標示があります。

これらのシンボルマークには、国際的に定められたものや、各障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。

■ しょうにまんせいとくていしっかん 小児慢性特定疾患

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど、治療期間が長く、医療費負担が高額となるもののことです。

■ ジョブコーチ

障がい者が職場に適応できるよう、職場に出向いて、障がい者が仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う人のことです。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行います。

■ しんたいしょうがいしやほじょけん 身体障害者補助犬

視覚、聴覚、肢体に障がいのある人の日常生活をそれぞれに支える盲導犬、聴導犬、介助犬の総称です。身体障害者補助犬法では、身体障がい者が公共的施設、公共交通機関等を利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することができることなどを定めています。

- ① 盲導犬 視覚障がい者の歩行等のサポートを行う専門的な訓練を受けた犬で、ハーネスと呼ばれる白または黄色の胴輪を付けています。犬種はラブラドル

レトリバーが多く使われています。

- ② 聴導犬 聴覚障がい者に音声による情報を知らせたり、音源までの誘導を行う等のサポートを行う専門的な訓練を受けた犬で、具体的には目覚ましの音を聞いてユーザーを起こす、呼び鈴を聴いてユーザーを玄関に導く、防犯ベルや火災警報等の音を聞いてユーザーに危険を知らせる等、音声の種類を聞き分け、それに応じた行動を行います。犬種は選ばず、保健所や動物愛護センター等に預けられている犬を引き取って訓練を行う例もあります。
- ③ 介助犬 主に肢体不自由者のサポートを行う専門的な訓練を受けた犬で、物を拾う、ボタンを押す、着脱衣の介助、車いすを引っ張る、体位交換時に介助者を助けるなど障がい者の個別のニーズによりさまざまな作業を行います。犬種は主にラブラドルレトリバーが使われています。

せ

■せいしんかきゅういりょう精神科救急医療システム

休日、夜間等における精神疾患の急激な発作や精神症状の悪化等により、緊急に精神科治療を必要とする精神障がい者を対象に、適正かつ円滑な医療及び保護を図るシステムです。

■せいねんこうけんせいど成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度です。

■せんえんせいいしきしょう遷延性意識障がい

日本脳神経外科学会の定義によると、重度の昏睡状態を指す病状のことで、3か月以上、種々の治療にもかかわらず、次の6項目を満たす状態にある方です。

- (1) 自力移動が不可能である。
- (2) 自力摂食が不可能である。
- (3) 尿尿失禁状態にある。
- (4) 声を出しても意味のある発言がまったく不可能である。
- (5) 眼を開け、手を握れという簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意志疎通が不可能である。
- (6) 眼球はかろうじて物を追っても認識はできない。

そ

■相談支援専門員

県の指定を受けて相談支援事業を行う事業者が、事業所に必ず配置することとされている者です。

相談支援専門員は、利用者が地域で希望する自律した生活を維持・継続する上で生じる様々な生活の課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決を達成する道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通じて、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図ることが役割として求められています。

た

■退院後生活環境相談員

平成 26 年 4 月 1 日に精神保健福祉法が改正され、医療保護入院を中心に制度が変わり、精神科病院には「退院後生活環境相談員」の設置が義務づけられました。

認知症等で医療保護入院された方が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて、退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行することができるよう、必要に応じ、「退院後生活環境相談員」が地域援助事業者（居宅介護事業者等）と連携を図ることになりました。

ち

■地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、都道府県及び市町村が主体となって実施される事業のことです。障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを事業の目的としています。

■チャレンジトレーニング事業

障がい者を採用する意欲のある企業と、就労を望む障がい者の互いの理解不足解消、不安解消及び障がい者の就職に向けた事前トレーニングとして、短期職場実習（10 日間）を行います。

て

■DPAT

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる

等、精神保健医療への需要が拡大します。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要となります。

このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームがD P A Tです。

■てんやくほうしじん点訳奉仕員

所定の講習を受けて点訳の技術を取得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成する人です。

■と

■どうこうえんごじぎょう同行援護事業

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、重度の視覚障がいのある人に対し外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するほか、移動に必要な支援等を行うサービスです。

■どうごうしつちょうしょう統合失調症

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障がいを受け（生活の障がい）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障がい）、という特徴を併せもっています。

■とくていきぎゅうしよくしゃこようかいほつじょせいきん特定求職者雇用開発助成金

高齢者や障がい者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成するものです。

■とくべつしえんきょういく特別支援教育

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

■こようトライアル雇用

トライアル雇用とは、働いた経験が少ないことから、期間の定めのない雇用（常時雇用）での就職に不安のある方などが、常時雇用への移行を前提として、原則3か月間その企業で試用雇用として働いてみる制度です。

トライアル雇用の期間中は、仕事や企業について理解を深めることができ、また、労働基準法などの法律が適用され賃金も支払われます。

な

■難病

厚生労働省が指定した特定疾患の通称です。同省の「難病対策要綱」では、

- ① 原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病
 - ② 経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重くまた精神的にも負担の大きい疾病
- としています。

平成 25 年 4 月から施行された障害者総合支援法においては、障害者の定義に難病患者等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続きを経たうえで、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等（障がい児にあっては、児童福祉法に基づく障がい児支援）が利用できることとなりました。

な

■難病生きがいサポートセンター

難病生きがいサポートセンターは岐阜県内の難病の総合的な相談窓口と情報発信の基地として位置づけられており、岐阜県の委託を受け、特定非営利活動法人岐阜県難病団体連絡協議会（難病連）が運営しています。

な

■難病ホームヘルパー

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するために必要な知識、技能を有するホームヘルパーのことです。

に

■日常生活自立支援制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う制度です。都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体としています。（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等により行われています。）

の

■ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが障がい者（特に知的障がい者）の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障がい者福祉の最も重要な理念です。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる

社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

■ ノンステップバス

誰でも乗降しやすいように、床を低くして乗降口の階段を極力なくしたバスのことです。従来のバスとの違いは、ノンステップバスは、床下の機材を主に後方部分に集中させることで、床を地上から概ね 30 センチと低くし、乗降口にフラップ（渡り板）を付けることで車いすも乗降できるようにしたものです。空気圧で車体を下げるニーリング（車高調整）装置がついているものもあります。

は

■ 働きたい！ 応援団ぎふ

岐阜県教育委員会が、特別支援学校生徒の就労を支援するため、企業に職場見学や就業体験、雇用などに協力してもらう登録制の制度です。協力してもらう内容は、職場見学、就業体験、企業内作業学習、校内作業学習の技術指導、就労推進の 5 つがあり、うち 1 つでも協力可能な企業は登録をすることができます。

■ 発達障害者支援センター

発達障がい児者及びその家族等に対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う専門機関です。発達障がい児者とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。岐阜県では、平成 18 年度から「発達障がい支援センターのぞみ」を設置し、発達障がい児中心の支援を実施してきましたが、平成 27 年度からは成人期の支援の強化を図り、「発達障害者支援センター」として児者一貫した支援を行うこととしています。

■ 発達障がい者支援コンシェルジュ

発達障がい者の就労に重点をおいた支援を専門に担当する相談員（コンシェルジュ）を 5 圏域の活動拠点となる事業所に配置し、関係機関と連携して圏域内の発達障がい者の支援にあたるとともに、発達障がい児者支援に関する会議、研修に参加することにより、各圏域の支援者とのネットワークを構築します。なお、コンシェルジュとは、ホテル等で利用者の様々な相談や要望に応える方の職名として使われています。利用者一人ひとりに応じたきめ細かいサービスを行うものとしてこの名称を使用しています。

■ パラリンピック

パラリンピック大会は 4 年ごとのオリンピックに引き続き、同じ場所で開催されます。

パラリンピックの名前は、Paraplegia（下半身マヒの意味）と Olympic（オリンピック）

を合成してつけたことに由来しています。また、para には「もう一つの」という意味もあるので、もうひとつのオリンピックとも言われています。歴史的には、パラリンピックは約 50 年にわたって開催されています。

パラリンピックは、今日では、障がい者スポーツを代表する祭典となっています。

■ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去ということが多いですが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。



■ ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動です。

■ ピアサポーター

ピアサポートを行う人のことを言います。

■ ひなんじょうんえい避難所運営ゲーム (HUG)

Hinanzyo (避難所) Unei (運営) Game (ゲーム) の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味を持っています。

避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験し、避難所運営を学ぶことができるものです。



■ FAX 1 1 0 番 ぼん

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、FAXによる緊急通報の受理のことです。この他、Eメールによる緊急通報の受理（Eメール110番）も行われています。

■ ふくし福祉メディアステーション

岐阜県大垣市にあるソフトピアジャパンセンターの1階にある施設で、障がい者が、マルチメディアを活用して、自立、社会参加、創作活動、就労等の「自己表現」を図る営みをその企画段階から支援しています。岐阜県及び公益財団法人ソフトピアジャパンの財政的、技術的支援を得ながら、一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会が主体となって運営

を行っています。



■ペアレントトレーニング

発達障がい児の親が、自分の子どもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶ訓練のことです。

■ペアレントメンター

発達障がい児の子育て経験のある親が、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人です。



■メール110番^{ばん}

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、Eメールによる緊急通報の受理のことです。この他、FAXによる緊急通報の受理（FAX110番）も行われています。



■盲ろう^{もう}

盲ろうとは「視覚と聴覚の両方に障がいがあること」を言います。また、視覚と聴覚の両方に障がいがある者を盲ろう者と言い、全盲ろう、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4タイプ分けられます。

社会福祉法人全国盲ろう者協会の「盲ろう者に関する実態調査（平成25年3月）」によると、盲ろう者は約1万4000人と推計されています。

■盲ろう者通訳・介助者^{もう しやつうやく かいじょしや}

盲ろう者の、生活上のコミュニケーションや移動の支援を行う者のことです。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業において、「盲ろう者通訳・介助者養成事業」及び「盲ろう者通訳・介助者派遣事業」が全都道府県の必須事業として位置づけられています。



■ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

■ユニバーサルデザインの^{じゆぎょう}授業

障がいの有無に関係なく、全ての児童生徒が「分かる」「できる」ように工夫・配慮された授業のことです。

よ

■要約^{ようやくひっきしや}筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人です。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達するものです。

り

■リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方です。

りょういく

■療育

児童福祉法第19条に規定される概念で、「療」は医療・治療を、「育」は保育あるいは養育を意味すると解され、もともとは、身体に障がいのある児童について早期発見と早期治療及び指導・相談を行うことにより、障がいを克服し、児童が持つ発達能力を有効に育て、自律生活に向かって育成する意味合いで使われてきました。

最近では、この概念が広がり、身体障がいだけでなく知的障がいをも含めて、児童から成人に至るまでのライフステージにおいて、自己実現をめざす総合的な支援活動としてとらえられており、本人の発達支援と周囲の環境改善の両面にわたり、医療、教育、福祉などの資源を動員し総合的に対応していくことが求められています。

れ

■レスパイト

障がい者（児）を家族の一員に抱える親・家族を、一時的に一定の期間障がい者（児）の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを回復し一息つけるようにするサービスです。

ろ

■ロコモティブ^{うんどうきしょうこうぐん}シンドローム（運動器症候群）

骨や関節、筋肉、動きの信号を伝える神経などが衰えて「立つ」「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりになってしまうこと、又は、そのリスクが高い状態のことです。

岐阜県障がい者総合支援プラン

平成 27 年 3 月

編集・発行	岐阜県健康福祉部障害福祉課
	岐阜市藪田南 2 - 1 - 1
	電 話 058-272-1111 (県庁代表)
	F A X 058-278-2643
	E-mail c11226@pref.gifu.lg.jp